

第百十二回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第 四 号

昭和六十二年四月十三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 塚原 俊平君

理事 小澤 潔君

理事 虎島 和夫君

理事 牧野 隆守君

理事 木内 良明君

理事 尾形 智矩君

久野 忠治君

園田 博之君

中村正三郎君

深谷 隆司君

宮崎 茂一君

渡辺 紘三君

伊藤 忠治君

松前 仰君

鳥居 一雄君

佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 中山 正暉君

出席政府委員

科学技術庁長官 中津川英雄君

官房審議官 寺村 信行君

大蔵省主計局次 白川 勝彦君

長 森本 哲夫君

郵政事務次官 木下 昌浩君

郵政大臣官房長 田代 功君

議官 堀谷 稔君

郵政省郵務局長 奥山 雄材君

郵政省通信政策 堀谷 稔君

局長 堀谷 稔君

郵政省電気通信 奥山 雄材君

委員外の出席者

郵政省放送行政 成川 富彦君

局長 廣瀬 弘君

参 考 人 大竹 利男君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 木村 悦郎君

参 考 人 高橋 雄亮君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 横井 昭君

参 考 人 林 乙也君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 大澤 弘之君

参 考 人 泉 長人君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 辛島 一治君

参 考 人 森 美秀君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 橋本龍太郎君

参 考 人 水野 清君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 岡田 博之君

参 考 人 阿部末喜男君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 上田 利正君

参 考 人 伊藤 忠治君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 井上 一成君

参 考 人 阿部末喜男君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

参 考 人 森 喜朗君

星機構理事(通信・放送衛 星機構理事) 中村正三郎君

同日

伊藤 忠治君

上田 利正君

同日

大塚 雄司君

橋本龍太郎君

水野 清君

森 美秀君

岡田 博之君

戸田 利春君

中沢 健次君

同日

阿部末喜男君

伊藤 忠治君

同日

井上 一成君

同日

伊藤 忠治君

同日

阿部末喜男君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

同日

中沢 健次君

戸田 菊雄君

同日

大塚 雄司君

橋本龍太郎君

水野 清君

森 美秀君

岡田 博之君

戸田 利春君

中沢 健次君

同日

阿部末喜男君

伊藤 忠治君

同日

井上 一成君

同日

伊藤 忠治君

同日

阿部末喜男君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

同日

中村正三郎君

同日

森 喜朗君

閣提出第四〇号

○塚原委員長 これより会議を開きます。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人の出席を求め、

意見を聴取することとし、その人選等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

○塚原委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 おはようございます。放送衛星

機構の問題について質問をさせていただきます。

まず初めに、放送衛星機構の方からお忙しいと

ころわざわざ御出席をいただいているわけです

が、星の問題について、運用状況を質問させてい

ただきたいと思ひます。

BS2aと2bの運用状況についてなんです

が、たしか聞くところによりますと、昨年十二月

二十八日に、2bですか、何かうまくいかなくて

テレメトリエンコーダーが故障したということ

を聞いたわけですが、今どういふ状況にな

っているのか、まず、その点についてお伺いを

したいと思ひます。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

先生御指摘の六十二年十二月二十八日の故障で

ございます。昨年の末でございませうけれども、衛星内部の温度とか電圧あるいは姿勢情報等を地上に送信する記号に変換する電子機器、先ほど御指摘がございましたテレメトリーエンコーダーでございますが、このA系に異常が発生いたしました。そこで、これは予備系を持っておりまして、予備系でございませうB系に切りかえまして、その後は正常に運航をいたしているところでございませう。

○伊藤(忠)委員 予備系に切りかえて現在はいまういっている。もし予備系が故障いたしますとどうなりますか。

○廣瀬参考人 現状の解析が完全に行われておりませんのでよくわかりませんが、大体、非常に重要なところではA系、B系というように予備系を持つておるわけでございませうので、どちらかが健全であるというのを期待しているわけであります。

ただ、A系につきましても完全にこれが使用不能という様な状態ではございせん。したがって、両者をよく見ながらやっておりますまいかと思ひますが、万一両系統がふくあいでありますと、これはテレメトリーが入ってまいりませうので、大変重大な事態になるのではないかと考えておりますが、いろいろな方策でそういったことのないように管制をしてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 A系の方は、たしかこれも故障中じゃなかったかと思つておるのですが、ただトランスポンダーじゃなかったかという記憶が私はあるのですが、そのあたりをちょっとお聞かせをいただきたいのです。

そうすると、予備系に切りかえて現在はいまういっていますから、そのまま故障が起これば無事に目的が達成されることを祈るばかりなんです、やはり上を飛んでいるわけですから、その点は非常にリスクが伴うわけです。ですから、これで大丈夫だということはないかな言ひ切れないのじゃないかと思うのです。これは一番肝心なこと

るなものですから、見通しというのですか、現在予備系に切りかえてうまいいっているのですが、そのあたりの信頼度というのですか、もう一度お聞かせをいただきたいと思ひます。

○廣瀬参考人 衛星の状態の将来というものを今私どもはつきり申し上げるというのはなかなか困難なことではございませうけれども、いずれにいたしましても、放送が正常に行われるように最大限の努力をして管制をしてまいりたいと思つておる次第でございませう。

○伊藤(忠)委員 この問題は幾らお伺ひしても、起こつてみなければわからぬという部分があるのではありませんか、それ以上の御答弁というものは恐らく不可能じゃないかと私は思ふのです。事ほどさように、放送衛星というのは技術的にもまだ非常に不安定な問題を抱えておりました、そのことが、放送衛星を利用していろいろな施策をやつていく場合に、どうしても打ち上げれば安全に事故もなくいくのだという確信が持てないだけに、いろいろな施策を議論する場合にそこに舞ひ戻らざるを得ないという重大な問題を抱えているように私は思つておるわけでございませう。この点が一番難物じゃないかというのをまず指摘をいたしたいと思ふのです。

そこで、関連をしてお伺ひいたしますが、寿命保険というのですか、これはどうなつておりましたか。

○塩谷政府委員 お尋ねの寿命保険でございませうが、BS2bにつきましましては、この2bという衛星をNASDA、宇宙開発事業団からNHKに引き渡したいたしましたのは昭和六十一年七月十二日付でございまして、この七月十二日に寿命保険の第一年度の契約が締結されたところでございませう。この寿命保険の保険期間でございませうが、これが一年間ということになっておりましたので、昭和六十二年七月十二日に契約が更新されて、現在二年目という状況でございませう。

○伊藤(忠)委員 そうすると、一時期、星の安全性、信頼性の問題がございまして、寿命保険につ

いては契約をするにも相手がなかなか乗つてこないというような問題が議論されたことがございませうけれども、そういう問題はもう解決している、こう理解してよろしうございませうか。

○塩谷政府委員 先生お尋ねのとおり、確かに一時期、この寿命保険の契約についていろいろ話し合いが行われたわけでございませうが、実はこの2bの姿勢制御装置といひますかCPU、こういう姿勢制御装置に問題があるということで修正して打ち上げたのでございませうけれども、その点についていろいろ意見がありましたので、寿命保険全体としては契約は締結しているものでございませうが、この姿勢制御系のCPUにもし原因があつて損害が生じたときには免責とする、そのほかのことに起因してもし衛星について何かぐあいが悪いときには寿命保険の対象になる、こういうような条件つきで契約を締結した次第でございませう。

○伊藤(忠)委員 今問題になつておる箇所が故障が起こつた場合には保険は払われないうことですか、もともとそれはかかつてないということですか、その辺はどうですか。

○塩谷政府委員 契約の条件といたしまして姿勢制御系CPUに起因する損害については免責ということになつておりますので、その部分に原因して事故が起きた場合には保険の対象にならないというところでございませう。おっしゃるとおりでございませう。

○伊藤(忠)委員 この姿勢制御装置が故障する確率というのですか、これまで故障が起こつたケースにはそういうものは全然なかったのか、それともこれまで故障が起こつておるのはその部分が多かつたのか、これはどうですか。

○塩谷政府委員 この姿勢制御系につきましても現在予備系で運用しておりますので、現在までのところこれについての不都合というものは全く生じておりませう。今までの例といたしまして、2bについてそういう姿勢制御に問題があつて予備系に切りかえたというところでございませうので、その予備系についてどうかという事例は私どもも承知して

おりませう。現在までのところこれについては全く平常の状態に運用されておりますので、今後ともこういう状態に運用が継続されるものと私ども考えております。

○伊藤(忠)委員 現在予備系に切りかえたというのは、問題の姿勢制御に故障が起こつて予備系に切りかえて、現在はそれで運用されているわけですね。だから、このまゝいけば問題がないのでしようけれども、一たん病は起こつておるわけで、それでうまくいかなうなつて使えなくなつた、保険金は掛け、結局それは掛け損、こういうことなのですか。

○塩谷政府委員 余りそういう状態は想像したくないのでございませうが、状態としてそういう状況になつた場合には保険契約の性質上保険金があるかないかということにならざるを得ないと思ひます。

○伊藤(忠)委員 結局予備系に切りかえてまた故障が起これば、その可能性は2bの場合に高いのかもしれませんが、その場合には保険金はおりない。この保険金というのは幾ら掛けていて、どこがお掛けになつておるのか、そのあたりを聞かせてください。

○塩谷政府委員 保険料でございませうが、第一年度の契約は保険料率が年六%でございまして、七・五億円。それから更新しました第二年度は保険料率が四・八五%と下がつてきておりますので、保険料は四・三七億円、四億円ちょっとでございませう。

それから、この保険を掛けておられる方は実際に利用されておられる方ということで、BS2bの場合、NHKが保険契約者、保険金の受取人、こういうことになつております。

○伊藤(忠)委員 今お話しいただきましたように、よくわかつたのですが、結局一年目は掛けて無事にきて、掛金ですから掛け捨てになるわけですが、このときには七・五億円払いまして、二年目は四・三七億円掛けまして、今予備系で飛んでいる。NHKが払つておる。打ち上げに對してもNHKは相当資金を出してやつておるわけで、保険金は別

に払っているわけですから、これでもし故障したらこの掛金はだめ、結局損をした、保険金は戻ってこない、こういうことですね。非常に大きな負担がかかっているわけです。

そこで、何度も言うようですが、この信頼性をいかに向上させていくかは一層の技術開発ということをお願いすると思うのですが、これはやはり信頼性をうんと高めていく、通信衛星ぐらいの信頼性を確保できるという状況にまで技術開発を高めるとすると何年ぐらいを展望すればいいのでしょうか。

○塩谷政府委員 いろいろ先生御指摘のBS2bにつきましても危惧される点、最悪の状態ということになりますと、私も大変申し上げにくいような万一の状態も予想されるわけでございまして、心苦しい次第でございまして、私も、BS2a、bの経験も踏まえて、実はきょう御審議いただいておりますハイビジョン用のトラポンを予定しているBS3におきましては、そういう事故経験を何とか生かして、そういうものの再発を防げるような措置を講じていきたい。これはお尋ねがございましてその際お答えしたいと思っておりますけれども、BS3が六十五年、六十六年にかけて打ち上げられる予定になっておりますので、それからの寿命といえますと七年ぐらいをBS3について予定しておりますので、そういうタイムスパンで一応今の放送衛星の計画を予定しているわけでございまして、時間的な期限ということでお尋ねでございますので、そういった状況であるということをお答え申し上げておきたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 BS3の打ち上げ計画でいきますと、六十五年が3a、3bが六十六年でしたね。六十五年という、今六十六年ですからあと二年です。二年間かけてさらに技術のレベルを向上させて信頼性の高いものを3aとして打ち上げられる、一年たつてまたさらに、こうなるのですね。寿命というのは七年でなければ、信頼性は余り寿命に関係ございせんので、ちゃんと打ち上げつ

てそれがうまく飛んでくれればこれは非常にありがたいわけですね。

そうすると二年しかないわけですよ。現在でもいつ故障が起きるのじやないかと非常にはらら見ていられるような感じだと思えます。今度、3シリーズというものが始まるころには、これはハイビジョンを本格的にやろうという施策が今回の放送衛星機構では出されているわけですから、今のような状態のままBS3シリーズが始まるということでは、これはいろいろな議論をやつても星が故障したら終わりじやないか。それに巨額の経費を使う。果たして、これはニューメディアというけれども信頼性という点で非常に不安定であるという全体の気持ちがある中では、何か議論してもむなし、こういう気持ちに立つてしまふのです。二年間にこれはもう大車輪で技術水準のレベルアップを図つていただかなければいかぬと思ふのです。どんなにそうこう議論しても、星の信頼性に確信が持たなければこれはもう水泡に帰するわけですから、その点の郵政省としての具体的な施策というのですから努力というのですか、こういうふうにやりますからひとつその点は安心をしていただきたいというような答弁がございまして非常に議論が具体的に進むと思うのですが、どうでしょう。

○塩谷政府委員 実はBS3におきまして、今いみじくも先生が御指摘になりましたように、2a、bのそれぞれ苦しい経験を踏まえましてどうしたらよいかということ、私もいろいろ今日まで手がけてきていることがございまして、また、御指摘になりましたように、あと打ち上げまでの二年間という時間をフルに使ひまして、何とかこういうのははらする思いがなくなるようにいろいろ努めているところでございまして、やや技術的なことになりまして、申し上げたいと思ひますが、まずBS3におきましては、現在BS2はa、bそれぞれA系統、B系統、そして予備系という——これはトランスポンダー

といひまして、電波を受けてまた輻射するその中継器、衛星の最も基本的ななかななる部品でございまして、その中継器につきまして、BS2の場合にはA系統、B系統、そしてそれに予備系という、二系統の予備系が一系統、これがございまして、BS3はA、B、C、三系統ございまして、中継器が三つありまして、そしてA、B、Cそれぞれについて一つの予備系をつけておく。ですから、A、B、Cにそれぞれ予備系がつくことになりまして、合わせて三つになるわけでございます。現在が二系統の一予備というのに対して、三系統の三予備ということになるわけで、その意味で、これは中継器がだめになつては台なしでございまして、まず信頼性の向上をそこで図つていられるわけでございます。

それから中継器、放送用アンテナ及び追跡の管制系、これはTTC系と略語で言つておりますけれども、トラッキング・テレメトリ・アンド・コントロール系という、こういう中継器、放送用アンテナ及び追跡管制系、こういったところについて主要機器の国産化も実施しているわけでございます。国産化だから直ちに万全だというわけでは決つてございせんけれども、えてして外国の機器の場合、それが全体としてコンパクトになっているかという点について若干ブラックボックス的なものもありまして、そういうコンパクトな機器類の内部構成も比較的透明度が高いといひますか、私も、トランスレシブルの国産化を実施して、その辺の点も出しということもでき得るようになっております。

それから、これは宇宙開発事業団でございまして、BS2の開発あるいは運用において得られた経験をBS3の開発に十分反映するたために、地上での厳しい実験を行っているわけでございます。地上で厳しい実験を行つて信頼性の確保に万全を期しているというわけでございます。こういうところがあるわけですが、その地上の実験ということについては、一たん打ち上

げた衛星が空でどういう試験に遭うのか、その辺はわかりませんので、非常に条件を厳しくしているという実験をして、その耐性といひますか、それに対しての結果を評価しているという状況でございまして。

○伊藤(忠)委員 まあいづれにしてもこれまで外国の技術というのですか、外国の製品に頼る部分も多くあつて、それを経験の中で、自主技術の開発をやはり相当力を入れてやつてきたし、これからやつていこう。トランスポンダーについて、BS2シリーズと比べまして3シリーズの場合にはそれぞれ予備系を全部つけて確率を少なくする。しかしこれは、トランスポンダーそのものの質がよくなければ何ぼぶら下げたつてだめですね。僕らも余り技術的に切り込んだことはわかりませんが、そうだと思うのですよ。問題は質の問題なんです。

ですから、それが前提にあつてさらに各予備系がついておれば非常に万全が期せる、こういう意味合いだろうと理解をしておるのですが、いづれにしても、二年先を展望して3シリーズを出発させようという前提での今回の審議になるわけですから、何としても万全を期すための対策をしていただきたい、このように思ひます。やはりそれが前提になるわけですから、そのことがどうしても不安定、信頼性が高まらないということになりましてなかなか議論も進みませぬので、その点を受けとめてひとつ対処いただきたい、かように思ひます。

次に移りますけれども、BS3aの経費分担の根拠なんです、これも資料によりまして、NHKの費用分担が三百四十億円、JSBが百七十億円、総額の六五％の分担分をこのように分けていられるのですが、なぜJSBと比べてNHKが高くなつていられるのかという疑問が一点。二点目は、NASDAの三五％の負担分が金額に直しまして二百七十四億円、このように聞いているわけですが、この三五％の負担分は打ち上げに関する部分だけを指しているのかどうか。この二点についてまず

お伺いをいたします。

○塩谷政府委員 お尋ねの中での金額、これはBS3aでございますので、当初予定しているものでございますが、NHKがJSBの約倍になっております。これは、三本あります。トランスポンダーのうち二本をNHKが使い、一本を日本衛星放送、JSBが使うという関係で二対一の割合になっているところでございます。それから、宇宙開発事業団が二百七十四億、三五%の予定でございますが、これは、打ち上げ及び開発全体としての経費の三五%という意味でございます。

○伊藤(忠)委員 今回のこの審議の対象になっておりますBS3bの方の経費分担ですが、機構の負担分が七十五億円になります。それで、NHKの負担分が三百七十四億、JSBが百五十四億、これは二対一、このように金額からいいますと考えられますから、そういう理解でいいのかわるか。つまり、NHKが二本持つてJSBが一本持つてから金額の割合はこうなる、そうすると、放送衛星機構の七十五億円というのは、この割合からいいますともどもうそうはならないように思えますし、この算出根拠というのは一体どうなっているのかという点について質問をいたします。

○塩谷政府委員 おっしゃいますとおり、このBS3bにおきましては、通信・放送衛星機構が七十五億円ということ、これは産業投資特別会計から出資してもらうわけでございます。3b全体としての七百八十四億、このうちの七十五億分を持つということになるわけでございます。そしておっしゃるとおり、NHKが三百七十四億、JSBが百五十四億ということ、二対一の割合になるわけでございます。

実は、七十五億というお金の計算でございますが、これは全体として、このa、b合わせまして、先ほど申し上げましたように、aについて三本、bについて三本のトランスポンダー、合計六本でございますので、算術計算でいきますと、七百八十四を六で割りますと百三十億円となるわけでございます。ところが、この機構が持つトランスポン

ダーというのは3bの一つということでございますので、aにもし万一のことがあり、そしてbにまた万一のことがあったということで、そのときの予備機という役割、予備機といういわばフルな、完全な意味での中継器一本というのではなくて、その中継器がNHKなりJSBから必要とされて求められたときにはそれを提供するということ、そういう予備的な機能を持つております関係上、その百三十億円の約六割という計算で七十五億円というふうにしたものでございます。それが根拠という次第でございます。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、これは予備機なことで、NHKやJSBが自分のところのトランスポンダーでサービス、放送をやっているのですけれども、それで足りないとかあるいは不都合が起ったときに、利用していただくというときに提供し、ましようというふうな位置づけなもので七十五億円というふうな根拠をつけたのだ、こういうふうにお聞きしたのであります。そうすると、3bのトランスポンダーをハイビジョンということなんです、そういう位置づけでやっていかれるのですか。ちよつとイメージが私、わからないのですけれども。

○塩谷政府委員 今申し上げましたのは、七十五億円というお金の計算の根拠をお尋ねになったものですから、全体としての七百八十を六本で割ったときには百三十億、しかし百三十億をそのままだとわけにはいかぬという、その六割という検討の理論的な経過というところで申し上げたわけでございますが、3a、3bそれぞれが順調に動いているというのを前提とした場合、これは3bの一つのトランスポンダーを使ってハイビジョンを普及するためにハイビジョン試験放送をやるといふことでは、一般のaのトランスポンダーの機能と何ら変わるところはございません。計算の論理的な過程でそういうことを申し上げたので、状態としては七十五億円だから映りが悪いとか、そういうことは決してございません。

ただ、予備機なそういう機能というものの制約がそういう計算になるという意味合いで申し上げた次第でございます。

○伊藤(忠)委員 どうも私、理解ができません。そういう位置づけではないのです、おっしゃる通りに。幾らであろうと、七十五億円でであろうと百五十億円でであろうと、今回のこの3bに放送衛星機構がトランスポンダー一本を運用なさるといふのはそういうことじゃないのです。非常に画期的な、言うならば踏み込んだ施策なんですよ。そうだと思うのです。何か片隅で余り物を、あるいは何か人様の御都合で至らぬところを私のところからやりましょうというような性格じゃないと思うのです。そんな位置づけで今回これはやられるのじゃないと私は思っているのです。やはり主導的にハイビジョンの本格的な放送を促進させる、あるいは普及させる先導的な役割を担うのだという位置づけと私は思っているのです。だから、今の局長の御答弁だと、何か非常に消極的な立場で臨まれているように思うのですが、ちよつとそれは理解ができないと思います。

金額は私、こう思っております。この七十五億円という金額は余り算出根拠もなかったのじゃないかと思うのです。どういふ事情があたりで七十五億円ということになったのか、これは余りそのことをせんさくしても意味がないので、私は七十五億円というこの産投会計の出資の額が、これはそういう意味では少ない、もつと負担を持つてやるべきだ、私はこう思っております。

つまり、非常にリスクな施策ですからね。NHKやそれからJSBにしたってこれだけの負担を持つていられるわけですが、こういう負担は、むしろ言うならば国の技術開発を先導的にやるという施策を前面に出していかないと、ハイビジョンだつてなかなか思うようにいかないという苦勞がずっと過程であるわけですからね。そういう立場に立つならば、七十五億なんて少ないじゃないか、もつと持つてやってそういう業界の負担を減らしていく。本来ならば国が、この程度い

きましたから大丈夫でございます、だから皆さん、ひとつ応分の使用料でもってお使いくださいというので、むしろ国が一元的に管理をして放送事業者に対して使っていただくというぐらいにやっていった方が、これはやはり業者の負担だつて非常に少なく済むというか、安心して利用できるといふものじゃないか、私はもともとそう思っているわけです。

ところが、今日までの経過はそうになっていません。ここへきてまた七十五億、非常に金額が少ない。これはやはりトランスポンダー一つを放送衛星機構が管理するわけですから、それで言うならばサービスをやるという位置づけなもので、それから七十五億、そのものが少ないのじゃないか、私はこういう立場に立っているわけですが、どうですか、その考え方に對して。

○塩谷政府委員 どうも最初にお金の話が出たものですから、正直にそのお金に合わせるお話をした関係で、伊藤先生、これからまさに打つて出ようというハイビジョンに何か私が消極的な感じを与えたかと思いますが、決してさうではございません。私ども、むしろこれをきつかけにさらにこのハイビジョンというもののについてのいろいろな経験を積んで、普及基盤の整備に何とか努めたいという気持ちでいっぱいでございます。

おっしゃるとおり、確かに衛星というものについて国なりがもつとその開発費、打ち上げ費、そういうものを負担して、もう空に上がつてちゃんとあしたからでも利用できますよという状態になりまして、そうしてそこにいろいろな放送事業者なりが手を挙げて参画して、トランスポンダーの借り賃を払っているという、ハイビジョンもやる、普通の放送もやる、こういう状態も考えられるわけでございます。いわゆる衛星レンタル方式といふものです。放送業者がこれまで開発部門も負担して、いろいろリスクを負担してやっていると、いうことについての問題点の指摘、私ども、十分受けとめておりますので、また将来の検討課題の一つといたしまして、おっしゃるような衛星のレ

ンタル方式というようなものも考えてみたいといふふうに思っております。

○伊藤(忠)委員 レンタル方式についての郵政省の答弁を私も理解ができます。それはあくまでも国、国に準ずる何らかのそういう組織が丸ごと所有するのですか、表現は適切じやありませんか、レンタルで業者の皆さんに利用いただけるというふうにやっていくならば、やはり業者の皆さんもリスクが少なくて済むし、NHKにしてみれば受信料で悩まなくていい部分だつてある。これは経費の負担が非常に軽くなると思うのです。ですから、そういう点で私は賛成なんです。

問題は、そこでお伺いをするのですが、衛星機構、これは今特殊法人というのですか、そういう組織だと伺っておりますけれども、この衛星機構が今回トランスポンダーを所有して七十五億円を産投会計から出資を受けて運用していくわけですから、これがいつの日にか民間法人に変わっていくという、そういうことはいいでしょうね。

なぜかと申しますと、五十八年三月の臨調答申、五十九年一月の行革大綱では、衛星機構に対して一定のものが出ているわけですね。ですから、今回は衛星機構がトランスポンダーを所有してやっていくということになります。出資はそちらなんだけれども、先へいったらいつの日にかこれが民間法人になって、競争する格好でもって、ハイビジョンはおれのところだというような格好でやっていくことになると、既成の業界との間に大変なトラブルを生むことになりそうです。そういうおそれはないでしょうか。その辺はどうでしょう。

○塩谷政府委員 このたびの産業投資特別会計の出資を受けて機構が衛星の中継器を保有するということは、これはハイビジョンの普及促進ということでございます。実はおっしゃるとおり臨調答申、行革大綱で民間法人化というようにこの指摘をされて、これを受けて五十九年です。内閣の行革大綱では、「行政改革に関する当面の実施方針について」という中で民間法人化の

条件整備を図るということが指摘されております。

条件整備ということにつきましてこれとつながりて考えますと、新しい商売も始めるということとございまして、衛星を保有してリース業者にその衛星を貸すということで、今までやっておりました通信衛星なり放送衛星の追跡、管制という、あるいは打ち上げを事業団に委託するという仕事に加えてこういう仕事があるわけでございます。民間法人化の一つの条件整備になるんじゃないか。機構として一つの財政的な基盤安定にもなりますし、新しいこともやるということでも、そういう民間法人化の条件整備の一つにはなろうと思えますけれども、さてその先に、ではどういう形で民間法人化するかとということにつきましては、まだちょっと時間的に先でもございまして、これから先、この問題の移りぐあいを考え合せて民間法人化ということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 最後に大臣に伺います。この放送衛星の費用、これはやはり国が負担する部分をふやして、それで放送事業者の皆さん、言うならば利用されるユーザーの皆さんの負担を現在よりも減らしていくという考え、それがやはり技術先導であり国の果たす役割ではないかと私は思うのですが、そういう考え方に立つて今後の施策に当たっていただきたいという点が一つ。

二つは、衛星機構が今回トランスポンダーを所有してやりますけれども、これがいつの日にかやはり民間に変わってしまうということでは、悪いわけではございません。郵政大臣としてもひとつその点に関する御答弁を最後にいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○中山国務大臣 いろいろ御指摘をいただきました。BS2a、bの問題、いろいろ御心配をおかけいたしておりますこと恐縮に存じますが、私どもこの間CS3の打ち上げが行われましたときに筑

波へ行つてまいりました。いろいろ大変な、技術者の方々が御努力をなすっておられる姿を見て、学問の世界でも信頼性工学とかいう、これはミサイルでもボタンを押した場合に果たして発射できるかどうかという、その信頼性を高めるという信頼性工学という学問があるそうでございます。宇宙に打ち上げました精密機械をどう操作していくかという大きな課題に日本の技術者の方々が取り組んでいただいております。

先生のお話のありました費用の問題に関しまして、もこれからいろいろと検討課題があると思えますので、私も大いにひとつ努力をさせていただきます。特にハイビジョンの放送に、一九九〇年四月一日、これは花の博覧会が行われますので、できればそのころに今の放送衛星を使つても何とか試験放送が前倒しでできないものだろうかという、私自身期待をかけております。きのうはレールガン大統領が、アメリカの二千四百五十六社ありますCATVの会で日本のハイビジョンというものに注目しているというような発言をしてもらいましたし、それからムーニーというCATVの組織のアメリカの会長がこの間来られて、自分たちは日本のハイビジョンに対する投票を、日本を支持したということを言っていた。たまたま、世界の信頼もそういう意味で私どもつないでいかなければなりません。

おっしゃる通りに、その機構のあり方について、将来検討課題として大いに勉強をしてみたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 終わります。

○塚原委員長 上田利正君。

○上田(利)委員 最初に衛星の定義と法改正関係について二、三お伺いをしたいと思います。

人工衛星の一元的管理、すなわち効率的な管理が必要だと思つております。今回、機構が一つのトランスポンダーを持つことになっておるわけでございますけれども、今日我が国におきましては放送衛星、通信衛星あるいは気象衛星、科学・技術衛星などさまざまな衛星があるわけでございます

が、これを一元化して対応することが効率的な面で非常にいいのではないかと申すわけでございます。これらの一元的管理、日本の行政はどうしても縦割り行政になりがちでございます。そういう中で本委員会におきまして、昭和五十四年四月の論議の中でもそのような質問がございました。この一元的管理についてどのように考えておるか、これをまずお伺いしたいと思うのであります。

○塩谷政府委員 上田先生おっしゃいますとおり、いろいろな衛星が今日空をにぎわしてございまして、その衛星の機能といたしまして果たす役割といたしましてはそれぞれの衛星について固有なものがあろうかと思ひますけれども、客観的に見た場合にそういう衛星というのが、それぞれ所管庁ばらばらに上げないで、どこか一元的に管理し、管制なども含めて、もつと効率的な衛星の打ち上げから管理までというように考えられたいかというの、私は確かに傾聴すべき御意見だと思います。

それに対して私どもの考え方を申し上げるのは、若干セクションにとらわれた考えかもしれないけれども、そういうのが難しい理由がどうかという意味合いでお聞きいただければありがたいと思ひます。

特に通信衛星、放送衛星、これにつきましては、科学衛星やあるいは気象衛星などと違ひまして、現実には日常のこの地上社会で行われております通信というビジネス、それを取り扱っている衛星というところでございまして、利用者がいろいろございまして。特に通信衛星は、御承知のとおり今度CS3が上がりまして、今までのCS2に比べまして、NTTほかの大口需要者に加えていろいろ新たな利用者が参画いたしまして、たしか七機ほど利用者がふえるというふうなことも聞いております。そういう複数の利用者が現実にお客さん

を相手にビジネスする、そういう関係上いろいろ利用者の利害を調整しなければいかぬということでございますので、その調整をして打ち上げを行

うということ、機構がそういう業務をする必要があるのではなからうかというふうに考えております。

これに反しまして、御指摘にありました學術研究を主といたします科学衛星、それから技術開発を目的といたします衛星、こういう衛星につきましまして、それぞれ宇宙科学研究所あるいは宇宙開発事業団が管制などの運用も開発の一環としてみずから行っている。専門領域が非常に限定的といえますか、それだけにいろいろ技術的に深い領域もあるのでしょうか、そういうような問題もあるということでございますし、また、気象衛星でございますが、気象衛星は気象庁が唯一の利用者ということで、気象庁みずから打ち上げを行う必要があるということで、縦割り行政についての十分な反省は行いつつも、現在、そういう点で一元的管理がなかなか難しいということでございます。

それにいたしましても、できるだけ効率的に、なるべくその辺、お互い共通し合うところは共通し合つてやつていこうという気持ちでどういった衛星行政について臨んでいきたいというふうに考えております。

○上田(利)委員 御答弁を聞いておりましたけれども、五十四年四月のこの議事録を見ましても、この中で、人工衛星を一元的に管理したかどうかというような質問、私が今申し上げたようなことがございまして、そのときの政府委員の答弁といたしましては、そのことは理解できる、しかし、五十四年の時点では放送衛星はまだそんなに打ち上がっておりませんで、気象衛星とか科学衛星、その他の衛星、そういうようなものについてはなかなかまだ実用化のめどがついていない、そういう今日の、五十四年の状況であるから、実用化の段階になりました場合には大所高所から検討させていただきたい、こういうような答弁が五十四年のときにあるのですよ。

ります。やはり一元的な管理というものを考えていかないと、何でもかんでも、それは科学衛星は科学衛星、技術衛星は技術衛星、気象衛星は気象衛星、気象庁がという、専門的な分野でということとはわからないわけじゃないのですけれども、やはりこれを国一元化という形の中で管理をしてやるといことが、本当に少ない予算で有効的な衛星事業を進めることができるのじゃないか、こう思いますから、答弁はよろしくございしますから、大臣、今後ぜひひとつ検討してみたい、お願い、各省庁間の調和をとってもらいたい、こう思うわけでございします。

次に、法二条の一号の改正が出ておりますけれども、通信衛星の定義を、御案内のように固定通信用の無線設備を主として搭載するものに限るということに改正しようということで改正案が出ております。昭和五十四年に法律第四十六号でこの法律をつくりましたときにも、このような無線設備を主として搭載するものというようにしてやろうではないか、あるいは定義をそういうようにしようではないかとお考えになったようでございますけれども、なぜその時点でならなかったのか。当然その時点で今回改正しようとするようなことは考えられたのではないかと私は思うのでございしますけれども、その理由についてちょっとお尋ねをしておきたいと思うのでございします。

○塩谷政府委員 先生おっしゃいますとおり、当時の状況でございますが、これは、今回入れようとしております移動体の通信用の無線設備はやらなかったというわけでございします。当時、五十四年の法制定の時期でございしますが、移動体の衛星通信というのが、実際のところまだ開発計画もなく、実用化の見通しが立っていないかつたという状況でございます。そこで固定通信用の無線設備のみに限つたというわけで、確かに反省点としては、技術進歩の激しい分野であるからいづれ将来移動体ということ、その辺も予期して法律も考えるべきではなかつたかという御議論もあろうかと思いますが、事情としてはそういう状況であ

つたという次第でございします。

○上田(利)委員 次に、理事長の任期、現行三年でございしますけれども、これを二年にしようということでございますが、ちよつとよくわからないのであります。理事も監事も、そしてその頂点に立つております理事長、これも現行法では三年というところになっておるわけでございますけれども、私考えまして、理事会を統括するのが理事長だと思つております。いろいろな法人がございしますけれども、理事を選出して、それでその中からまた理事長を選ぶというふうな、そういういろいろな規約を持って、定款を持ってやっていると

ころもありまして、考えてみればいわゆる理事会が責任を持たなければならぬ、その理事会の最高責任を理事長が持つ、こういう形だと思つて、ほかは三年だ。何か最近、またまた天下りが多くなつたとかどうだということ、新聞紙上でも、ここにもデータを持っておりますけれども、何か天下りでも回転を速くして、そして詰まつていろいろパイプをきれいにしていくためにとか、いろいろなことがささやかれてくるような原因になつていくのじゃないかと思つております。なぜその三年を二年にしたのか、これはどうしても私はわからないのでございします、その真意をちよつと明らかにしてもらいたいと思つて

○塩谷政府委員 おっしゃいますとおり機構の理事長の任期でございますが、これが現行三年でございまして、理事と監事が一年短縮して二年というわけでございします。これは、臨調答申の趣旨といたしまして、理事及び監事の任期が、役員

の任期は二年とするというところで、この臨調答申そのまゝあれしますと、「役員(総裁、副総裁等を除く)の任期は二年とする」ということで、それに沿つて二年としたというわけでございします。では、なぜ理事長が三年で、それ以外の理事、監事が二年なのかというわけでございしますけれども、確かにその機構、その組織全体の意

思構造、意思を決定していく過程というのは上田先生おっしゃるとおりだと思いますが、理事長というのは機構運営の最高責任者だということで、ある程度運営方針というのは安定的な状態あるいは継続的な形で維持していく必要があるだろう。反面、理事は二年ということで、理事長よりは比較的に短期間で交代して、いろいろ弾力的といひますか新鮮味のある組織運営を期待していくという理屈になるうかと思ひます。そういうふうな関係でこういう任期の改正をお願いしている次第でございします。

○上田(利)委員 私はちよつと読み違ひしておりますから、理事、監事の任期を三年から二年にする、こういうことですね、二十一条になつておりますけれども、臨調答申の中に、理事、監事は二年にしたかどうかという、こういうことがあつたのも事実であります。今、答弁を聞いて限りの中では、いわゆる科学的な根拠で二年にしなければならぬということにはならぬ。現行の理事長、理事、監事もオール三年だつていいじゃないか、こう思うわけですが、いづれさらにか、これらの問題点については対応していきたいと思つております。



っているんだ、こう局長はおつしやいましたけれども、臨調答申あるいは行革大綱に基づいて民間法人化することがいきなりできなかつたかどうか。今ワンクッション置いておられると思うのですけれども、大体そんなニュアンスで先ほど答弁をされておりましたけれども、その辺、なぜこういう形になつてきたのか。あるいは条件整備をするためだと言ふならば、その目標は、いつごろに条件整備が整つて民間法人化するのか、展望をちよつとお聞きしておきたいと思うのです。

○塩谷政府委員 民間法人化するための条件整備をするということでは、現在、実は機構は、上田先生よく御承知のとおり、通信衛星なり放送衛星の管制といひますか、打ち上げは委託して事業団に打ち上げてもらつて、後、その追跡、管制をやつてゐるわけでございます。このままの事業内容でこれを民間会社とか民間法人とするということについてはいろいろ考えなければならぬ問題が幾つもあるのではないかと考えます。そして、恐らくその辺も考慮した上で、この五十九年の行革大綱では「民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備」云々という表現になつてゐるわけでございます。そういったところを考えると、現在の機構をそのまま民間法人に移行するというよりも、現行の仕事以外にいろいろ仕事をやつて、それによつて機構全体の経営基盤の安定を図るということ、今度の産投資金、産投出資をしてもらつて新たな業務をやるというようなこと、あるいは衛星の定義も変わりますし、そういった移動体衛星通信ということもこれから予想されるわけでございますので、そういったことを考えますと、そういう国の資金を呼び水にしまして業務の拡大を図る、そういうことで機構全体の経営基盤の安定状況を見るということが民間法人へ移行する前提条件になるのではないかと、その前提の作業の一つではないかと考えられるわけでございます。

しからばその時期はいつかというお尋ねでございますが、これは私もこういうふうな機構を改めまして、そしてその辺の仕様の状況などを見まして、一方、こういう臨調、行革大綱のお示しされてゐる方向にもらみながら検討を進めてまいりたいということでございますので、具体的に時期的なあれで明示することはちよつとできないのでございますが、先生御指摘のような使命という課題があるということは十分承知してこれから検討を進めてまいりたいというふうに思つております。

○上田(利)委員 せひできるだけ早く目安と申しますか目標を明らかにしていただきたい、こう思ひます。

次に、六十六年に打ち上げられますBS3bのトランスポンダー一本をハイビジョン専用チャンネルとしてハイビジョン衛星放送を行う者に利用させる、こういう考え方があるわけでございますけれども、このハイビジョン放送にかかわるために郵政当局は、当初通信衛星機構の業務にこのハイビジョン施設整備関係を追加しようということをお考えになつてゐたようでございます。どういふ施設整備かと申しますと、一、二例を挙げますと、ハイビジョン放送のスタジオ設備などの整備をやつてみるとか、ハイビジョン放送用の受信システムの配備を行うと、こういうようなハイビジョンに深くかかわる事業を行うということとを郵政省はお考えになつておつたけれども、今回の法改正の中ではそれが入つておりません。挫折したわけじゃないと思うのですが、一説では通産省との確執があつてできなかったというようなことを、これは巷間聞いておるわけでございますけれども、この辺の真意についてひとつ明らかにしていただきたい、こう思ふわけではあります。

○成川政府委員 ハイビジョンの普及促進のためにはハード面だけではなくてソフトの充実が大変重要でございます。したがつて、昭和六十三年年度予算要求段階におきまして、ハイビジョンのソフトをつくりやすくする環境づくりをしようといふようなことで、共同利用型のハイビジョンソフト制作設備等の整備事業につきまして、産投会計から出資を受けて通信・放送衛星機構で実施したい、先ほど先生からお話ございましたように、スタジオを整備してリースしてやつていただくか、あるいはライブラリーをつくらせて利用していただくといふようなことを考えてやつてまいりましたが、その後、当該事業につきまして、新しい事業という性格を有しているものから、できる限り機動性を発揮した方がよいのじやないかということ、関係者からの御意見なども参考にしたがら、民間からの出資をも得て民間法人でやつた方が得策じやないかという結論に達しまして、日本開発銀行からの出資を一部得まして、民間からの出資と合わせてそういう整備事業をやつていきたいということにしたわけでございます。

○上田(利)委員 次に、ハイビジョン施設整備関係について第三セクター方式とする場合の構想などが考えられておるようですが、これは具体的にどんなふうになつておるのですか。わかつておりましたらちよつとお尋ねをしたいと思ふのです。

○成川政府委員 ハイビジョン施設整備関係の事業でございますが、これは今御答申申し上げました共同利用型のハイビジョンソフト制作設備の整備それからハイビジョンライブラリー事業等を行うために、民間から、それから開発銀行からの出資を得まして民間法人をつくらせてやつていこうといふことでございます。第三セクターという形ではなくて民間法人でやろうというふうに考えております。

ただ、テレビピア指定地域におけるハイビジョン受信センターといひますかハイビジョンシアターといひますか、そういうものに関する施設整備につきましては第三セクターでやるということを考えております。これにつきましましてはNTTの売却益を利用いたしました無利子融資を事業費の二分の一を限度として行うということを考えておられて、これは六十二年度から認められておるわけでございますが、六十二年度中は実現に至りま

せんでしたけれども、六十三年度も引き続き認められておりますので、これにつきましても実施できるように努力をして、普及促進に役立てていきたいというふうに考えているところでござい

それから、先ほど申し上げました設立する民間法人の出資の内訳とか業務の内容等につきまして、今後、財政当局とか開発銀行あるいは関係者との間の調整を経ながら検討を進めていきたいと思つておまして、現在はまだ具体化しているような状況ではございません。

○上田(利)委員 内容はおおよそわかりました。全般的な問題点で二、三お聞きをしたいのでござい

先ほど伊藤委員の方からも御指摘がございましたけれども、BS3bの打ち上げに係る産投会計からの出資七十五億円問題、この根拠は何だといふことでは御質問がございまして、省側の回答もございました。しかし、ちよつと七十五億といふものがあるけれども、これはもう指摘いたしません。BS3の所有権と利用権についてどのようになつてゐるのか、どういう形になつておるか、これをちよつとお聞きをしたいと思ひます。

○塩谷政府委員 BS3につきましまして、これは3aは先ほど来申し上げておりますように、トランスポンダー、いわゆる中継器が三本載つておりますが、NHK二本、そしてJSBが一本というところで使用いたします。この所有権ということになりますと、これは3a、3b全体につきましまして、この七百八十四億全体につきましまして七十五億円の出資し、それが機構の持ち物、機構の所有分といふことで含まれますので、3a、3b全体について共通して七十五億円の持ち分という、多少観念的なあれになりますけれども、持ち分というものを所有権としてNHK、JSBに並んで機構が持つてゐるということになります。

利用権ということになりますと、利用の関係でございまして、ちよつと前後して申しわけござい

ませんけれども、3aについては今申し上げましたようにNHK二本、JSB一本、それから3bにつきましてこれは機構が一本、ハイビジョン用のトランスポンダー一本という関係になるわけでございます。

○上田(利)委員 ちよつと所有権と利用権がよくわからないのですけれども、全体七百八十四億円BS3がありますね、3a、bが合わしてです。そのaとbを含めた中で、全体はNHKが持ったりJSBが持っておるわけでございます。そこへ七十五億円が入ってきたわけですからね、いわゆるBS3全体のa、bの中に、だからこれだけある器の中のどこかへ七十五億円分を所有権として、どこにどうかは知らぬけれどもあるということですか、そういうことになる。トランスポンダーの方はaは実はNHK二本、それからJSBが一本持つてゐる。そして新たに3bの方に三本あつて、そのうちの一本を機構が持つということになる。これはトランスポンダーのところの所有権はよくわかるのです。3全体の所有権というのはどこだ、見ると言つたつて、その中に七十五億円分が入つてゐるよ、こういうことだけでどうもあいまいもこととしておりまして、このところをはつきり聞きたいということなのですけれども。

○塩谷政府委員 この衛星についての所有権という概念は、これは非常に観念的といひますか概念的といひますか、複数当事者がお金を払い込んでおりますので、部品のこれこれの部分について幾らかかるから、それはお前が幾ら払つてきてゐるから大体それに合うから幾ら、こういう機械的に、具体的な部品のイメージとお金の金額が相照らし合はれない、有機的な衛星というものの全体について、これが幾らで、Aさんが幾ら、Bさんが幾ら、Cさんが幾ら払い込んだから、ではそれについて所有権というものを考えた場合に、その持ち分といひますか、では観念的なものとして幾ら分を持つてゐるかということになると、これは比率とかそういう持ち分という、そういうことでし

かあらわされざるを得ないのではないかと思うわけです。

今先生が整理されましたように、ではそういう所有権に基づいての具体的な利用の状態、利用権といひますか、それはどういふ状況かということになると、お金においても二対一の割合で払い込んでおりますNHKがトランスポンダー二本を使い、JSBが一本、それから若干制約があるけれどもトランスポンダー一本を使う機構が持つ、そういうことで、観念的な仕分けと具体的な使用態様というものが、所有権と利用権の場合分けてござるを得ないのではないかとこのことで御勘弁いただきたいと思ひます。

○上田(利)委員 よくわからないです。日本の商法でいいますと、例えばBS3、これを共同出資して、全体が七百八十億の出資をして、その中で機構は七十五億を産投会計からも出資してもらつたものをつぎ込んで出資者になつておりますよ、BS3をその中で確保してゐる、出資者だ、こうなつて、そしてその中で使う場合については、具体的には機器の場合トランスポンダーの分がありますけれども、機構はこの一本だけを使うだけです、こういう決め方になつておればわかるのですけれども、そういう形でもなくて所有権と利用権、こういうような形になるからこれがちやこちやしてわからないわけですか。だから、出資とか資本とか、こういうような形になつていけばいいのですけれども、そういう形にはなつていないのですね。どうなんですか、少しもわからないのですよ。

○塩谷政府委員 観念的なことで申し上げますので、そういう所有権ということでございますけれども、現実の問題として御理解いただけるのは、トランスポンダーの利用、NHK二本、JSB一本、それから予備機としてのトランスポンダー一本、それから予備機としてのトランスポンダー一本、それが現実の所有に基づく衛星の利用形態だということに御理解いただければよろしいかと思ひます。

持ち分が具体化するの、例えば機構もJSBもNHKも、先ほど伊藤先生のときに質問が出ました保険料を払つて保険を掛けたいと思ひますので、もし万一事故があつて保険がおりるというような場合には、その保険金の分配についてやはり持ち分に応じた保険金の分配ということが考えられますので、そういうときには観念的な所有権の割り振りとは生きてくると思ひますけれども、現実の問題としてはそういう観念的なものは抜きにして、日常のあれではトランスポンダー、一と予備機の一、こういうふうな理解すべきではないかと考えております。

いかないと思ひますから、この二つについて考え方を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○塩谷政府委員 恐縮でございますが、前段の方を私が答えさせていただきます。

トランスポンダーのリース料金でございますが、これはこれから具体的にいろいろ検討してまいりたいと思つておりますが、ハイビジョンの普及促進策として実効的なものになるように考えていきたいと思ひます。その際、算定の要素になりますのは、恐らく減価償却費あるいは衛星の保険料、衛星を管理する管理費用、管理費などになるうかと思つております。

○上田(利)委員 よくわかつたようなわからないような状況ですけれども、時間の関係がございまして。

次の質問でございまして、機構が保有しようとしてゐるトランスポンダーを放送業者が対価を支払つて利用する、こういうことになつておりますけれども、その業者はどんなところなんぞございましょうか。

○成川政府委員 機構が保有いたします一本のトランスポンダーはハイビジョン専用として試験放送という形でやらせていただくことを考えておるわけでございますが、実際問題として考えられますのは、衛星放送地球局を設置して現にやっておりますNHKとかあるいは設置計画を有しておりますJSB、日本衛星放送株式会社が主として考えられるわけでございます、それらがハイビジョン放送を試験放送としてやることになるのではないかとこのように考えております。

○上田(利)委員 それでは、そのような日本衛星放送株式会社、NHKなどがこれを対価を支払つて利用する、そういう放送業者が機構に支払うリース料、あるいはレンタル料といひますかリース料といひますか、そのリース料金というものはどのようなふうなものであるのか、その場合、複数の放送業者に貸すわけでございますから、貸す場合の時間の配分をどういふようにしていくのか、自由におまえた何社でもやれよ、こういうわけには

それで、複数の放送業者がいわゆる対価を支払つて利用する場合の時間の配分、これもまだこれから問題だということでございますけれども、リース料をどれだけ払うかというふうなことによつても、いわゆる支払う対価によつても時間配分は変わらぬと思ひます。あるいはそれに対する各放送業者の希望なりなんなりというものがあつて、金はいくら出さうか、金はいくら出さうからおれのところだけたくさん時間をくれ、こうなると、放送業者間でトランスポンダーが出てきて機構そのものが混乱をしていくということになりますから、それも何



らかの一つの基準というものを決めて、こういふときにはこうですよ、四社、五社のときにはこうですよとか、いろいろなそういう形、ケースを見ながら一つの基準みたいなものを示して、そして利用業者にそれを理解してもらってやっていく、こういうようなことを考えておくことが必要ではないかと思うのですが、その点はどうでございますでしょうか。

○塩谷政府委員 先ほど放送行政局長の方からお答え申し上げましたように、これから利用する業者も名のりを上げて、いろいろ希望する時間帯についての調整も行われることと思います。また、それに応じたりス料の負担ということも考えられるわけでございますが、その辺の話合いが円滑に行われ、これは何といてもハイビジョンの普及促進ということでございまして、産投出資の趣旨が生かされるように、普及基盤の整備ということが生かされるように、私もその辺を十分心がけて今先生おっしゃったような問題点を整理してまいりたいと思っております。

○上田利委員 終わります。

○塚原委員長 木内良明君。

○木内委員 まず初めに郵政大臣にお尋ねをいたします。

今後、宇宙通信の分野というものは本格的な時代に突入していくことが考えられるわけでありまして、こうした時代的背景の中で、今回審議をいたしております法案に関連して通信・放送衛星機構の存在それ自体が果たすべき役割についての認識をまず伺いたいと思います。

○中山国務大臣 本年二月に行われました通信衛星三号の打ち上げによりまして、我が国も本格的な宇宙通信時代を迎えたと思えます。今後法改正によりまして、最近の技術進歩に対応するためにハイビジョンの普及とか、基盤の整備を図るために産業投資特別会計から出資を受け入れるための措置、それから通信衛星の定義の改正等を予定しておるわけでございますが、今後宇宙通信の一層の本格化の中で、機構の果たすべき役割及び機構

の経営基盤の安定化のための方策について検討をしましてまいりたいというのが基本的なこの法改正の目的でございます。

（委員長退席、田名部委員長代理着席）

○木内委員 これは放送行政局長にも答弁をいただくことになると思うのですけれども、昨年の八月、九月の段階で次期通常国会における郵政省の提出予定法案ということで、ある機会にお尋ねをいたしました。このときに、きょうの午後審議に入ることになっております放送法、電波法の改正、これは検討中ということでありました。その時点で既に、通信・放送衛星機構法一部改正案は通常国会に出すということがほぼコンクリートされていた、こういうふうに乗っているわけであり

私は、今回の法改正に当たって関係団体からいろいろな事情を聴取いたしました。そうした中でこういう意見がございました。これは民放連の意見書にあつたわけでありまして、これは「放送制度全体に関する議論を欠いたまま、通信・放送衛星機構法の一部改正のみ軽々に先行させるべきではない。確かに、今大臣からも答弁があり、また地上放送とひっくりかえした包括的な放送行政のあり方の中で、今回の機構法の改正というものは大変重大な意味を持っている、こう受けとめているわけでございます。しこうして、昨年の政府における国会提出の検討段階での実情、きょうの午後いよいよ審議の始まります放送法とこの機構法の位置づけというものは、これは私は当然相関関係があつてしかるべきだと思いますし、また機構法の改正というものは、ブライオリティーといひますか、その位置づけとしてかなり高い位置づけが行われてしかるべきである。そうした意味から、放送法の審議があるのは今後の放送法の果たすべき役割と今回の機構法との関連を放送行政局長としてはどう受けとめておられるか、まず率直な見解を承りたい。

○成川政府委員 先生御指摘ございましたように、昨年、通信・放送衛星機構法は提出予定法案

という中に入れておりました、放送法は、中身をまだ十分詰め切っておりませんものだから検討中ということで、今回通常国会に提出する運びとなりまして御審議を午後からいただく予定になつておりまして、ひとつよろしくお願い申し上げる次第でございます。

放送法につきましては、御案内のとおり、昭和二十五年に放送法が制定されたときはNHKの中波しかなかった状態でございます。その後次々と新しいメディアが出てまいりましたし、また民放の会社の数も、百五十社というふうな多くの数に達しております。放送大学学園という新しい放送法人も出てきているような次第でございます。何年来的の間にこのような大きな変化をしてきておるわけですが、放送の現状に合っていない分野、部分がかなりあるのじゃないかということ、近く考えられております有料放送制度をこの際導入していこう、それと同時に従来も触れておりました規制緩和といひますか、若干の規律についての見直しなども含めて御提案させていただいて、つきましては御審議いただきますし、御説明させていただきますたいと思ひます。

ハイビジョンのトラボン一本所有の問題は、放送法とは直接かわりはないと思いますが、ただハイビジョンの普及促進という面から考えますと、ソフトづくりといった面で大変重要な中身を含んでいるものでございます。行く行くはハイビジョンもいよいよ実用化の段階が来ると思ひますが、現在のところは普及促進を図っていかなくやいかぬ。御承知のとおり、ハイビジョンは現行テレビに比べますと大変すばらしい画質を有しておりますし、また、よく聞かれますといひますか、高音質を実現した実在のテレビとして、国際的にも最近要請されております内需拡大の面からも大変注目されていくものでございます。

そういう意味合いから、できるだけ技術開発も、あわせて普及促進も図っていききたいというこ

とから、今回、通信・放送衛星機構にBS3bのトランスポンダーを一本保有していただいて、それをリースで利活用していただいて普及促進に役立たせていこうということでございます。先ほど申し上げましたように放送法と機構法との直接的な絡みはないというふうに私どもは考えております。

○木内委員 今の放送行政局長の答弁で言及のなかったところについて私は申し上げたいので、ぜひ認識を願いたい、こう思うわけでありまして。

今後、衛星放送が、三チャンネルによる放送と機構保有の一チャンネル、計四チャンネル、これが開始されますと、現在行われている地上波による放送やローカル放送の体系それ自体に大きな変化をもたらす、また大きな影響も与えるであろう、こういう認識を私はしているわけであり

まず、衛星による全国一律放送によるローカル局の存在意義、この位置づけはどうなるのだろうか。存在性の位置の低下というものは影響面では出ないだろうかというところが一点。それから、広告衛星放送による地上民放広告収入の減少とか、またあるいはそれによる経営の悪化、極端に物を申し上げれば現在の放送秩序の根幹を揺るがす要因ともなり得るのではないかと。私は、これは決して誇張して申し上げているのではなくて、そうした点の配慮こそ周辺の気配りとしては大切な点ではないか、この点を一点まず指摘申し上げたいのであります。

今後の放送行政なり宇宙通信の分野に至るまでの行政の分野で、申し上げたような地上放送のあり方、さらにはまたケーブルテレビのあり方など、それぞれの適性というものをいかに伸ばしていくか、こうした宇宙通信の時代に突入する今、そうした配慮なりあるいは対応、施策というものが講じられてしかるべきではないか、まずこの点をお聞きします。

○成川政府委員 先生からもお話しございました

ように、衛星放送が六十五年に打ち上げられる予定になっておりますBS3によって本格化するわけでございます。御案内のとおり全国一波で全部カバーできるというような非常に高質的な面もございますし、また幅広い周波数帯を利用できるというようなことから、いろいろな新しいメディアが可能なのでございまして、この面での進展が図れるということは期待できるところでござい

ます。そういった観点から、地上でやっております広告放送と同じ広告放送をやったのでは地上放送との経営財源の食い合いというようなことにもなりかねないという状況から、有料放送と広告放送と、衛星放送につきましてはあわせてやっていただくという考え方で、今回の放送法の改正の中にも有料放送制度を導入すべくお願いしているところでございます。地上におきましては、そのほかにCATV、最近都市型CATV等が次々と出てきているわけでございまして、それらとの間の調和ある発展というものを私も期待しなければいけないわけでございまして、それぞれのメディアの特性をそれぞれが発揮していただいて、調和ある発展をしていくように行政の面でも考えていかなきゃいかぬと考えておるところでござい

ます。○木内委員 私は何でそんなことを申し上げるかというと、我が国の今後の行政の中でどういう位置づけをすべきかという点から申し上げているのでありまして、これはまた別の機会に譲るわけでありますけれども、放送法との関連ということでありまして、放送法も、いわば昭和二十五年以来の長い歴史の中で、画期的とは言えないまでも、しかし問題が提起され、また新しい展開が行われるわけでありまして、今後こうした整合性のある行政全般の中で位置づけが重要であろう、こういうことで申し上げたわけでありまして、放送行政局長においてはその点の認識を篤と願いたい、まずそういうふうに思います。そこで、きょうの先ほどの質疑にも出ており

ましたけれども、臨時行政調査会の最終答申を反映した形でいずれこの機構が民営化の道をたどるという点については議論があったところでありますが、この民営導入の視点という点では、郵政省の関係法人の中でこの機構がまず挙げられているわけですね。この点につきましては、この答申の中で「我が国の増大する衛星通信需要に対し、衛星の効率的運用が図られるよう、当面特殊会社とし、将来採算の目的が付いた段階で利用者保護等必要な条件を整備し、自立化の原則に従い民間法人化する。」とあるわけでありますけれども、現状はこの答申に向けてどういった状況にあるのか、この点をまずお尋ねします。

○塩谷政府委員 木内先生が今読み上げられましたように、臨調答申におきましては、利用者保護等必要な条件を整備して自立化の原則に従って民間法人化するという答申をいただいております。これを受けて、では具体的にどういうふうに行うかという点について、これは五十九年の一月に政府として行革大綱というのをまとめているわけでございまして、これによりまして「通信放送衛星機構については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める。」とあります。ここで言っております基本的なことは、やはり現在認可法人という形態をとっております通信・放送衛星機構、これを答申に沿って改定し民間法人化するにいたしまして、その前にいろいろ条件を整備しておく必要があるだろうということでございます。

その一環といたしましては、実は今度御審議をお願いしております通信・放送衛星機構法の一部改正がございまして、端的に申し上げまして産業投資特別会計から出資を受けてハイビジョン用のトランスポンダー一台を保有して、それをもってハイビジョンの普及促進に努めるということでございます。これが緒につきまして、いろいろいわけゆる法人化するための条件整備の具体的な状況はどう

なっていくかということをお私どもこれから見守ってまいりたいと思っております。

○木内委員 局長、その点については実現へのタイムテーブルは今全く白紙、こういうことでですか。

○塩谷政府委員 この仕事に緒につきまして、その後条件整備などの進行状況を見ながらこの課題にこたえていきたいということでございます。

○木内委員 条件整備等の状況が整ったという段階での話になると思っておりますけれども、具体的にどういった状態を想定すればよろしいですか。

○塩谷政府委員 いろいろ状況が考えられると思いますが、まず基本的なものとしては、この機構の経営基盤が安定して、民間がそういうものに資金を出して経営をするということについての一つの事業体としての魅力といえますか、そういうものを整えるに至ったときにはやはり一般にそういう会社経営にしても支障ないと私は思いますので、そういう状況が一つの条件がなかった場合というふうに考えられるのではないかと思います。

○木内委員 このタイムスパンですけれども、大体何年後、こまでは出ないと思うのですが、例えば二十年後なのか三十年後なのか、あるいは五十年後なのか六、七年後程度を想定している、このくらいの答弁は出ませんか。

（田名部委員長代理退席、委員長着席）

○塩谷政府委員 まずその端緒となります衛星の保有の仕事、これが六十六年にBS3bが打ち上げられて、そしてその時点からハイビジョン用のトランスポンダーをお貸しするという仕事が始まるわけでございます。そして、それについての進み具合ですとかそれやこれや考えますと、その辺について具体的に何年と数字の面で明らかにするのはいささか至難でございます。いずれにいたしましても、そういう数字的な明示をせよとおっしゃる木内先生のこの問題についての御熱意、御関心の深さを私も十分受けとめまして、この問題についての実現ということについて努めてまい

りたいと思っております。

○木内委員 仮に今のプランが順調に進んだ場合におおむねどのくらいかという点についてのお尋ねをしたわけでありますけれども、この点についてはこれ以上やりとりは避けたい、こういうふうに思います。

それから中身の問題ですけれども、通信・放送衛星機構の本来の業務というものは、衛星をほかに委託して打ち上げる、そしてその後の制御、無線設備を用いて無線局を開設する者に利用させること、こういうふうになっているわけでありますけれども、機構が今回産投会計からの出資を受けて放送衛星の所有に係る業務を行うこととしたこの背景について御説明をいただきたいと思

います。○塩谷政府委員 私ども、テレビの将来ということについて何をしなければいかぬかということとはかねていろいろ話し合っているところでございまして、けれども、やはり今一つの課題となるのは何といってもハイビジョンだろう。ところがこのハイビジョンはいろいろ技術的にも開発しなければならぬ要素がございまして、その受信ですとかあるいはハイビジョンの番組のソフト、こういうものをどうしたらいいかということについて、その必要は感じておりますものの、具体的な手だてというところになりますとなかなかこれあるわけでございます。

そこで最近考えましたのは、このハイビジョンの放送を行う事業者が共同で利用できるチャンネルというものを設けて、そして魅力あるハイビジョン番組を送ることが必要だろうというふうに考えるわけでございます。これはリスクといえますか、将来性はどうかということについていろいろ問題がありますし、いわんや民間の事業者が採算ということも考えた上で手を出すにはなかなか難しいことではございまして、やはり産投というような公的な資金を提供して、そしてハイビジョンの試験放送を行う、そういうことがこれからの普及の基盤整備ということでは何よりも大事ではない

かということ、この通信・放送衛星機構にこのハイビジョンのためのトランスポンダーを持つてもらう。そのための法改正を行うということに至った次第でございます。

○木内委員 関連してですけれども、このBS3の経費の分担、NASDAが二百四十八億、NHKが三百七億、JSBが百五十四億、機構七十五億、こういう形になっているわけですが、この七十五億の算出の根拠は那边にあるのかというところが一点、それから今後こうした規模で推移していくのかどうか、簡単に答弁願います。

○塩谷政府委員 七十五億円の算出根拠を簡単に申し上げますと、これはBS3全体が七百八十四億円でございまして、トランスポンダー、これはa、b合わせて六本ございまして、一本当たり大体百三十億、予備機としてトランスポンダーを機構に持つてまいりますので、予備機を制約ということとでその六割の七十五億という計算でござい

それから、将来このままでいくのかということでございますが、もともこの機構が持つトランスポンダーの役割はハイビジョンの普及促進の基盤整備という一環でございまして、BS3bについての機構の参与の仕方という意味合いではそういう形態でいくというふうにお答えいたしたいと思ひます。

○木内委員 この開発経費の問題でありますけれども、国と利用者との負担割合あるいは所有権比率という問題があると思うので、すけれども、この基準の根拠についてまずお尋ねをすること、それから中継器の利用についての契約内容がどうなっているのか、特に、事前に受けた説明資料に

ついて、NHK、日本衛星放送株式会社と通信・放送衛星機構との間で基本協定・委託契約を締結しているが、過去の放送衛星計画の失敗等に鑑み、インセンティブ契約を取り入れる等の工夫がなされている。ということでありまして、これも意味がよくわからない。もう少し詳しくこの審議

の場で説明を願いたいと思ひます。特にインセンティブ契約。

○塩谷政府委員 衛星についての費用負担でございまして、放送衛星は、これは通信衛星もそうでございますが、技術の開発面とそれからそれを現実に利用する実用面と、この二つの要素を持つております。そこで、これについてそういう両要素をどう負担するかということで今日まで進められてきているわけでございまして、放送衛星につきましても、最初BSというものの実験衛星、これは全額国が負担して打ち上げまし

て、それからBS2に至りまして、これは四〇対六〇の割合で、国が技術開発面を負担するということで四〇、それから実用面ということで利用者であるNHKが六〇を負担した。3に至りまして、これはNHKに加えて民間の衛星会社が、JSBが参画するということ、さらに実用面の要素が強くなるだろうということで三五対六五という比率になっております。ただ、打ち上げた衛星について、これはまた持ち分の話を蒸し返しますとあれでございまして、国の三五というところで負担した経費の持ち分も、やはり利用者であるNHKあるいはJSBも使うということになるわけでございまして。そういった考え方で負担

をしているということでございます。それから保険についてでございますけれども、インセンティブ契約というものは、これはいわば信頼性向上のためにいろいろな措置がとられているわけでございまして、インセンティブ契約と申しますのは、打ち上げ終了時点以降の性能に基づきまして支払金、その打ち上げて以降の性能がよければ報奨金を払うとか、あるいは悪ければ罰則金、そういうような支払金の特約のことでござい

ます。そういうものも考えられているというふうになっております。

○木内委員 今のインセンティブ契約の面ですけれども、これまでの放送衛星計画の失敗等にかんがみ、いわばヘッジの意味でこうしたインセンティブ契約というものが行われている。過去の事例

に基づいて勘案が行われて、新しい措置として導入されたというふうに出てくるわけであり、また、どの程度ヘッジがきくのか。それから実際の契約内容は、もし計数的なものが答弁できればお答え願ひたい。

○塩谷政府委員 手元に、事務的にいろいろ検討しておる材料はございまして、まだこれはちよつと先生への答えに公表するまでのものとしては成熟しておりませんので、また機会がございましたらお答えさせていただきますと思ひます。

○木内委員 いずれにしても、過去の計画の失敗等をカバーして余りある十分なものであると考えるよりいかにどうか、数字が出なければ、その点だけお答え願ひますか。

○塩谷政府委員 おっしゃる点を十分考慮して、この点について考えております。

○木内委員 これは、要望も含めて言ひおいておきたい、こういうふうな思ひます。数字については、また後ほど機会を改めて、コンクリートされた段階でお伝えいただければ、こう思ひますので、よろしく願ひたい。

次に、現行法では利益は積立金として整理をされている状況でありまして、これが今回の改正では、衛星特別勘定において利益が生じたときは、政令で定める基準によつて積み立てを行う、さらに残余額があるときは、これを国庫に納付すべきという規定が追加されているわけであります。政令で定める基準というのは具体的にどういう状態を言うのか、お尋ねします。

○塩谷政府委員 お尋ねの政令でございますが、確かにおっしゃる点はこれから定める政令で盛り込む予定になっております。ただ、私も、現実の今の作業といたしまして、六十六年度以降、打ち上げてから現実の事態が想定されるわけでござい

ますので、BS3の打ち上げ後、トランスポンダーのリース料金の徴収とかいうような、具体的なそういうものも踏まえて制定することになるわけでござい

ます。おっしゃるとおり、その内容につきましても、機構の経営基盤の安定のため、利益のうちの一定額については積み立て、それから残余については国庫に納付をするということも内容になるかと

思ひます。

○木内委員 これは恐らく、今回の改正案の重要部分の一つであると思ひます。基準についてもう少し詳しく言及していただかないと、一体どういうときにこの基準が適用されるのかという点が明快にならないと、今の財政基盤の安定等々あるわけでありまして、まだまだ答弁が茫漠として

いる感じがしてならないわけでありまして、法案審議常としてどうも確認事項が多くなつて恐縮ですけれども、その点もう一度答弁を私の質疑を踏まえて願ひたいと思ひます。もう一步踏み込んで

もらいたい。

○塩谷政府委員 政令制定の段階になりまして、先生おっしゃる点もよく考慮して政令の制定に努めたいと思つております。

○木内委員 どうも局長によつて、非常に丁寧な答弁と、そうじゃない答弁の乖離というものがあ

○塩谷政府委員 恐らく当初のBS3についてNHKあるいはJSBという二者が考えられた時点では、ハイビジョンという新しいテレビの、何と云いますか、技術開発の進んだメディアについて、それをBS3との関連でどうやっていくかという点について具体的な検討が行われなかったのではないかと推定いたします。

その後、技術的な開発が進み、現在のBS2によりまして、例えば、これは私ちよと技術的な問題なのであるいはあれがあれかもしれませんが、けれども、何か帯域幅を縮小して、そしてまたそれを広げる、そういう何か帯域圧縮技術というものできて、BS3の機器でもそういうことができる、そういう技術によってハイビジョンの映像を送ることが可能になったというような事例もありまして、それじゃそのBS3にハイビジョンを使ったらどうかということ、それもリスクのある仕事だから産投というお金を使ってやってみたら、機構に持たせてやってみたらということ、それからその辺の話が加わったというふうに推定しております。

○木内委員 大分局長の答弁が積極的になってきました。

この中継器の利用ということでありますけれども、BS3aの中継器をNHKが二本、JSBが一本、3bの中継器の一本を機構が、そして残りの二本がNHKとJSBの予備と考えてよろしいかどうか、これが一点。それから、それぞれの中継器に各自の所有権が成立しているのかがどうか、あわせてお尋ねします。

○塩谷政府委員 前段、おっしゃるとおりでございます。予備としての機能は、私ども、十分確保しているというふうに考えております。

○木内委員 それから、四本と三本の費用にどのくらいの差があるかということをお尋ねをしますけれども、BS3の利用について、昭和五十八年六月十五日の郵政大臣の談話で、NHK二チャンネル、放送学園、一般放送事業者用一チャンネル、計四チャンネルとする方向が当時示された。

その後、臨調の答申などから放送大学の利用が困難になってきた。改めて検討が行われたわけであります。技術的にはBS3には四チャンネルの搭載が可能であるので、一般放送事業者を二チャンネルとするか検討されたと思うわけでありまして、けれども、技術的に可能であれば四本にしないか。また、冒頭申し上げたように、四本あるいは三本では費用の面でどのくらいの差というものが出るのである。これは技術的な問題は通政局、それから放送行政局、両局からお答え願いたいと思います。

○成川政府委員 前段の部分について私からお答えをさせていただきます。

五十八年六月にBS3の打ち上げ能力等を勘案いたしまして先生おっしゃいましたように四チャンネルとする方向で検討したことは事実でございます。BS3につきましてはNHKのほか放送大学学園それから新規の一般放送事業者を利用しようというのを考えていたわけでございますが、その後放送大学学園については財政事情等の理由からBS3を利用することは困難ということになりまして、その結果、BS3の利用主体は現在考えておりますようにNHKと一般放送事業者となつたわけでございます。

NHKはBS2に引き続きまして二チャンネルを使用することといたしております。それから一般の放送事業者につきましては、BS3の段階で初めて民間衛星会社として放送事業をやるわけでございます。未経験の分野でございますので、幅広い経験を積んでそれからBS4以降への本格的な衛星放送に移っていくということで、先導的な役割を果たす過渡的な段階じゃないかと考えまして、一チャンネルを一般事業者については使用していただくということを考えたところでございまして。

○塩谷政府委員 チャンネル数でございますが、チャンネル数が四チャンネルから三チャンネルになりまして、チャンネル数の減少により生じた電力の余裕というのを送信電力の増加に振り向け

るのが適当だろう、送信電力の増加に振り向けた場合地上で受けるアンテナが比較的小さくて済むというメリットもありますので、電力の増加に振り向けた場合には衛星の規模にはほとんど大きな変化はないということで、結果として開発のための必要な経費はほとんど変わらないというふうな結論づけたと承知しております。

○木内委員 次にトランスポンダーの利用についてお尋ねします。

BS3bは本来3aの予備機として想定をされていた。現在の衛星の技術水準を考えますと、BS3aが完全に機能することには我々も一抹の不安を感じるのであります。予備機の3bのトランスポンダーを使用するにつきますと、本来の3aのサポートにまず支障がないかどうかということ。それから、残りの3bの二つのトランスポンダーについては今後の利用計画はどうなっているかということが二点目。それから、機構保有のトランスポンダーを使用した放送を将来的に本放送とすることが可能か、あるいは試験局の免許しか与えない方向なのか。以上数点についてまとめて答弁願いたいと思います。一部放送行政局にもお願いいたします。

○塩谷政府委員 3a、3bでございますが、3aについてはNHK二本、JSB一本というものがあつまして、三号の場合にはそれぞれ主系について冗長系、いわゆる予備系を用意しておりますので、3aのNHK二本、JSB一本について万一のことがありましたときには、まず3aの予備系で対応する。そしてそれでもなおかつぶくあいがあつた場合には初めて3bの方に参りまして、そして3bのそれぞれ二本について主系を当て、次に予備系ということ、それでもだめというところになったときには、残念ながら機構が持つておりますbのトランスポンダー一本を明け渡すというところになるかと思ひます。3bの利用計画という点については、現在全体として3aの予備機でございますので、機構がハイビジョン用のトランスポンダー一本を持つていたという

ことにとどまっております。将来のいろいろな計画につきましては放送行政局長の方からお答えをいたします。

○成川政府委員 先ほど来お話がございましたように、BS3bの方は予備機能を持たせているわけでございます。今回トランスポンダー一本を通じて、放送衛星機構が所有して放送事業者を利用させていただくわけでございますが、あくまでも予備機能を維持するというような観点から試験放送に終始するわけでございます。したがって、実用化というようなことは考えておりません。

○木内委員 非常にはつきりしましたので次に移ります。

機構が保有するトランスポンダーを利用すると考えられる放送事業者について具体的にどこが考えられているのかということ。それから、その放送事業者が機構に支払う対価、このスケールの考え方としての基準があればお示しをいただきたい。今の段階では先行的投資としての意味合いが非常に強いわけでありまして、そうした趣旨にのつとめて、放送事業者が利用しやすい、ある意味では便宜と配慮の行き届いた規模に抑えることが望ましいと思ひますけれども、このトランスポンダーを使う料金として、その設備費に見合う費用ということに単純になつてしまふのか、あるいはそうでない物差しの方によってその基準はつくられるのか、この点お聞きします。

○成川政府委員 前段の部分につきまして私から答弁させていただきます。

機構が保有しているトランスポンダー一本を放送事業者に使わせていただくということでございまして、現にNHKは地球局を持ちまして衛星放送を試験放送という形でやっております。また、BS3を使って衛星放送を開始すべく地球局の設置計画を有しております日本衛星放送会社がございまして、主としてこの二者が想定されるのではないかと現在考えておるところでございます。○塩谷政府委員 リース料金でございますが、これは趣旨としましてはこの施策がハイビジョンの

普及促進策として実効的なものになるように今後詰めてまいりたいと思っております。その際考えられる原価要素といたしましては、減価償却費、衛星保険料、管理費などが考えられるというふう

するの。恐らく衛星放送受信帯数であるとかあるいはハイビジョン普及率との関係もこれあり、期間の推定はされておられますけれども、でき得る限り踏み込んで、この点については明確に答弁を願いたいと思います。

○木内委員 次に、機構がトランスポンダーを保有することについて郵政省が新たな国営放送を準備しているというような声も聞くわけでありませ

○塩谷政府委員 先生おっしゃいますとおり、この機構の持つトランスポンダーというのはBS3のトランスポンダーでございますので、BS3の寿命期間中このトランスポンダーを保有し、ハイビジョン普及促進のための業務を行うというふう

○成川政府委員 放送番組の編集責任の主体は放送局の免許を受けた者でございます。このトランスポンダーを利用する場合にもハイビジョン放送をやるための免許を受けていただくことになる

でございまして、一口に申し上げまして、不確定要素がございまして、一口に申し上げましていろいろなことを考えなければいかぬと思っておりますけれども、その際、ハイビジョンの普及状況などもあわせ考えなければいかぬと思っております。そのほか、番組の制作コスト、番組の供給量、受信機の価格その他、その後の普及見通し、こういうものをいろいろ判断していくことになりまして、ただ普及の程度でもって一律に判断することとは

○木内委員 そうすると、今若さやかれていく方向というものは全くと判断してよろしいわけですね。

○成川政府委員 繰り返すことになるかと思っておりますが、機構のトランスポンダーのリースを受けているハイビジョン放送を行う者は放送局の免許を受けるということになっておりまして、この者が番組編集の責任の主体でございます。したがって、放送番組の編集の自由ということで、番組の中身について国が介入するというようなことはあり得ません。

○木内委員 それから、BS3において機構がハイビジョン用にトランスポンダーを保有するということについては、普及促進の上から極めて効果的である、この私は理解しております。普及促進という目的が達成された際にはトランスポンダーの保有を打ち切ることになると考えられる。当面、BS3が稼働中はトランスポンダーを保有することになると思っておりますけれども、BS4以降における機構のトランスポンダー保有についてはどう考

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○成川政府委員 放送番組の編集責任の主体は放送局の免許を受けた者でございます。このトランスポンダーを利用する場合にもハイビジョン放送をやるための免許を受けていただくことになるわけでございます。したがって、中身につきましては放送法の規定によりまして放送番組の編集の自由が放送事業者にゆだねられておりますので、そういうことはございせん。

○塩谷政府委員 そうなると、御努力されることは当然なことでございまして、一口に申し上げまして、不確定要素がございまして、一口に申し上げましていろいろなことを考えなければいかぬと思っておりますけれども、その際、ハイビジョンの普及状況などもあわせ考えなければいかぬと思っております。そのほか、番組の制作コスト、番組の供給量、受信機の価格その他、その後の普及見通し、こういうものをいろいろ判断していくことになりまして、ただ普及の程度でもって一律に判断することとは

○木内委員 そうすると、今若さやかれていく方向というものは全くと判断してよろしいわけですね。

○成川政府委員 繰り返すことになるかと思っておりますが、機構のトランスポンダーのリースを受けているハイビジョン放送を行う者は放送局の免許を受けるということになっておりまして、この者が番組編集の責任の主体でございます。したがって、放送番組の編集の自由ということで、番組の中身について国が介入するというようなことはあり得ません。

○木内委員 それから、BS3において機構がハイビジョン用にトランスポンダーを保有するということについては、普及促進の上から極めて効果的である、この私は理解しております。普及促進という目的が達成された際にはトランスポンダーの保有を打ち切ることになると考えられる。当面、BS3が稼働中はトランスポンダーを保有することになると思っておりますけれども、BS4以降における機構のトランスポンダー保有についてはどう考

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○成川政府委員 放送番組の編集責任の主体は放送局の免許を受けた者でございます。このトランスポンダーを利用する場合にもハイビジョン放送をやるための免許を受けていただくことになるわけでございます。したがって、中身につきましては放送法の規定によりまして放送番組の編集の自由が放送事業者にゆだねられておりますので、そういうことはございせん。

○塩谷政府委員 そうなると、御努力されることは当然なことでございまして、一口に申し上げまして、不確定要素がございまして、一口に申し上げましていろいろなことを考えなければいかぬと思っておりますけれども、その際、ハイビジョンの普及状況などもあわせ考えなければいかぬと思っております。そのほか、番組の制作コスト、番組の供給量、受信機の価格その他、その後の普及見通し、こういうものをいろいろ判断していくことになりまして、ただ普及の程度でもって一律に判断することとは

第一類第十一号 通信委員会議録第四号 昭和六十三年四月十三日

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

も、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○木内委員 これは、御努力されることは当然なことでございまして、一口に申し上げまして、不確定要素がございまして、一口に申し上げましていろいろなことを考えなければいかぬと思っておりますけれども、その際、ハイビジョンの普及状況などもあわせ考えなければいかぬと思っております。そのほか、番組の制作コスト、番組の供給量、受信機の価格その他、その後の普及見通し、こういうものをいろいろ判断していくことになりまして、ただ普及の程度でもって一律に判断することとは

○成川政府委員 繰り返すことになるかと思っておりますが、機構のトランスポンダーのリースを受けているハイビジョン放送を行う者は放送局の免許を受けるということになっておりまして、この者が番組編集の責任の主体でございます。したがって、放送番組の編集の自由ということで、番組の中身について国が介入するというようなことはあり得ません。

○木内委員 それから、BS3において機構がハイビジョン用にトランスポンダーを保有するということについては、普及促進の上から極めて効果的である、この私は理解しております。普及促進という目的が達成された際にはトランスポンダーの保有を打ち切ることになると考えられる。当面、BS3が稼働中はトランスポンダーを保有することになると思っておりますけれども、BS4以降における機構のトランスポンダー保有についてはどう考

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○成川政府委員 放送番組の編集責任の主体は放送局の免許を受けた者でございます。このトランスポンダーを利用する場合にもハイビジョン放送をやるための免許を受けていただくことになるわけでございます。したがって、中身につきましては放送法の規定によりまして放送番組の編集の自由が放送事業者にゆだねられておりますので、そういうことはございせん。

○木内委員 そうすると、今若さやかれていく方向というものは全くと判断してよろしいわけですね。

○成川政府委員 繰り返すことになるかと思っておりますが、機構のトランスポンダーのリースを受けているハイビジョン放送を行う者は放送局の免許を受けるということになっておりまして、この者が番組編集の責任の主体でございます。したがって、放送番組の編集の自由ということで、番組の中身について国が介入するというようなことはあり得ません。

○木内委員 それから、BS3において機構がハイビジョン用にトランスポンダーを保有するということについては、普及促進の上から極めて効果的である、この私は理解しております。普及促進という目的が達成された際にはトランスポンダーの保有を打ち切ることになると考えられる。当面、BS3が稼働中はトランスポンダーを保有することになると思っておりますけれども、BS4以降における機構のトランスポンダー保有についてはどう考

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○成川政府委員 放送番組の編集責任の主体は放送局の免許を受けた者でございます。このトランスポンダーを利用する場合にもハイビジョン放送をやるための免許を受けていただくことになるわけでございます。したがって、中身につきましては放送法の規定によりまして放送番組の編集の自由が放送事業者にゆだねられておりますので、そういうことはございせん。

○木内委員 そうすると、今若さやかれていく方向というものは全くと判断してよろしいわけですね。

○塩谷政府委員 私ども、いろいろ考えられる状況の中で最悪の状態になるかと思っておりますけれども、万一BS3の中継器が三本故障し、そして、機構が持っているトランスポンダーもNHKにあるいはJSBに提供しなければいかぬということになった場合、リースを受けてトランスポンダーを購入してしまつたハイビジョンの放送事業者、これはその使用を中止せざるを得ないというふう

○成川政府委員 繰り返すことになるかと思っておりますが、機構のトランスポンダーのリースを受けているハイビジョン放送を行う者は放送局の免許を受けるということになっておりまして、この者が番組編集の責任の主体でございます。したがって、放送番組の編集の自由ということで、番組の中身について国が介入するというようなことはあり得ません。

な、こう思つておつたら、そうじゃない、ラジオからテレビにかわるくらいの変化なんだというお話を聞きしておるわけでありまして。

そういう中で、我が国がこのハイビジョンというものを世界では最も先端を切つてここに来たというところでありまして、最近、日本とヨーロッパとの間に国際規格の問題で若干、余りいいまとまりにならぬ状況が生まれておる、こういうことを聞くのでありますけれども、今その状況はどのようになつておつて、これからどのような見通しになつていくのかということをお聞かせを願ひたいと思ひます。

○成川政府委員 先生お話しございましたように、ハイビジョンは大変高画質の、またワイドな、また高音質の期待される次代のテレビとして大変注目されておるものでございます。世界に先駆けてNHKを中心として日本で開発されたものでございまして、この普及促進に私も努めていかなければいかぬわけですが、ハイビジョンの国際統一規格につきましては、ITUにCCIRという国際無線通信諮問委員会がございまして、現在審議中でございます。

我が国といたしましては、昭和六十年に日本と米国のカナダとが共同いたしましたスタジオ規格について共同提案をしたところでございます。しかしながら、勧告とか決定とかいうようなところには至っておりませんで、昨年十一月にCCIR会議がまた開かれまして、その際にはヨーロッパ側から日本とは違つた方式が提案されました。走査線の数で千二百五十本、私どもは千二百二十五本というふうな、象徴的に申し上げますとそういうことで、そのほかいろいろ違いがあるわけでございますが、そういう提案がなされて、早期制定には予断を許さない状況というふうに私どもも認識しております。

日本が提案している規格につきましては、アメリカにおいては採用されつつある状況にございまして、ヨーロッパは今申し上げましたような状況にございまして、私どもとかなかなか一致していな

いというふうなことでございます。私どももいたしましては、ハイビジョンの早期実用化と世界的発展を図るためにも、我が国が提案している方式、千二百二十五本とかあるいは六十ヘルツとか、いろいろ必要な要素がございまして、国際的統一規格として採用されるように努力していきたいというふうな思ひでおつて、最近E.C.との間で作業部会を設けまして意見交換を行つておるところでございます。秋にもまた二度目の作業部会を開いて意見交換をしようじゃないかというふうな話になつておるわけでございます。そういう場を利用したりいたしまして、私どもの提案が受け入れられるように内外の理解を求めていくように努力していきたいかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○阿部(昭)委員 今局長の御答弁で郵政省の考え方や希望はよくわかりました。ただこの問題は、私は素人でありまして、今の貿易のアンパラとかいろいろの問題と絡んでくるのではないかと、いろいろに思ひかけております。そういう意味で、考え方はよくわかつたのですが、見通しは一体どういふふうになつていくというふうに思ひかけておるのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○中山国務大臣 先ほどもハイビジョンの話を御答弁の中で申しましたわけでございますが、昨日もアメリカの大統領がCATVの総会に出まして、そして日本のハイビジョンに期待をするような、そういう発言があつたわけでございます。先般ムーニーという会長も日本の方式に対して投票をしたということを申ししたということを先ほど申ししておりますのでございまして。

お話しのように日米関係それから日欧関係の中心でいろいろ問題もありまして、また、先般奥明という韓国の通信部長官がお越しになりました際にも、日本のハイビジョンで今度の九月十七日から十月二日まで行われますオリンピックの実験放送という形でしようという話が今実現化しつつあるわけでございますが、その中で、日本の技術移転の問題などいろいろと話題に上つてくるやに

伺つております。今実験放送の段階でございまして、その実験放送をする中で技術移転の話は、これはまた全く別物であるという解釈を我々いたしております。いずれにいたしましても、日本でオリンピックが行われましてから研究が始まりましたこのハイビジョンというのは、映画技術にも、それから印刷技術にも、その他地域の産業に大変大きな影響があります。テレビの画面をテイングと申しますか、いわゆるテレビの画面を通じていろいろな地方の物産の取引なんか行つたにおきましても大変有意義なものでございまして、これが摩擦の材料になることなく、全世界的な規模の中で話し合ひができていけばまことにありがたい。

きょうも話し合ひの中で、私、素朴な質問を私どもの局長にしたいわけでございますが、五十八ヘルツと六十ヘルツ、東京が五十八ヘルツで関西が六十ヘルツという歴史を聞きまして、かつて明治維新にドイツとそれから米国でございまして、その電気器具を関西と関東で入れたのがいまだに五十八ヘルツ、六十ヘルツというヘルツ数の違いになつておる。その辺のことを思ひますと、規格をこの日本列島の中でもヘルツ数がまだ統一されてないというふうな問題、私、素朴な疑問を長いこと持つておりました。私、趣味の中に八ミリをやつておるものから、大阪から八ミリを持つて東京へ来ますと音声が変わつてしまふわけでございます。なぜ狭い日本列島でこんなことになるのかというふうな疑問を持つておりますから、これからの衛星を通じて、特にコンピュータの時代が来るわけでございますので、我が郵政省の所管の中にございまして、通信総合研究所という中で、私どもはいわゆる時間というものを管理いたしております。コンピュータをいかに狂いなくつなぎ合わせていくかという使命を負つております。世界じゅう情報を即時に伝え合う、そういう中でそういう新しい機械を、新しい電気通信器具を産出してまいらうとする我々の意図をひとつ統一規格のもとにやりたい。

これはもう大いに願望を込めて私どもは期待をいたしております。もし今普及しておりますテレビ七千万台にハイビジョンが普及するとして、六十兆円のGNPに足しになると聞いております。

○阿部(昭)委員 大臣の非常な熱意を感じるのではありません。そうはいつても、この国際規格の問題は相当難しいやりとりになるのではないかと。そういう中でこれがきちつとまとまらなかつたのかどうかは、今後相当重要な問題だろうと思ひかけております。状況のいろいろな動きに敏感に対応して、的確な手だてを進めていただきたいと希望するわけでございます。

それから、今3bが打ち上げられる、そうすると試験放送が始まる、こう認識しておるわけですが、その場合の試験放送というのは、やはりNHKとかどこか民放とかに免許を出してそしてやつていく、こういうことになるわけですね。これは試験放送段階でもやはり複数ですが、免許を与えるのは。

○成川政府委員 通信・放送衛星機構が持ちますトランスポンダーを利用してNHKあるいは一般放送事業者が試験放送でハイビジョン放送をやることになるわけでございますが、今考えておりますのは、先ほど来御答弁申し上げておりますように、主としてNHKと日本衛星放送会社になるのじゃないかと思ひますが、場合によつてはそれ以上の数になるケースもあり得ないことではないというふうに考えております。それはいずれも試験放送としての免許を受けていただく、それでハイビジョン放送を実施していただくということになるわけでございます。

○阿部(昭)委員 これは局長さん、最終的には郵政省が、いずれ3bというのが打ち上がつて試験放送が始まるというときまでの間に決定をする、こういうふうな理解していいわけですね。

○成川政府委員 おっしゃるとおりでございます。やりたいという事業者等、複数出てきた場合には、それらに対しまして調整をして免許をして



試験放送をやっていたということになるわけ  
でございます。

○阿部(昭)委員 間もなくソウルのオリンピック  
の放送が行われる。そうすると放送衛星と地上放  
送、それから今私の郷里などでは大きな広場にで  
かい受像機が置かれて、そこで見る事ができる  
のです。こういうのが大変宣伝をされておるの  
であります。恐らくオリンピックが始まると、その  
広場には人がいっぱいになるんだらうなどとい  
うことが言われておるのです。

ところが、私はよくわからぬのですが、そうい  
うハイビジョンで受ける場合に、衛星放送のCAT  
Vなどは受信できなくなるんじゃないかという  
心配をしておる向きもあるのではありません。地上放  
送やあるいはパラボラアンテナでやっておる、ケ  
ーブルテレビでやっておるその関係は、實際上ソ  
ウル・オリンピックの場合に、町のど真ん中にで  
かいのが入ると、ほかのところという妙なこ  
とになるかもしれないという話も聞くのでありま  
すけれども、その辺は一体どうなるのでしょうか。  
○成川政府委員 ちよとお尋ねの趣旨を誤解し  
ているかもしれませんが、お答えさせていただきます  
たいというふうに思います。

衛星放送で受信していただいている方が五十八  
万ぐらいい現在おるわけです、NHKの試験放送と  
いう形で実施しております。ソウルのオリンピ  
ック、現在考えておりますのは、全国に五十カ所、  
二百台の受像機を置きまして見ていただきたい、  
国民の理解の促進を図りたいということで考えて  
いるところでございますが、すべて中継放送、生  
中継でやるというわけではございませんで、開会  
式と閉会式をできたやり方というところでございま  
す。そのとおり仮になったとしたら、その  
間は衛星放送はハイビジョン放送のために若干中  
断されるわけですが、過去におきましてハイビ  
ジョンウィークにおきまして実施いたしました  
し、それからテレコム旬間、昨年の六月にハイビ  
ジョン放送を実施でやらせていただいております。

す。

今後の技術開発あるいはハイビジョンの普及か  
ら考えますと、国民の視聴者の皆様方の御理解を  
得ながら十分進めていかねばならぬわけござい  
ます。中断等につきましては十分御理解を  
得るような形で進めていきたいというふうに思っ  
ているところでございます。

○阿部(昭)委員 仮に今の段階でチャンネルが重  
複をする場合がある、全国に五十ほどのなかの  
をやるために、衛星放送でCATVやパラボラア  
ンテナでやっておる皆さんが五十のために実はず  
まぐ映らぬという場合があったとしても、それは  
全部の時間の中でやるわけじゃなくて、開会式や  
何かのときだけをそつちでやるわけなので、普通  
のときは余りダブつてそつちが映らぬなんとい  
うことにはならぬ、こういう意味だというふうに理  
解していいのですか。

○中山国務大臣 私が聞いておりますのは、今  
先生のお話の、普通のテレビの問題とは全く別で  
ございまして、今試作品をいろいろつくつていた  
だいておるものを全国のいろいろなところに五十  
カ所ばかり並べまして、そこでまず、韓国のKTA  
というKDDみたいな会社で、会場から光ファイ  
バーを引いていただいて、それを衛星に乗せま  
して、そして日本におろしてきて、それで開会式  
と閉会式だけは全国に配置しましたハイビジョン  
を置いたところで見たい。あとは三十時間  
おくれで、ビデオテープで撮ってきたもので見て  
いただくという事です。そして画面も、在来線  
の電車と違ふ、新幹線を引こうというような感じ  
がこのハイビジョンでございますので、九対十六  
というシネマスコープ型の画面に投射するもの  
で、大きくするの、機械のままでやるのかわか  
りませんが、これは一般のテレビとは全く別物と  
いう感覚で、一般の視聴者の皆様方には御迷惑を  
おかけすることは全くないという形のものだとい  
うように私は理解をしております。

○阿部(昭)委員 はい、わかりました。  
そこで、時間の関係であれですが、私は通信委

員会に所属をいたしましたから、この委員会とい

うのはなかなか大変な委員会だ、もうちよつと暇  
な委員会かと思つておつたらなかなかそうじゃな  
いと思つておるのではありませんか、その中で  
特に今後のハイビジョンとか衛星放送とか、こ  
ういふ関係が入つてまいりますと、国民の中には  
こでどのようになつておるのかという認識は余り  
ない。したがつて、ちよつと今税制改革をそれぞ  
れ国民の目の前で議論しようというので至るこ  
ろで始まつておるのと同じように、例えば郵政省  
あるいはNHK、あるいは私の承知しておるの  
は、さっきの国際規格の問題もありまうけれど  
も、我が国のハイテク業界なども非常な関心を払  
つてこの問題に取り組んできた。衛星放送が今何  
十万台になつたとかおつちやうなものであります  
けれども、国民の方は、ぱつと何かちよつと聞いてお  
る程度で、それほどの認識を持つておるわけでは  
ない。

したがつて今この問題、ニューメディア、ハ  
イビジョン、こういう問題をもつと広く、国民と  
討論、議論をする、こういう場がつくられてい  
いんじゃないか。全国相当のところでやはり場所を  
設定して、どこでやつたらいいの、電波監理審  
議会あたりがいろいろセツトしてやつた方がいい  
のか、やるべきではないか、私はこういう認識を  
一つ持つておるのであります。

それから、さっき何十兆円とかの内需というこ  
とになるのか産業ということになるのか、郵政省  
の方からいただいておりますのは、西暦二〇〇〇年  
のころには十四兆何百くらいのものになる。通産  
省あたりには言わすと、いやもつと膨大なものだ、  
こつちおつちやうな。ところでこの場合に、かつてV  
TRの場合に互換性の問題で消費者の中には大変  
混乱、トラブルがございました。したがつて、こ  
ういふ問題なども、もつとしっかりした国民的  
な、例えば公聴会のようなものでも開いて、日本  
のニューメディアはこういう進路で進んでいく、  
したがつて、そこに国民の意見というものもも  
と聴取をする、こういうことがあつていいのでは

ないかと私は思つておるわけでありまう。

時間の関係で全部一遍に申し上げて御答弁願  
いたのでありますけれども、電波監理審議会とい  
うものであります。今これを読んでみると、これ  
は恐らく衛星放送、CATVテレビ、パラボラアン  
テナ、いろいろなもの、それから今までの我々がず  
つとやつておつた普通のカラーテレビ、それに今  
度のハイビジョン、それから地方の方は全部三局体  
制からどうかすると四局体制、これは郵政省の仕  
事というのは相当えらいことになるんだ、今や  
つとあつちの方は自主運用なんというのを始め  
て、そつちの方の電波監理審議会もなにか大変とい  
うことになる、この電波監理審議会というものを私  
はずつと調べてびっくりしたのは、例えばいろいろ  
な場合のトラブルに対して裁判所の第一審のよう  
な機能も持つておる。そうするとこの電波監理  
審議会などの中身というものを、私の認識です  
けれども、今、これからのニューメディアはかくあ  
らねばならぬということも全部国民の前に理解を  
広くしていくということと同時に、電波監理審議  
会の論議等もやつぱりもつと、私はそういう理念  
をあらゆる分野で持つておる人間なんですけれど  
も、外へ公開をしていくということが必要なので  
はないかと思つておるわけです。

今幾つか申し上げましたが、大臣並びに局長の  
御答弁をいただいて私の理解もまた深めたい、こ  
う思つておるわけでありまう。

○成川政府委員 午後御審議いただく予定になつ  
ておりますが、放送法の中で今回の改正では放送  
普及基本計画というものを考えておりまして、そ  
の中でのいろいろと今後の普及の指針あるいは技術  
開発等につきましても触れていく、あるいは放送  
対象地域ごとの放送の局の数の目標というよう  
なことなども盛り込むようなことを考えており  
ます。それは国民の皆さん方にござんいたたく  
いうことになりまうので、ニューメディアの方向  
などもその中であらわしていくことができるので  
はないかというふうに思います。

ハイビジョンの関係につきましては国民の理解を得ることがまず第一でございまして、国民の理解を得るための方策として、私ども、先ほど来お話がございました全国五十カ所に受像機二百台程度を置きまして国民の皆さん方に見ていただく。百聞は一見にしかずといえますけれども、見ていただくことがまず理解を深めていただく早道ではないかという観点から、いろいろな方策を考えてきているわけです。昨年も六月にハイビジョンフェアというようにして生中継をやりましてごらんいただきましたし、十一月の段階におきましては、大阪からフアッションショーを中継でごらんいただくというような機会も設けたわけでございます。今後ともそのような機会を通じて国民の皆さん方に理解をしていただくように努力していきたいというふうに思っております。

○中山國務大臣 先生から御指摘いただきましたように、情報時代、郵政省の場合は情報化という化を抜いて情報時代という言い方をしておるようございまして、昔の情報というのは暗いイメージがありまして、私はこれからの情報というのは公開をして明るいイメージで国民の皆さんに内需拡大、それから情報が日本列島の隅々、どこでも瞬時に中央の情報がとれる、また地方の情報が中央へ行くというような形が望ましいと思っております。

テレビにもI D T V、インブルーブド・デフイニション・テレビジョンですが、これは御承知のように改良型、それからエクステンデッド・デフイニション・テレビジョン、E D T V、アメリカあたりが今度のハイビジョンに對しまして千五百本、五百二十五本を倍にした数の互換性のものをE D T Vというので出してこようという話をしておりますし、それから日本の場合はいわゆるハイデフイニションTV、ハイビジョンという名前前で呼んでおりますが、そういういろいろな形の情報メディアをつないでいく、そういう新しい電気通信機材というものが開発をされていく中で、ますます—今お話のございましたように、私が先ほど

六十兆と申しましたのは、日本に今普及しております七千万台のテレビがもしハイビジョンになったらという話でございまして、そういういろいろな形の精細度テレビといいますが、それがいわゆるE D T Vでございまして、ハイビジョンの方は千二百二十五本、ヨーロッパの方は千二百五十本という走査線のテレビをつくるというところで、いろいろな行き違いといえますが、いろいろな方式に違いがありますものを統一して、国際協調とともに内需拡大がまた人の知識、知能というものを開発していくような、そういう使命を帯びているのが電気通信の審議会などであると私は思います。アメリカあたりでは政府と企業のあり方について日本と考える方が違うので、中には倒れる会社が出てきたりするのですが、日本はその点郵政省が交通整理をしながら、日本人の知能開発のために非常に貢献ができるような電気通信政策をとってまいりたいと思っております。

○阿部(昭)委員 時間が参りましたので終わります。

○塚原委員長 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 今回の法改正はハイビジョンの普及促進に役立つものだというふうに考えております。具体的には通信・放送衛星機構がトランスポンダーを所有して放送事業者がリースするという形で運用されていくということでありまして、その際、放送の自由との関係で問題が起きないようにしておく必要があるというふうに考えます。その点でお聞きをしたいわけですが、トランスポンダーの所有権は機構側にある、機構が放送事業者とリース契約をするわけですね。その際に機構側が契約を拒否するということになるれば放送できないわけですね。どのような基準で契約をしていくのか、その点具体的にお聞きをしたいと思います。特に放送内容や放送時間帯、そういう問題も含めてというようにことにはならないんだらうと思うのですが、その契約の具体的な基準、内容。

○塩谷政府委員 先生おっしゃいますとおり、具体的に機構とハイビジョン放送を行う放送事業者との間で契約を取り交わす段取りにならうかと思っております。その際、この利用者と機構との締結の契約の内容でございまして、大体考えられますのは利用料金、それから利用の期間と時間帯、それから使用条件、こういったことなどについて定めることにならうかというふうに思っております。

○佐藤(祐)委員 少しまだはつきりしないんですが、今のところ考えられているのはNHKとJ S Bですね。最初の段階では試験放送になるという御説明でしたが、当面二つの事業者が契約対象になるわけですね。その際に時間帯まで含むのですか。

○塩谷政府委員 一本のトランスポンダーを先生がおっしゃいましたように今さしあたり予想されますNHK、J S Bという両当事者が契約の当事者になるということになりますと、ハイビジョンの放送としていろいろ聞かれる時間帯と時間帯についても、普通常識的に考えられるのは、大体希望する時間帯というのが重複する場合もあり得るのじゃないか、そういうようなこともありまして時間帯の調整などもして、いつからいつまではあな、いつからいつまではあな、このような時間帯の割り振りになるのではないかと、そういう意味で時間帯ということも契約内容にならうというふうに考えられます。

○佐藤(祐)委員 そこが一つお聞きしたかった点なんです、一つのトランスポンダーで当面二つの業者、あるいは後発もあり得るわけですね。複数の業者で利用する。その際に時間帯が一つ大きな問題になるのだらうと思うのです、つまり、ゴールデンアワーをどちらがとるかというの。その調整はどこでやるのか、どういうふうに考えておりますか。

○成川政府委員 先ほど来お答え申し上げましたように、機構のトランスポンダーによりハイビジョン放送を行う場合には、電波法により放送局の免許を受けていただくことが必要でございまして、

複数の者がハイビジョン放送の実施を希望する場合は、放送時間の分割ですね、複数になりますと、先ほど通信局長からお話もございましたようにぶつかり合うこともございまして、ですから、分割あるいは調整が必要になるわけでございますが、具体的な時間の配分の方法につきましては、郵政省において希望者の意向等も踏まえながら調整をしていかなるを得ないのじゃないか。今後の検討課題になるわけでございますが、検討していかなければならぬことではないかというふうに思っております。

それから、後発組として利用を希望する者が出てきた場合につきましては、トランスポンダーに空き時間があれば、周波数割り当ても可能であれば免許ということになるわけでございますが、その辺はまだ希望者も、また打ち上げの時期もまだ来ておりませんものから詳細は不明な状況でございまして。今後検討していくこととございまして。

○佐藤(祐)委員 今の答弁ですと、時間帯の調整は郵政省でやるというように聞こえたんですが、そうなりますと、これは私は大変疑問になるのです。郵政省がそこまでの権限を持つということですか。これは放送事業者間で、いわゆる国民で話し合ってもらわなければならないようにも聞こえておったのですが。

○成川政府委員 免許を受ける際に時間帯等、どの時間をやっていただくかという運用時間というものがございまして、それにつきましては私どもの方で中身については検討をさせていただくということになるわけでございます。重複しない形で出てくれば私も調整する必要はないわけでございますが、重複した場合には私も調整せざるを得ないのじゃないかというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 私は、その点は少し問題があるというふうに考えざるを得ないですね。放送時間帯というのは番組、放送内容とも関連して非常に重要なもので、放送事業者にとつて、どの時間帯でどういう放送をするかというのは、放送の

生命にかかわる問題なんですよ。これは編集権にもかかわる問題だと思ふのです。それを郵政省が調整して決めていくというのは、ちよつと話の筋が違ふのじゃないかというふうに思ふのです。局長はそういう方針ですか。

○成川政府委員 先ほど申し上げましたように、NHKと日本衛星放送会社の間で話がついて、時間的に調整がついて出てくれば、それがそのとおり電波法に基づき審査して免許することになるわけですが、どうしても話がつかないでぶつかつてくる場合には調整せざるを得ないというふうに申し上げたところでございます。調整ができずに免許申請が出てきた、そうなつた場合には、先ほど来申し上げておりますように電波法に基づき審査することになるということでございます。トランスポンダー一本しかないものから、両方一通に同時にできる話じやございませんものですか、その辺は電波法に基づいて審査せざるを得ない。比較審査といひますか、やらざるを得ないということになるかと思ひます。

ただ、事前に両当事者あるいは複数で、三になるかどうかはわかりませんが、その間に話がついて出てくることであれば、それに従つて審査いたしまして免許をすることになるというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 では、その際の基準というのはどこで決めるのですか。民放局が新しく開設される場合も基本は民放の調整ですね、この問題はちよつと別にして。だから、NHKとJSBが時間帯がかち合うという場合に、やはり基本は業者間の調整というところに置くべきじゃないですか。強権的に、おまえはこちだ、おまえはこちだというふうにやるという筋のものではないかろうと思ふのです。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、両当事者間で話がついて出てくるものであれば別に問題ないわけですが、両当事者間で調整ができずに申請が出てきた、同じトランスポンダー一本を同じ時間帯に使いたいというこ

と出てきた場合には、電波法に従つて内容について審査して免許することになる、比較審査等になるということでございます。

○佐藤(祐)委員 ちよつと納得できない面が残りましたが、次に進みます。

七十五億円の問題なんです、若干議論もありました。私がこれまで聞いておりましたのは、BS3の経費ですね、これは放送事業者が実用部分六・五、開発部分、政府が三・五という割り振りで負担するというふう聞いておつたわけですが、この七十五億円の出資を受けて、国及びNHK並びにJSB、それぞれの負担額はどう変わりますか。

○塩谷政府委員 七百八十四億円、これがBS3全体の開発経費でございます。順序立てて申し上げますと、この七十五億円が入る前は七百八十四億円を、宇宙開発事業団、国、それから利用者でありますNHK、日本衛星放送が負担すること、それぞれ三五対六五の割合で負担するというところで、宇宙開発事業団が二百七十四億、それからNHKと日本衛星放送が六五％になるわけですが、NHKが約三百四十億、それからJSBが百七十億、こういう負担であつたわけでございます。

それで、通信・放送衛星機構分、産投の七十五億がこれに入りましたので、七百八十四億から七十五億引くことの七百九億、これを従来どおり国とNHK、JSBが三五、六五で負担するということの結果、宇宙開発事業団が二百四十八億円、それから利用者であるNHK、日本衛星放送が合せて四百六十一億円、内訳は、NHKが約三百七億、それからJSBが約百五十四億円、以上でございます。

○佐藤(祐)委員 それはこれまでの政府自身がつくつたルールと若干変わることになるのじゃないかというふうに思ふのです。昨年の概算要求時点の郵政省の説明では、産投会計から七十五億来る、これは実用部分として放送事業者が負担する六・五ですね、ここから差し引くんだという説明だつたわけですが、それはそれでつじつまが合うの

ですね、実用部分ですから。機構が持つその分も実用部分ですから。

ところが、今回のやり方では総額から引いちゃう、つまり、開発費部分もそこに、七十五億の中に含まれることになるのです。私は、これは非常に奇妙な話だと思うのです。別に特別なものをつくるわけじゃなくて、予定どりのものがつくられるわけですね。だから開発費は変わらぬ。そのうちの二つを機構が所有するということですから、それによる新たな開発費の増というのはいはざるべきです。だから、従来の政府のルールで言うならば、六・五から七十五億を差

つ引く、そうならなければおかしいんじゃないかと思ふのです。そうすれば、NHKは五十億、JSBの方は二十五億負担が減るということになるはずなんです、大蔵省の裁定で、何といひますか、ちよつとゆがめられてゐるのです。政府が出す部分が、開発費負担分が二十六億円減るといふ結果になつてゐるんじゃないですか。これだと、当初のルールを変えるものじやありませんか。その点どうですか。

○塩谷政府委員 こう御理解いただければよろしいかと思ひます。BS3全体について七百八十四億という開発経費でこれまで進めてきた。そこへこのハイビジョン普及用のトランスポンダーということと七十五億という産投出資が入つてきたというところでございます。BS3の従来の開発路線に、七十五億円のハイビジョン産投出資という別なものが入つた、しかし総体としては変わつていない、そういうわけでございましたので、七十五億という産投の分を除いたBS3の従来のものについては、やはり従来の考え方、三五、六五の割合で負担してもらつた、こういうことでございます。

○佐藤(祐)委員 だから、それが去年のときの説明とも違ふし、これまでの従来のルールとも違ふんじゃないかということを書いてゐるわけですが、概算要求時点では、明らかに、実用部分の所有なんだから実用部分から差つ引くんだということ

あつたわけですね。それが、どこでどう曲がつたのかわかりませんが、総額から引くということ、結局政府負担の開発費が二十六億円少なくて済むという方向に來てゐるわけですが、これは非常に疑問だということを申し上げておきます。時間の関係がありますので。

それから塩谷局長は、先ほど同僚議員の質問に対する答弁で、民間法人化の条件整備を進めるための今回の法改正だという御説明がありました。私は、これはそのまま聞きするわけにはいかないと思ふのです。今回の法案については、大臣の提案理由説明でもそんなことは一切、一言も触れておられないわけです。民間法人化の問題が一部に出てくることは事実ですけれども、その問題はそれとして十分な審査が必要な問題です。ですから、それはそれで当然そういうことが提起されれば審査をしなければならぬということであり、それはあくまで別問題ですから、今回の法案が成立したとしても、この塩谷局長のおつしやつたような趣旨まで含めて通信委員会が認めたということにはならないのだと思ふのです。その点、確認をしておきたい。

○塩谷政府委員 これはいろいろ御指摘がございまして、民間法人化との関連で御質疑が出たわけでございます。私は、その関連では、おつしやるその趣旨は、産投からお金を出す、そういうことが民間法人化を、認可法人全体について政府が臨調から宿題をいただいている、そういう課題のあるやきに、ではどういふふうな理解したらいいかというお尋ねですから、民間法人化ということ、それは臨調からいただいている。しかし、そのためには条件整備ということが必要であつて、そのための経営基盤の安定ということ、つまり衛星機構がいろいろなことをやつて、現在の管制業務だけではなくて、そういうトランスポンダーのリースというふうな仕事もやつてみる、そういうことも経営基盤の安定になるのではないか、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○佐藤(祐)委員 あくまでも、大臣の趣旨説明で

もありましたように、ハイビジョンの普及促進のために機構がトランスポンダーを一本所有してやうていくんだという法案でありますから、別に民間法人化問題が付随してくついているわけではないので、本日この議論でそれが何か認められたかのようにとると、それは違うと思うのです。その点ははっきり申し上げておきたいと思ひます。

それから、NHKさんに来ていただいていますので、ハイビジョンの中継、ソウル・オリンピックの中継の問題です。

既に若干議論もありましたけれども、開会式と閉会式は中継でやる。あとは一日二時間程度ハイビジョンで放送するという事になっておるわけですが、衛星のどちらのチャンネルを使うのかという事と、時間帯は、開会式、閉会式は中継です。それから、その他の一日二時間程度というのはどういう時間帯を考えておられるのか、まず……。

○高橋参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

今のところ、衛星の第二テレビジョンを使ってハイビジョンの放送をしようと考えております。この第二テレビジョンの方は、六十一年の十二月に衛星の試験放送とあわせて実験放送局の免許をいただいておりますので、こちらを優先的に使いたいというふうに考えておるわけでありまして、それで、その開会式、閉会式の中継以外の部分につきましては、競技の主なものをごく空輸いたしまして、東京で一日のハイライトというふうな格好にいたしまして、約二時間ぐらいをめぐらして放送したいと思っておりますが、まだ全体の放送計画の中でどの時間になるかということとは決めておりません。

○佐藤(祐)委員 第二といいますが、再放送中心のチャンネルですね。

○高橋参考人 さようでございます。総合テレビと教育テレビを混合編成しているチャンネルでございます。

○佐藤(祐)委員 そうしますと、これはちよつと問題だと思ふのです、そつちのチャンネルを使うということになります。要するに今離島、小笠原とか南大東はそれを頼りにしているわけですね、通常放送の再放送といふ事か。ところが、そこが二時間なり映らなくなるといふことになりまふ。それは原則的な考え方からいって少しおかしいんじゃないですか。私は、むしろ第一でやるといふならばわからぬではないのですが。

○高橋参考人 ハイビジョンはまだ実験放送の段階でございます。今度のソウルのオリンピックにつきましても、ハイビジョンの実験放送として私もこれはアタックしたいということを取り組むわけでございます。そういう意味で言うならば、現在のNHKがいただいている免許の中で言うならば、第二衛星テレビジョンを使うということになるかと思つております。

それで、その放送時間、ハイビジョン放送中にいわゆる第二テレビジョンを見ておられる方が映像が映らないという事はそれとおりでございます。過去においても、こういう実験のときには、NHKの放送だけではなくて新聞その他のマスメディアも使ひまして事前に周知をして御理解をいただいております。特に大東とか小笠原の離島の皆さん方に対しては、直接NHKからそれぞれの役場なり関係者にかかり前にお電話いたしまして周知して、御理解をいただいております。

○佐藤(祐)委員 やはり趣旨が違うと思ふのです。大東などは放送衛星によつて難視聴解消という名目が端的に生きています。それと、もう一チャンネルあるのかかわらず、どうして難視聴解消の意義が実現されているそのチャンネルをつぶすのですか。その根拠がはっきりしないのです。

○高橋参考人 オリジナルの放送そのものはNHKがいただいている免許の各メディアによつて実施するわけでございますが、ハイビジョン実験

放送というのはやはり実験という域で私どもは免許をいただいているわけでございますので、その与えられたメディアの中で視聴者の方々に大きな影響が出ない最小限の範囲内でやりたいというところでトライしているわけでありまして、御案内のようにハイビジョンというのは将来の放送にとつて大変存在価値の高いものでございますので、公共放送としてこれにトライするのもその役割の一つだろうと理解しているわけであります。

○佐藤(祐)委員 ハイビジョンの将来性云々の話じゃないのですよ。どうして一チャンネルでやらないのかという事を聞いています。

時間が参りましたから、最後に大臣、今の問題で、ハイビジョンでソウル・オリンピックの中継をやるといふことは非常に意味のあることだと思つています。ただ同時に、衛星受信帯が直接もろに影響を受けるわけですね。ビデオで空輸したものを放映する場合も影響を受けるので、その時間、二時間は見れなくなるわけですね。それ自体が一つ問題なんです。特に今の答弁で私は、せつかくの大東その他の難視聴解消ということ通常の地上波を二チャンネルで視聴しているその二チャンネルをわざわざつぶすという、どうして一チャンネルでやらないのか。一チャンネルは通常放送の再放送ではありませんが、それはまだ融通がきくわけですよ。もちろんそこは一つのセールのポイントにはしているわけだけれども、そちらでこそ使うのが難視聴解消の大義を貫くやり方だと思ふのです。そういう点で大臣的的確な指導をお願いしたいと思ひますが、どうですか。

○成川政府委員 ソウル・オリンピックのハイビジョン放送につきましては、先ほど来お話が出ておりますように開会式と閉会式は生中継で、他はビデオで撮つてきて空輸してそれを放送するという形でございます。

御案内のとおりハイビジョンというのは大変すぐれた次世代のテレビということでございますが、しかし、まだなお技術開発段階でございます。したがって、技術開発段階で実験放送という

形でやらせていただいているわけでございますが、そういうことからいいますと、難視聴解消で見たいだいたいの方々に御不便をかけるという事にもなります。先ほど来申し上げましたように、昨年もテレコム旬間におきましてハイビジョン放送を生中継でやらせていただきました。それからハイビジョンウィークにおきまして、それと併せていたたいたような次第でございますが、その際には十分に御理解をいただくように関係者の間でお話をしていたいてやつてきているところでございます。今後とも十分理解を得ながら進めていきたいと思つております。

○中山国務大臣 技術的な問題でございますので局長に先に答弁をさせていただきましたが、お話のように難視聴解消のために設けておるチャンネルでございますから、御理解をいただいて、特にここにおられる白川政務次官が年末に韓国へ行つていただいて、その後長官が日本に來られ、ことしの秋でございますからもう目途に迫つたときでございますので、韓国の好意で開会式と閉会式を実況中継をやる、二百台のハイビジョンの受信機を五十カ所全国に置いて見ていただくという事でございます。私は、そういう画期的なハイビジョンに対する実験放送に対しては難視聴地域の方々にも御理解をいただいて、皆さんに喜んでいただくが新しいテレビの時代を迎えるための対応をしていただくような御理解をひとつ徹底させていただきたいと思ひます。

○佐藤(祐)委員 もう一チャンネルあるわけですから、それを使うことをもとと検討してもらいたいという意味ですからね。

○塚原委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○塚原委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案  
について採決いたします。

本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塚原委員長 起立総員。よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塚原委員長 ただいま議決いたしました本議案に対し、田名部匡省君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田名部匡省君。

○田名部委員 ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 ハイビジョンの普及発達を図るなど衛星放送の普及を促進するため積極的な助成措置を講じ、放送サービスの高度化・多様化の実現による国民の福祉の増進に資すること。

一 通信衛星・放送衛星の信頼性の向上のため、技術基盤の一層の強化を図ること。

一 到来する本格的宇宙通信時代に対処するため、通信・放送衛星機構の経営基盤の一層の安定化を図ること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑などを参酌して作成されたものでありますから、説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○塚原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○塚原委員長 起立総員。よって、本議案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、中山郵政大臣より発言を求められておりますので、これを許します。中山郵政大臣。

○中山国務大臣 慎重なる御審議をいただきまして、ただいま通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに對し、厚く皆様方にお礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後通信・放送行政を運営していく上で十分生かしてまいりたいと考えております。

また、ただいまの附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分に尊重いたしてまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。（拍手）

○塚原委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本議案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塚原委員長 次に、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。中山郵政大臣。

郵便法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中山国務大臣 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売することとする等の措置を講じようとするものであります。

まず、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度の整備についてであります。

近年、郵便事業を取り巻く環境には非常に厳しいものがあることから、今後とも郵便事業が健全な経営を維持していくためには、効率化の推進及び利用者のニーズに即応した各種サービスの改善に努めていくとともに、機動的な料金政策が必要であります。このようなことから、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金について、一定の条件のもとで、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしたいたしとするものであります。

第二は、切手類等の給付を受けることができるカードの販売についてであります。

これは、カード社会の到来に対応するため、一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードで、切手類等の給付を受けることができるものを発行し、販売することができることとするものであります。

このほか、非常災害時における郵便料金の免除の制度を改善することとすること、郵便切手帳等を販売することとすること、料金未納または料

金不足の郵便物に係る手数料を廃止することとすること等を内容としたしております。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十三年七月一日といたしておりますが、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度の整備については、公布の日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

今後とも郵便事業の使命を果たすため、安定した郵便の送達を確保するとともに、利用者のニーズに即応したサービスの改善を図り、国民各位の期待にこたえるよう努力していく所存でございます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○塚原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後二時に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後二時七分開議

○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○塚原委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 今回の放送法及び電波法の一部改正につきましては、この改正案は放送法制の抜本的な改正ではなくて、放送法を放送の現状に合わせるために行う、いわゆる追認的な一部改正である、そういうふうにお伺いしておりますが、そういう趣旨の改正でございしますか。

○成川政府委員 先生御案内のとおり、現行の放送法は、昭和二十五年、NHKの中波しかなかった時代にできた法律でございします。その後の放送業界の発展は著しく、メディアにつきましても高度化、多様化してまいりまして、現在は民放百五十社、放送大学等々の新しい放送事業者も出てきています。そのような状態にございします。放送法制定当時には想像もつかなかったような高度化、多様化しているということが言えるかと思ひます。

現行放送法にはその基本的な精神で守らなければいかぬ面、維持し、尊重していくべき部分もかなりございします。それと同時に、個別の規定の中には今日の発展した放送の現状に合わせて見直しが必要の部分もあるわけでございします。現行の放送法を放送の著しく発展したこの現状に合わせて改めようというのが今回の提案をさせていただいた趣旨でございします。

しかし、それだけではなくて、近く導入が予定されております有料放送につきましても、この制度整備を早急に行う必要があるということから、今回の提案の中に入れていただいているわけであります。これによりまして、将来の放送の発展に対する基盤づくりができるのじゃないかというふうに認識しているところでございします。

○阿部(末)委員 たしか昭和四十二年ごろだったと思うのですけれども、この放送法、電波法の抜本的な改正についてこの委員会でも議論を重ねまして、大方の成案を得た段階で、結果的にその法案は成立をしないままに終わったわけですが、そのときの経緯について御存じならば簡単に説明してくれませんか。

○成川政府委員 四十一年に改正法案を提出させていただきました。その中身としては、事業免許制あるいは受信料の支払い義務制等々、その当時としては新しい内容を盛り込んだ放送法改正案を提出させていただいたわけですが、結果的には審議未了、廃案となりました。そういうふうにお伺いしております。

○阿部(末)委員 そうすると、指を折つてみると大体それから二十年間、この委員会でも放送法、電波法の抜本的な改正をおやりになる意思があるかどうか、私もお伺いをしてまいりました。当局の方でも、何とか検討してそういう方向でという御答弁をいただいていたのでしたけれども、今回出されたものは、お話がありましたように、一部有料放送等があるとはいひながら、基本的には放送法そのものの、電波法そのものについては現行の状況を追認する、そういう内容のものである、そう私は理解をしております。

そうであるとするならば、二十年間放置してきて特段支障のなかったものを、今この段階で急に一部追認しなければならぬ必然性があるのかどうか。むしろ、二、三年かけて抜本的な改正に取り組むべきではないのか。例えば、今日、放送の分野と通信の分野などというものは極めてあいまいになつてわがかりにくくなつていて、そういうものを一体どうするか。これらの抜本的な改正もあわせて取り組む時期に来ておると私は思ふのですけれども、それをやらなかったのはどういふわけですか。

○成川政府委員 先ほども若干触れさせていただきましたように、二十五年にできまして以来、基本的な部分、枠組みというのは変わっていない状態で今日まで来たわけでございします。その中で維持しなければならぬ基本的な精神といひますか。部分もかなりあるわけでございします。御承知のとおりメディアも大変多様化してまいりまして、テレビ、FM、多重等々、次々と新しいメディアも出てまいりまして、そのような状況からいいますと、番組の規律等につきましてもメディア特性に

応じてある程度改めなければならぬ事態にも来ているわけでございします。そういうような状態を踏まえまして、今日の現状に合わせて法を改めさせていただきたいということで御提案させていただきます。これからの次第でございします。

これからの次第でございします。新しいメディアの導入等々、環境の変化というのを予想されるわけでございします。法改正が必要となれば所要の改正案を、その時期時期に応じて、適時適切に出ささせていただきます。そういうふうにお伺いしております。

○阿部(末)委員 大臣、さつきから申し上げておりますように、放送法、電波法が既にかなり実情に合わない、もつと先を展望して抜本的な改正をしなければならぬ時期にもはや来ておつたと思ふのでしたけれども、今日まで譲つてきた。そこで、今出されておる追認等のための法案に私は必ずしも反対するものではありませんが、抜本改正を近い時期におやりになる意思があるかどうか。これはどうですか。

○成川政府委員 先ほども申し上げましたように、放送業界の発展は大変著しいものがあるわけでございします。高度化、多様化してきているというふうなことを先ほど申し上げましたが、その現状に合わせて法律改正をし、一部規制緩和といひます。番組の規律の緩和等々の措置を講じ、六十五年に予想されております衛星放送の実施の際に考えられます有料放送につきまして、その導入ができるようにするというような手当てを講じているところでございします。

将来の問題でございします。現在の法改正によつてある程度将来に向けての基盤づくりはできるのではないかとこのように考えているところでございします。将来につきましては、いろいろと技術革新が激しい分野でございまして、ニューメディアの導入だとか環境の変化等も予想されないわけではございしません。法律改正の必要性が出てくることも考えられないではないわけでございします。その際には所要の改正案を適時適切に出させたい、御審議いただきたいというふうに考え

ます。

○阿部(末)委員 大臣、お聞きのように非常に消極的で、新しいものが出てくれば、また必要があればやつていこう、いわゆる放送法、電波法については追認の姿勢を続けていこうというふうなお考えのように聞こえるわけですが、私、私は、技術革新が激しいからといって法改正が今できなかったとするならば、これからはなかなかできなかったと思うのです。やはり時代に合った抜本的な放送法、電波法の改正に取り組むべきだと思ふのですが、責任者として大臣、どう考えられますか。

○中山国務大臣 先ほどから局長が御答弁なすつておられますように、昭和二十五年の放送法、このときはNHKしかありませんで、それが今、民放が百五十社になりました。放送大学とかCATVとか我々が想像もしなかったような社会になりました。私も子供のころを考えてみたら、一軒の家の中で映画館が七つか八つあるみたいな感じの世の中になつたように思ひます。それが、昭和四十一年の法改正、一通出されましたが挫折と申します。かようなことをして、その間に世の中の放送関係の事業が圧倒的に伸びていったという中で、今度はこれを追いかける形で現状に合わせていう法改正だと思ひます。

それで、ポップ・ステップ・ジャンプみたいな形で将来、ハイビジョンだとかなんとか、いろいろな形のものがあるふうな発展していかう予想もつかないような状態でございします。郵政省でもひとつそういう意味の放送行政、局長さんの名前にも放送行政局長という名前がついてますから、将来を展望して、ここで一休みすることなく、いろいろな面に対応をしていくような体制をとつてまいりたいと思ひます。

○阿部(末)委員 私どももこれからその都度申し上げたいと思つておりますけれども、例えば今回の有料放送をやるというのだから、まだ何もあつていないところを見通してこの法案を出してはならないと、そういう趣旨から



今回の放送法改正の趣旨でございますが、民放とNHKの併存体制というか共存体制を是とした上で、それにふさわしい法律構成にしたいということで御提案させていただいてるところでございます。したがって、民放とNHKとの関係という役割をより明確にしようという観点から、NHKの目的の一つとして国際放送を規定さ

つてはいけないと言うのではなくて、国際放送に  
ついては法的な、ずっと歴史的な経過もありま  
す。ですから、これが国が命令される分とNHK  
の必須業務と一体として行つておる、こまでは  
受信料で賄われても許可できる範囲である。しか  
もNHKが国際放送を行うことを目的とする  
事業体であるとするならば、これは受信者の間

かしていただきます、公共放送としての役割を明確にさせていただきたいということをお願いしているわけでございます。

○阿部(未)委員 公共放送だから国際放送を目的としなければならないという理由はどこにもないでしょう。現行の法制上NHKの必須業務としてこれをおやりになっておる、これまでは現実に国

○成川政府委員　どうも先生に申しわけないのですが、平行線になるような答弁ばかり繰り返してまことに恐縮でございますが、現在NHKが九条の二によつて国際放送を実施していただいておりますことはおっしゃるとおりでございます。それから何ら支障がないのだから放送法の今回の改正の中でも改めるべきではないのじやないかというふうな御趣旨かと思いますが、私もともいたしましては、国際放送の重要性あるいはNHKが従来からやつてきておる実績等を踏まえて、民放とNHK

Kとの併存体制、共存体制というようなことから考えますと、役割とか使命とかいうものをより明確にするにすれば、目的の中に規定していただいた方がよいのではないかという観点からこのような御提案をさせていただいた、こういう趣旨でございます。でもお答えにならないようなことでも、ことに恐縮ですが、そんな考え方で御提案させていただきますような次第でございます。

○阿部(未)委員 どうも、目的に入れた方がいいのではないかと、これを現行法制で残しておけば、私が申し上げた、これを現行法制で残しておくことは何ら支障がないということになるわけですか。

さて、それではもし百歩譲ってこれを目的に入れたとすると、そのときにどういう問題が起こってくるか。これは法人格を付与するための条件が目的なんですよ。そうでしょう。したがって、法人格を付与するための目的としては、国内放送をやることは目的になっておったわけですか。

そこで、少し具体的にわかりやすく申し上げますよ。放送法三十三条によって郵政大臣が国際放送の実施命令を出す、この郵政大臣が実施命令を出すときの手続はどうなっていますか。

○成川政府委員 先生御承知のとおり、「郵政大臣は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行うべきことを命ずることができ」ということで、電波監理審議会にかけてまして、答申を得た上で命令をさせていただきます。いていような次第でございます。

○阿部(未)委員 前は電波監理審議会から直接命令を出しておったのです。これを郵政大臣が出すように変わったのでしょうか。そうすると、そういう命令が出たらNHKは手続としてどうするのですか。

○成川政府委員 放送事項あるいは放送地域等に関しまして金額の範囲内でやってくれというように、なことで私もNHKに対して命令をするわけでございますが、NHKとしては、それを受けてNHK自身がやる自主放送と合わせまして国際

放送を実施しているというふうに承知しております。

○阿部(未)委員 命令したけれども、NHKはそれに對して請書というのを出しませんか、郵政大臣の命令についてお受けいたしますと。そこで、どの方向にどれだけの電力でどの国の言葉で何時間やる、こういうのを、NHKは請書を出すのですか。出さぬのですか。

○成川政府委員 金額の範囲内において計画案をつくって出してもらおうようにしているというふうに、ちよつと定かではございませんが承知しております。

○阿部(未)委員 NHKが請書を出さなかったらどうなりますか。

○横井参考人 お答えいたします。郵政省から命令書がNHKに参ります。それは方向と電力と書いてありまして、それを我々の方で受けて、請書という返書は別に出してございまして、それをNHKの自主放送と一体のものとして、NHKが自主的に編成して放送しているというのが現状でございます。

○阿部(未)委員 一体として放送しておることは私もよく承知をしておりますが、副会長、昔は電波監理委員長あてに日本放送協会は請書というものを提出しておったのです。そういうふうにあなたのところの記録にあるのです。NHKの記録の中にそうなっております。後からごらんに入れますから。あなたのところが出した本ですから。読み上げてもいいんですがね。「昭和二十七年一月二十六日放送第四十八号をもつて当協会に命ぜられた国際放送実施を請ういたします。」と、以下ずっと具体的にこれが入っております。これはいつごろなくなったのですか。請書を出さなくなったのですか。

○横井参考人 お答え申し上げます。不確実なことは避けたいと思っておりますけれども、私の記憶では放送法の九条に実施命令が入ったのが昭和三十四年からですね。だから、二十七年当時は法律の根拠がなくて電波監理審議会から

来るから請書が出ていたのであつて、法律の根拠ができたから請書なしで協会はその命令に基づいて一体とした国際放送を実施する、こういう体制になったのだらう、こういうふうな推測します。

○阿部(未)委員 私も大体同じ了解で、昭和三十四年の改正で放送法九条の二ができたときからやめたかな、こう思つたのですけれども、しかしそれは、従来そういう慣行があつたということとは、命令というものが一方的なものではなくて、命令されたNHKが、わかりました、やります、ここぞという合意が成り立つて国際放送が行われた、こういうふうには私なんかは理解をしておるわけなんです。

そこで一つ問題になるのは、命令という言葉です、私が気になるのは、なぜあれが命令なのか。例えば要請とか、請書がある限り要請になるはずですね。要請されたからお受けするのであつて、命令ならば受けるも受けぬもないはずでしょう。命令というところが大変気になるのですが、なぜあれが放送命令なのですか。

○成川政府委員 放送法三十三条で大臣が命令するということになっておりまして、やれという趣旨からすると命令という言葉がふさわしいということである。放送区域と放送事項、それから電力も現在では三百キロワットというようにやれという趣旨のことを放送地域別にやらしていただくわけですが、命令という言葉がふさわしいということからこのように規定になっておるのじやないかというふうな考えをしております。答弁にならないかもしれませんが……。

○阿部(未)委員 では、国際放送について国が命令を出すようになった経過はどう御理解されておりますか。

○成川政府委員 戦後の国際放送でございますが、衆参両議院における再開促進決議というのが昭和二十六年三月にいたされたようでございます。それを受けてまして国際放送の実施についての

閣議了解というのが昭和二十六年十一月にございまして、それを受けて再開したようでございます。

当初の実施計画によりましては、昭和二十六年十二月一日から実施することとしたしまして、五方向に一日五時間放送をすることとした。経費の負担につきましては、国の負担する金額一千万円と日本放送協会の負担する経費で賄うということで行われたようでございます。実際には昭和二十六年度においてはNHKの予算の制約上の要因によるものだと思いますが、実施経費をNHKが負担していなかったようでございますが、翌昭和二十七年からは実施経費総額約四千六百万円、二十七年の分でございますが、四千六百万円のうち国の交付金が三千万円で実施されているというところでございます。したがって、国際放送というのは丸々政府の交付金のみで実施するという体制ではなかったようでございます。今と同じように自主放送と両方合わせてやるという形態がとられていたやに伺っております。

○阿部(未)委員 国際放送は占領軍の命令でとめられたんですよ。国際放送をやつてはいけない、日本語の国際放送をやるなとめられたけれども、占領軍がその後モランダムを出してきて、やつてもいいという経過になって、それから国際放送は行うべきであるということ衆参両院で委員会決議が行われた、それを受けて閣議決定が行われた、そういう経過を踏まえて国が命令することになった。

国がなぜ命令することになったかという、NHKの財政基盤が弱いからいきなりNHKに国際放送を命令してもやれる情勢でなかったのです。たしか一番初めは一千万円ですよ、国が出した金は、一千万円が一番初めの年のはずですよ。この範囲内でやつてください。そうしてみると、国際放送はやらなければならなかったがNHKに財政的な負担をする十分な能力がない、そこで国も負担をし、NHKも負担して一体となつて国際放送を続けていきましたというのが法体系上明

確なことは避けたいと思っておりますけれども、私の記憶では放送法の九条に実施命令が入ったのが昭和三十四年からですね。だから、二十七年当時は法律の根拠がなくて電波監理審議会から

確になったのが昭和三十四年の九条の二だ、そう考えるべきだと私は思うのですよ。どうでしょう、間違いないですか。

○成川政府委員 その間の事情はつまびらかにいたしておりませんが、先生のおっしゃるとおりではないかというふうに推測いたします。

○阿部(未)委員 そこで、今の必須業務として国際放送がある限りにおいては、NHKも負担しなければ、これは受信者も許容する限度であるし、国も負担し合ってやっていきたいと思います。これは私は、今日では国際放送というものの性格上そういうふうな理解されているのではないかと。しかし、いわゆる法人格を取得するための目的としてNHKが国際放送を行うとなれば、国が命令する理由はなくならないです。なぜ国が命令しなければならぬのか。NHKの目的事業としてやっておるものになぜ国が命令するのか、これは国家権力の介入ではないか、そうなるのです。局長もまだ覚えていてほしい。この天下のNHKでさえ、あの戦時中は、内閣情報局の指示があつて、そして大本営発表で世界じゅうの物笑いになるようなことをどんどん放送していたという経過がある。これは何かというと、明らかに国家権力の介入があつたからじゃないか。

目的の中に入れるということは、これは国が助成の理由を失うということなんだ、これはNHKのやらなければならぬ目的になつてしまふ、これは法人格を取得するための基本になる。そのNHKがなぜ国から命令されなければならぬのか。そこが国が命令するということは明らかに国家権力の介入ではないか。許されるのは、必須業務、附帯業務としておやりの限り国もお金を出しなすし、NHKも受信料の中から出して、出合つて、その割合はまた議論のあるところですよ、出す割合については議論がありますが、そしてやられておるのが現行の法体系上の国際放送である。それをNHKの目的に入れてしまふ、国が何で命令できるのか、NHKが本来の目的としてやっておる仕事に、なぜ国が命令して国際放送

をやらせるのか、これは権力の介入ではないか、そうなるでしょう。どうお考えですか。

○成川政府委員 NHKの業務として国際放送をやるということをごいまして、中身につきましては、御承知のとおり、放送法三条によりまして放送番組の編集の自由があるわけでございます。命令放送部分と自主放送部分と合わせまして、国際放送として本来の目的としてやっていただこうという趣旨でございます、特段国が介入しようなどというところは考えておりません。

○阿部(未)委員 放送法三十三条はどういうふうになつていますか。国が介入できないとどこに書いてあるのですか。国際放送に関する限り、「郵政大臣は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行うべきことを命ずることができ」と書いてあるでしょう。事項を指定できる。どうですか。

○成川政府委員 放送地域、放送事項その他必要とする事項というふうなことでございますが、事項を指定しているだけでございまして、編集の中身につきましては、私ども、放送番組編集につきましては放送事業者の自由によつておられます、介入してはいけないという趣旨で先ほど申し上げたような次第でございます。

○阿部(未)委員 私の言葉が悪かつたかも知れぬが、決して今私は介入しているなんて言うんじゃないのですよ。今は非常に自主性も重んじられておるし、介入しておるとは言いません。しかし、法律というものは歩き出すとひとり歩きしてしまふのです。だから私は先ほども例を申し上げたのです。これはやろうと思ふ、この法律で事項を指定するのですからできるのです。これとこれを放送しろと言つたらやらざるを得ないのです。ただ、現行は常識があるから、番組の自由とか放送の自由とか言論の自由とかいろいろあつてやらないだけで、やろうと思ふばやることにな

る。そういう危険を冒してまで、一番先に申し上げた、なぜ目的にしなければならぬのか、それが

理解できません。どうしてもこれを目的にしなければならぬ納得できる理由を説明していただければ、私はこれ以上文句は言いません。どうしても納得できない。むしろ危険性の方が残ると思うのです。私は、この点ではNHKの副会長にも、一体そういう懸念のある目的とするにNHKが賛成されているのかどうか承りたいのです。

○横井参考人 お答えいたします。御承知のようにNHKは、制度上、我が国で唯一の国際放送を実施している機関でございます。私も、国際放送はNHKの基本的使命の一つ、こういうふうなことでござります。

現行法は、先生の御指摘のように、NHKの必須業務として九条の二に規定されてございまして、長年にわたつて実施してきておりました。が、先ほど来放送行政局長のお話にもありましたが、先ほどの重要性ということとNHKの目的を明確にするという意味でNHKの目的規定に国際放送が書かれたのである、そういう意味で、私どもは、先生の言う危険はないものである、あつてはならないものである、そういうふうな理解をいたしております。

○阿部(未)委員 やはりNHKの御意見も、どうしても目的にしなければならぬんだという説得力には弱いように思われてなりません。現行法で結構やつておるじゃないか。しかも、仮に、それではNHKの受信者の皆さんに、NHKの目的の中から一つ国内放送をのける、国際放送だけを目的にして受信料を納めてもらえらると思ひますか。NHKが国際放送だけを目的とする放送事業者であつたら、受信者は受信料を納めるでしょうか。私は納めないと申すのですよ、この場合には、ということとは、二つ並べてもいいという理屈にはならないじゃないですか。あくまでも、主たる目的は国内放送だということを明確にしておかなければならぬ。なぜ国際放送を並べて目的にしなければならぬのか。しなくとも目的は違つておるし、そういう危険を冒してまでやらなくても、現行法でいいじゃないですか。

か。現行法ではどうしてもかくかくの理由から悪いんだということであるならば、その納得させ得るような御説明を願ひたい。これはNHKが立案したわけじゃないでしようから、郵政省が立案したのでしようから郵政省にお伺ひしているわけですから、僕は、NHKはやはり少し危険を感じてもらわれないと、権力の介入という、想定してはならないことが想定されるのではないかと、う気がするのですが、どうですか。

そこで、私は、抜本的な改正について、それらの点も含めてもう一遍見直しをしてみようというお考えがあるならば、あえて今回の改正は反対しませんが、しかし、これはもうこれで通つたら未来永劫変わらないんだ、そういうお考えなら私はこの法案にどうしても賛成することができません。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますように、現状の、先生のお言葉をかりますと追認という形なんです、放送の現状に合わせて法制を変え、あるいは部分的に番組の規律緩和を導入する、あるいは有料放送制度の導入等を図つて基盤づくりをしようという考え方、今日取り組んでいるところでござります。

国際放送につきましては、映像につきましてもいろいろと御意見、御議論等もございまして、今後の課題として今勉強をさせていただいて、今後でございますが、そういうものも含めまして、いろいろと今後検討しなければならぬ点も出てくるかと思ひます。先ほど来繰り返してお話し申し上げておりますように、技術開発などの分野でもニューメディアの進展なども考えられなことはないわけでございますので、そういうものが出てきた際に、それらも含めまして必要があれば法律改正をさせていただきたい、先生の御趣旨も踏まえまして検討をさせていただきたいというふうな考えです。

かも国際放送、外国の放送を聞くのは好きでございまして、ドイツ・ベルンで、日本語放送を聞きますと、ああこれがドイツの意思なんだなとか、それからBBCの放送、朝七時の日本語ニュース、大変いい内容だと思いますが、それを聞きますと、ああ英国はこういうことを考えているんだなとか、我々、遠くにいますと、その国の一般的な意思とかは聞けないわけではございまして、また、新聞で読みますと中々いろいろ政治的な抗争があつても、外国に対して国家の意思というものを伝えるものがやはり必要なんじゃないかなあという感じがしております。モスクワ放送なんて一日六時間、北京放送も一日六時間やつておりますし、そういうもので、ああ北京はこういうことを考えているんだなあ、モスクワはこういうことを言っているんだなあということがわかるわけではございます。

(小澤(澤)委員長代理退席、委員長着席)  
ですから、国家の中でいろいろ政治的対立がありまして、そのコンセンサスみたいなもの、例えば、どんな政権ができたとしても、その政権の意思みたいなものが外国に伝わる必要というものはある。ただしそれを、NHKという、経営委員会の皆さんが運営をいただいていてその放送の、こう言いなさいという意味の命令ではなくて、最低限これだけのことはこの地域に言つてくださいと、その地域と対立した場合なんか特にそうだと思います。その摩擦を一時に取り去らなければいけないところに、これからのその命令という意味は、外国とのあつれきをなくす、戦争を放棄したという、平和国家日本として憲法で定めているわけですから、そういう意味の中でのいわゆる行政の願ひみたいなものが、命令という意味になつて法律の中にその規定されているんじゃないだろうか。世界のそういう法令がどういうふうになつておりますか知りませんが、やはり一本化した公共放送が外国に伝えるその国家の意思、そういうもののじやないかなという感じがいたします。

○阿部(未)委員 おつしやるように、国の意思がある程度外国に伝わることを期待をし、伝わってほしいという手段として使われていることは私もそうだろうと思うのです。そうであればあるほど、国際放送というものは国の目的にも使われているものである。同時に、NHKもそこに協力しておるものである。その協力は、財政的に言うならば受信料の中からある程度のお金を出して、そのことを受信者が許容しておる。ならば目的は、国もその目的を持つてあつて、NHKの目的ではないはずで、NHKの業務の中でNHKと国が協力し合つてやつていくものである。

国際放送がそういうものであるとするならば、NHKの目的とすることに私は問題がある。現行の必須業務で結構ではないかと思う。必須業務だからといって国際放送ができればいいわけではありせん。現に立派にやれておる。それをなぜ目的に入れないかならないのだろうか。どうも私はそこに将来危険な芽を残すのではないかと危惧するから、だからるる申し上げてきたわけですよ。恐らくお出しになった法案、なかなか修正も撤回もなさぬと思うのですが、しかし私の言うことは理解してもらいたいと思うのです。

○中山(澤)大臣 国家で放送をしていくわけではございまして、国家で放送してはございまして、公共放送というところでやつていく間は、国家権力がもろに海外に出ていくことはないんじゃないだろうか。ほかの国では皆国営のそういう機能を持ったものがあるが、日本ではそういう意味で公共放送をやつておられる機関というのはNHKしかありませんので、さきやかなお願いみたいな形で、命令という形、言葉は命令といいますと何か嫌な印象は確かに先生おっしゃるやうに、私も昭和一けたの生まれでございますからそういう感じがいたしますけれども、これはやはり公共放送という限りは、どうぞ御自由になつて言つていただく場合は国家の意思が伝わらない場合があるでしょうから、経営委員会の皆さん方を信頼をして、そしてまた、公共放送としての戦後の

長い民主主義、自由主義、平和国家としての使命を果たしてこられたNHKに対する信頼が、そういう言葉の中では残つておりますけれども、意味はかつての命令という意味と違ふのではないかと、私に暗にこう解釈しておりますので、ぜひひとつ先生にも御理解をいただきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 私もNHKを信頼しておりますのでございまして。私が心配するのはむしろ国家権力の方なんです。国家権力の方がNHKの放送に介入していくおそれがあるのではないかと。今はまだそういうものがあると思つておりません。しかし、歴史は繰り返すというならば、このことは非常に危険な要素になるのではないかと。だから、今殊さらにこれを目的にしないか、現行法制上十分やつていくのではないかと、そのことを私は主張しているわけであつて、大臣がおっしゃるやうにNHKが間違ひを犯すというのじやないのです。国家権力の方が間違ひを犯すおそれがある、こう申し上げておるのです。時間がなくなりましたので、この論争はこの辺でやめることにします。

次に、宇宙開発事業団にちよつと伺いますけれども、国法五条によつて事業団が発行しておる出資証券の総額は今のくらゐになつておりますか。

○大澤(澤)参考人 お答えをいたします。

宇宙開発事業団が六十二年の三月末までに発行した出資証券の総額は、政府出資及び民間出資を合わせ一兆七百五十七億円余となっております。

○阿部(未)委員 その中の政府出資はどのくらいですか。

○大澤(澤)参考人 政府出資が一兆七百二十四億円余でございます。そのほかに政府の現物出資が三十一億余でございます。民間出資が三千九百六十万円、ごくわずかでございまして。

○阿部(未)委員 科学技術庁、お見えになつていただいておりますか。——科学技術庁は事業団に出資をされて、特に衛星の開発等を中心におやりになつておるわけですが、これは国から科学技術庁

を通じて科学技術庁が出資されるわけでしょう。科学技術庁には今申された一兆円を超す出資証券がずつとござんであるわけですか。

○中津川(澤)委員 日本の宇宙開発におきまして、宇宙開発事業団に国が出資をして開発を行つております。今事業団の方から説明がございましたように、出資して技術開発をやつておりますが、その一部は欠損金という形で累積をされていくというふうに理解をしております。

○阿部(未)委員 その事業団、NASDAに対する出資の場合は、ほとんど回収のできる部分は少ないですね。今度は利益として返ってくる部分はほとんどありませんね、あつても事業団で使うわけですから。出資は全部返ることのないものとして、紙切れだけがずつと未来永劫たまつていく、そういう形態になつておるのですか。

○中津川(澤)委員 宇宙開発事業団に對しまして出資を行つておりますが、この出資の理由につきましましては、この開発成果が有形無形の形で国の財産として残るといふこともございまして、宇宙開発自身が非常に公共性が高い、また、長期的に開発を進めるといふようなことから、現在のところ、研究開発の成果がすぐ戻ってくるというところでは必ずしもございせんけれども、この技術成果の結果は必ず国の方に還元されるという性格のものというふうにこの投資のあり方を理解しております。

○阿部(未)委員 科学技術庁が事業団に出すお金の中に、人件費等についてはこれは出資ではなくて、補助金か何か、そういう形になつておるはずですね。しかし、そこに働く人たちのノ・ハウなどというやうなものも有形無形の国の財産でありまして、これが補助であつて片方が出資であるといふことは私はなかなか理解しにくいのですが、少なくとも今の話ではやがて消えていく星、確かに技術的には開発されたものであつても、やがて消えていく星に対して出資をしていくのです。そうすると、これは物になつて、お金になつて返

つてくることは未来永劫考えられない、残るのは何か、科学技術庁の金庫の中に出資のたびにNASDAからもらった出資証券だけがずっとたまっていく、そういうことになっておるのですね、こう申し上げておるのです。どうですか。

○中津川政府委員 御指摘のように、今の制度ではそういう形になります。

○阿部(未)委員 出資ですから、これは返さぬことになっておるわけですが、出資について返さぬのはいいが、しかし、出資された事業団がそこでそれを使って何か事業をおやりになったときに、何かユーザーならユーザーから反対給付を受けて収入がある、その収入がまた次の事業に発展していける、それならば出資という形態がもっともだと私は思うのです。

しかし、今の場合は、出資はするが、それで放送衛星やあるいは通信衛星をつくる一助にして、ほんと打ち上げてやがてなくなっていく。ならば、リスクもあるわけですから、国が全部リスクも含めて国の責任で開発を行っていく、開発されたものについてはユーザーが、例えば放送衛星の場合は国がつくった放送衛星を利用してNHKがユーザーとなって利用料を払ってこれを使っていく。そうすれば出資という趣旨もよく明確になってくるし、また、ユーザーの方も安心してそこにユーザーとして利用ができる、こういうことをおやりになったらどうですかというのです。頭がかたくななかなうんと言わぬのですが、大臣、どうお考えになりますか。

○中山国務大臣 お話、国がそういう衛星とかそんなものを日本自体がやることいろいろ心配をなさる方が出てくるのじゃないか。さっきの国家権力が、それが高度技術に、これは宇宙衛星というのはいかに使えますから逆の心配が、日本が軍事力を持たないということを誓った憲法のもとで衛星を打ち上げたということになると一体どんなことになるのか。昭和四十七年で日本は飛行機の開発も停止されております。YS11も四十七年で終わっておるわけでごいまして、そういう

いろいろな意味で、国家がやることに逆に世界の心配を呼び起こすのではないかとということで大変知恵を出して、確かに先生おっしゃるように、金庫の中に出資した証券だけがたまっていくことになるのでしようが、それが世界の信用を得ることならば私はむしろ金を捨てていることにはならないのじゃないかな。

先生のお話を伺いながら、さっきの国家権力の話と、逆に先生の御説のように国で衛星を上げるようになってきたらどこでそれをどんな方向に変えられるのだろうかという懸念が起らないように、今でいいのじゃないかなという気でお話を伺っております。

○阿部(未)委員 ちょうど今度は逆のことを言わなければならぬのですが、宇宙団法の冒頭にこれは平和利用以外に使ってはならぬとちゃんと規定されておるし、また現に全額を負担するから十分の四を負担するか、その負担の割合が違ふからといって大臣のおっしゃるような理屈は成り立たない。全額負担しようとする理屈は成り立たない。然る残る。残るからこそ事業団法の一歩初めに平和利用以外にやつてはならないと規定されておるのですから、そのことは問題ないと私は思うのです。

したがって、やはり一番問題になるのが、宇宙開発という仕事について民間の利用者、いわゆるユーザーを巻き込んで、NHKはここに出資してないのです。これはちょっと話が横にそれますが、あれは局長、おかしいのです。宇宙開発事業団等に対する出資という項があつて、出資できるとなっているのです。しかし、不思議なこと宇宙開発事業団にNHKは全然出資してないのです。何で宇宙開発事業団等に対する出資という見出しがついて、出資もしてないところが項目にあるのかかわらないのです。読んだらそう書いてあるのです。これは余談です。

したがって、私は、国が開発するなら五〇%の負担をしようとして一〇〇%の負担をしようとする理屈は一緒だ。そこで、国が負担して出資された

金を有効に使って、そのかわりユーザーにはリスクは負わせない、リスクは国が負おう。開発ですからリスクは負うが、で上がったものはユーザーから金をもらって利用させる。その利用料でまた次の開発を図っていく。それが十分賄えるものか足らないものか、それはわかりません。足らないと言えればそれは仕方がないからまた幾らか出資証券が残ります。それが、その方がいいのではないかとかねて主張しておるのをごいします。これはユーザー側であるNHKの御意見もちょっと伺いたいと思います。どうでしょうか。

○林参考人 NHKと事業団との関係でございしますが、NHKからは機構に対して衛星の設計、製作、打ち上げ及び打ち上げ後の管制につきまして委託をいたしておりまして、そのうち機構から事業団に対して設計、製作、打ち上げの業務について委託し、それに必要な経費といひますか、費用をお支払いしておることをごいしまして、基本的には委託契約の関係になっておるところでございします。

○阿部(未)委員 そういうことじゃなくて、私が聞いておるのは、NASDAとの関係あるいは通信・放送衛星機構を通じていいんです。今通じておるといふこと、確かに通じておるのですけれども、通じてもいいが、NHKとしては立派にでき上がった放送衛星を利用して利用料金を払ってお使いになる方がいいのか、それとも一緒に十分の六も負担をして、私の勘定ではNHKは役に立たぬ星に既に五百億を超える金を注ぎ込んでいますよ、そういうことをした方がいいのか、どちらの方をお望みですかと聞いておるのです。

○林参考人 ただいまBS3につきましの契約の状況を申し上げたわけでごいしますけれども、今後の衛星の打ち上げ等の問題にしましては、NHKといいたしましても開発に伴うリスクにつきましてはやはり国の方で全面的に御負担をいたしたいと考えておるところでございまして、その一つの方策として、衛星を所有し、管理し、運用するといふような、いわば第三セクター的な機関

の設立ということも十分検討に値することではなからうかと考えておりました、この点につきましては各方面にいろいろお話し申し上げておるところでございします。

○阿部(未)委員 大臣、これは恐らく、放送衛星を今後利用する民間の皆さんもおいでになるわけですが、それだけでなく、通信衛星の場合もそうなんです。ただ気象衛星はちょっと違う性格を持つておると思うのですけれども、したがって、私が申し上げたようにユーザーの方も大体それを期待して、非常にリスクの多いところに最初から負担金を出して入っていくよりも、国の責任で開発してもらい、そのかわりちゃんと料金を払って使わしてもらいますよ、こういうことをひとつ検討してみてもいいと思います。

○中山国務大臣 いろいろなお考えが伺えて、私は、先生のおっしゃるようなお話も大変貴重なお話だと思ひます。これからまた郵政省の中でのいろいろ検討する機会があると思ひますけれども、御意見を拝聴させていただきまして、これをここに確認しておきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 たくさん質問したかったので、時間がなくなつたようですから最後に任期の問題について。

NHK役員の任期を会長、副会長を除いて二年とするといふふうに改められるというのが法案の内容になつておるわけですが、会長、副会長が三年で経営委員長が二年というわけにはいかぬと思ひます。経営委員長が二年にならぬ限り経営委員会もかえられない、経営委員会の中から互選されるわけですから、非常に問題があると思ひます。なぜ二年にしなければならぬのか。何か行革の顔を立たせたのだらうと私は思ふのですけれども、今ここにきて役員の任期を一年縮めてみても、これは機構も同じですよ、余り大したことないと思ひますが、それは仕方がないですよ。ただ、NHKの経営委員会というのは非常に大きい責任を負つておる機関です。かつて私はNHKの経営委員長に議事録の公開、経営委員会の公



開をお願いしたことがあります。そのときは会長はだれだったかよく覚えていませんが、要するに自由な議論をさしてもうため公開は御勘弁を願いたい、会議録の提出は困るというわけですよ。

私は、NHKの民主的運営、開かれた運営という意味から経営委員会は公開されることを希望するのですけれども、なかなかそうならないので、そこで私は経営委員長に、あなたはNHKの会長を任命する大変な責任を持つておる人です、ついでに国会に出てきて、視聴者を代表する国会でNHKに対してどのような議論が行われておるのか、それをよくお聞きになっていただいて、また議員の質問については経営委員長の立場からいろいろお答えを願いたい、そういうことを要望いたしまして、そのときの経営委員長さんは何度か出てくれました。必ず出よと義務づけられるとなかなか難しいけれども、極力出席をするようにいたしましたしよということ、何度か出ていただきました。その後経営委員長がかわつて以降なかなか顔を見せていただけません。私もここで議論しながら経営委員長さんというのはどういうお方だろうか、雲の上の方を想像しておるというのが今日の状況ですが、これは大臣とNHKの責任者と両方に、経営委員長は国会に可能な限り出席をして議論をお聞きいただきたいし、また質問にいろいろお答えをいただき示唆を与えていただきたい、そういう希望を持つておるのですが、いかがなものでしょうか。

○中山国務大臣 今経営委員会は佐友の磯田さんにやつていただいております。今任期は会長、経営委員会の委員長は三年であつたのは二年というの、ある意味でいろいろなお考えの方が、バラエティーに富んだ方が委員長と任期と違えて入れかわるということ、いろいろなお知恵が入ってくるようになるには私は感じますし、その意味では任期の年数にずれがあることもまた一つのやり方で、私は、今までの経験も踏まえた対応であるのではないかと感じがいいたしますし、今経営委員会の委員長に国会の意見をま

た聞いていただきたいというお話がございましたので、また郵政省からそういう意見が国会で出ましたというのを会長にも伝達をいたしてもよろうに、私もお目にかかった際には、そんな御議論の中でそういう御意見がございましたということをおし上げてみたいと思います。

○横井参考人 先ほど先生のお話にありましたように、公開という件につきましては、あくまで合議体で、自由な適度な意見を出して全会一致で決めているということの中で、私は公開はやはり無理な話ではないか。

こういう機会にできるだけ出席して議員さんのお話も聞いたらどうかという、かねてからの先生の御意見につきましては、かつて私が委員長にお供してまいったときもよく存じ上げておりますし、今、中山大臣からお話がありましたように、重ねてその旨を経営委員会並びに委員長にもお話を申し上げたい、こういうふうに思います。

○阿部(未)委員 大蔵省の主計局、寺村次長さん、御出席いただきまして、実はNASDAの方の出資条件の問題でお伺いしたいと思つておつたのですが、質問時間がなくなりまして、お呼び立てをして質問せずに大変失礼いたしました。お許しをいただきたいと思ひます。

○塚原委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 引き続きまして放送法、電波法の一部改正案、御質問をしてみたいと思ひます。

まず、昭和二十五年に現在の放送法の制定がございました。当時は翌年に中波の民放が始まる、その前の年、昭和二十五年でありますけれども、NHKの放送といつてもラジオがあるのみ。その後、時代の推移とともに、いわゆる多彩な放送メディアが出てきたわけであります。その間の放送法につきましては、確かに新しいメディアを組み入れた抜本改革がなされなければならぬ、こんな経過の中で、昭和四十一年、さまざまな角

度論議の中で抜本改革案なるものが国会で論議をされた。しかし、これはあえなく廃案というこ

事業免許制につきましては、民放の法的地位を放送法上明確に確立しようという意図からそのような内容の法案を考えたわけでございますが、現在の放送局の免許、現在施設免許という形でやつてゐるわけでございますが、それにおきましても放送の適正な運営を確保することは十分可能であるという観点から、また関係者からも、事業免許制につきましては慎重な姿勢を持つてゐる

と云つて、言つてみればそれ以前の、それ以前もそうでありましたけれども、それ以降の放送法の改定、これは結構の改定であつた。部分的な後追ひといひますか、そうした意味の非常にびぼう策がいますか、そうした改定が繰り返されてきた。したがひまして、今回のこの法律改正というのは抜本的な見直しがなされてよいはずであつたと思つたわけです。こういう形の積み残しの法律案、改正案、大臣はどういうふうな御認識でしょうか。

それから支払い義務制でございます。これはNHKの受信料の支払い義務制でございますが、契約という言葉を適用しているという認識のもとに、契約自由の原則が適用されるという認識のもとに、契約強制を基本とする現行三十二条の趣旨が誤解されるような考え方から、直接支払い義務を規定すべきではないかというような観点、法律関係を簡明にしようというような趣旨で提案されていたわけでございますが、支払い義務制をとつたといひまして、受信料収納のためのNHKの努力、現在新年度に向けてといひますか、六十三年度新営業構想ということで努力して

のが実は三つあつたように思ひます。一つは事業免許制、放送事業者の免許に当たりまして事業免許制をとるのか、それからもう一つは第三者機関による番組世論調査、もう一つはNHKの受信料の支払い義務をとるのか、こういう三つだつたと思うのですが、今この三点についてはどういふふうな受けとめていらつしやいますか。

納率を向上させて経費の節減をするためのNHKの取り組みを、まだ始まつたばかりでございますので、その状況を見守つていきたいというやうな観点から、支払い義務制も導入すべきではないという結論に達したところでございます。

○成川政府委員 先生からお話ございましたように、四十一年の法改正では、事業免許制と受信料支払い義務制と放送世論調査委員会の設置が改正案に盛り込まれていたのでございます。

それから放送世論調査委員会でございますが、公正中立な、先ほど先生からもお話ございましたように、第三者機関による世論調査等によつて放送番組の向上を期待しようとするものであります。まず第一に放送事業者の自律にまつべきではないか、放送事業者みずからが考えて放送番組の向上に努力すべきではないかというやうな観点から、



世論調査委員会につきましても制度として導入すべきではないというようなことで、今回はそのかわりというわけではございませんが、番組審議機関の活性化の措置を講じて放送番組の向上を図っていききたい。放送事業者の自律を促進する手段として、番組審議機関の活性化の措置を講じて番組の質的向上を図っていききたいというようなことにしたわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の改正案に盛り込むべきでないし、盛り込む必要はないという結論に達したわけでございます。

○鳥居委員 改正点について伺いたいと思うのですが、今回の法律案、改正案の中で放送普及基本計画なるものが明記をされておられるわけですが、この放送普及というものは一体何なのか、テレビジョンセットを普及させようという計画を表面にしているのか、よくわかりにくい表題であります。察するにこの基本計画なるものは、これは今日に至るまでのチャンネルプラン、それを総合的な展望の上に立つて修正なりあるいは策定をする、こんなようなことを言われているのじゃないかと思うのですが、何で普及なんという古くさい言葉を使わなければいけないのか。

もう一点は、基本計画でなう内容というのは非常に重みのある内容だと思われたい。放送の計画的な普及、健全な発達についての基本事項をここで決める、それで大臣が定めるとありますけれども、これは定められたら国会に報告をすることができるといふような形の表現で国会に必ず報告をする、こういう規定を明記すべきではなかったかと思うのですけれども、この点はどうなんですか。

○成川政府委員 何点かにわたりまして御質問いただいたわけでございますが、先生もお話ございましたように、放送基本計画を定める趣旨につきましては、現在のチャンネルプランの策定の根拠をより明確にしようという観点からこのような放送基本計画を定めることにしたわけでございます。御案内のとおり、放送につきましましては技

術の進歩、需要の多様化が進んでいるわけでございますが、放送は日常生活に不可欠の情報提供手段でございます。その計画的な普及と発達を図りたいというようなことでございます。それによって需要にこたえる必要があるんじゃないかという観点でございます。

普及という言葉が古いんじゃないかということでございますが、古くて新しい言葉といえますか、特に普及にかかわるようなすばらしい言葉も見出せない観点から普及という言葉を使わせていただいているわけですが、放送法第一条でも「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」というのが原則の一つとされております。この放送普及基本計画というものも、このような法の趣旨を体したものであることから、このような言葉を使わせていただいたような次第でございます。

それから放送基本計画でございますが、これを定めたり、または変更する場合は官報に公示という形で載せようというふうな思っております。告示することによって国民一般が広く知り得るものになりますし、このような措置をとることによって国会の皆さん方にも策定、変更の都度、内容を知らんただけるのではないかと、知り得る状況に置けるのじゃないかというようにございまして、このような措置を講じているところでございます。

○鳥居委員 そうすると具体的にチャンネルプラン、それからこの基本計画のあり方について伺ってまいりたいと思うのですけれども、今テレビジョン放送に関しては四局化方針というのがあります。民放を四局化できるような形で周波数の割り当てをやり、そしてこの事業者をどんどんつくっていく。一方、民放のF M局につきましましては、NHKは今全国をカバーでき上がって、民放のF M局に関して全国一波は普及できるような形に運ぼう、こういう方針が五十三年に決まりました。その後五十七年に変更という形でさらにそれを実施を促進していく、こういう方針がとられており

ます。具体的に民放F M、これの状況を実は調べてみました。そうしますと波は決まっているけれども、まだ事業者が確定をしない、これは幾つあります。

○成川政府委員 先生お話がございましたように、テレビにつきましては最低四波化、F Mにつきましては民放一波というように現在取り組んでいるところでございますが、テレビの周波数割り当てがなされて現在置局ができていないところは十五ございまして、具体的な名前を申し上げますと、徳島県、佐賀県、栃木県、茨城県、長野県、熊本県、青森県、秋田県、岩手県、山形県、石川県、富山県、長崎県、北海道、鹿児島県というところでございますが、このうち山形地区につきましては今月中にも予備免許に持ち込めるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

F Mの場合につきましては、周波数割り当て済みの局でまだ開局ができていないところは十七地区でございます。このうち長野と山梨と埼玉、それから東京、二局目でございますが、これの四地区につきましては既に予備免許中でございます。予備免許に至っていない地区を割り当て時期の古い順から申し上げますと、先ほどのテレビも古い順番に申し上げたのですが、F Mの場合で申し上げますと、石川、山形、千葉、京都、兵庫、高知、大分、福島、奈良、岡山、徳島、鹿児島、大阪というような地区が残っております。

○鳥居委員 東京と大阪の民放F M、これは二波目を実は進めているということ、全国の中では非常に条件のよいという、ちょっと違うといえども、それ、今示されたから開局ということとこの抱えている問題というのは、言ってみれば一本化調整がなかなかできないということとがせんじ詰めるところのたつた一つの理由だろうと思うのです。その一本化ができてくれば、一本化調整が難航ということの背景には、もちろん地方経済の基盤が弱い強いという問題もあるだろうと思

それで、具体的に東京の民放F Mの二局目、これはこれまでの経過はどうなっておりますか。

○成川政府委員 先ほど申し上げましたように、東京二局目につきましては現在予備免許に至っております。本年十月一日開局の予定で準備を進めているところでございます。

東京第二F Mといえますが東京二局目のF Mにつきまして申し上げますと、六十一年の九月二十日に周波数割り当てが行われまして、このケースの場合も非常に多数の申請者がございまして、四百九十五ございまして、これらの申請の一本化につきましては、六十一年の十一月四日に経団連の会長に調整をお願いいたしまして、そのもとで調整作業が続けられてきたわけでございますが、六十一年の十月の初めに一本化が成立いたしました。これに對しまして十月十九日に予備免許を付与したというのが東京F Mの第二局目の経緯でございます。

それから大阪の第二F M、大阪のF Mの二局目でございます。民放の二局目でございますが、これにつきましては六十一年の九月二十日に周波数割り当てを行いまして、割り当てを行った時期は東京と大阪同じでございますが、大阪の場合には二百四十七社からの申請がございました。これらの申請の一本化につきましては、六十二年四月二十八日に大阪商工会議所会頭に調整を依頼してございまして、現在、大阪商工会議所会頭のもとで調整作業が続けられておるところでございます。まだ一本化に至っておりませんが、予備免許の段階に至っていないわけでございますが、聴取者のためにもできるだけ早くまとまって放送が開始できるように、私も側面から援助していかねばいかぬのじゃないかというふうに思っております。

○鳥居委員 今、経過を伺いました。それで、六十一年九月二十日に、東京の第二、つ

まり二波目のFM局のこういう放送局を開局できるといふことが公表されて、応募したのが四百九十五社、四百九十五という非常に莫大な件数の申請があり、それを一本化するために、言ってみれば調整が始まった。調整の結果、三十六グループと聞いていますけれども、三十六に絞られたことは事実ですか。

○成川政府委員 三十六グループにグループ化されたことは事実と承っております。

○鳥居委員 それで、これは宝くじを当てるみたいに、申請件数をうんと出しておけば何とかうちの方に来るだろうという手の四百九十五件なんですか。つまり、中身をよく調べてみたら申請件数というのは三十六件だった。この一本化の調整にかかりまして、予備免許に至るまで約二年かかっているわけですが、結論が出た。予備免許の段階でどういうまとまり方をしたのかと思いきや、郵政省の元次官殿が電波をもらって社長さんにおさる。調整役をやっていた人が行司役をおりて相撲をとり始めて、発起人の中に加わって発起人代表になり、しかも新会社を設立するとその中の大立者になる。こんなような免許のあり方。従来のチャンネルプラン発表、そしてその予備免許をし、開局に至る経緯の中で非常に不可解な点は、この一本化作業ということだったわけですね。

東京における二波目のFMがこの秋開局ですけれども、では一波目はどうかだかといふと、今から約二十年前、この当時の一本化調整といふのは、出てきた件数が四十件余りだったと思ふのです。それで、どの人に免許をしようかといふのは調整の前にわかつていたのじゃないか、ねらいを定めて免許をしたのじゃないか、私はこういう疑いを非常に色濃く持った。つまり、チャンネルプランを発表してその日のうちに締め切つて、それで応募ができた人といふのは、これは前もって準備していた人しか応募できなかったはずでありまして、四十数件のうち、審査をしました、そうすると全員が、全申請件数が審査に適合をす

るわけですね。では、四十数件に波を渡せるかというのと、一波しかないわけでありまして、郵政省の職員が二人一組になって取り下げをやってもらふ。そういう作業の結果一本化ができた私は承知しております。

今回の場合、見かけは四百九十五件でありますけれども、三十六グループというのが、実はもともと三十六グループがいろいろな形をとって申請をした。なるべく我が方に波をとりた、こういうことで四百九十五件に膨らんでいった。そして調整作業に入つた。三十六グループの中から一人ずつ出してもらつて新しい発起人をつくつて、それで新会社に運び込もう。こんなふうに思えてならないのですけれども、どんなものでしょうか。

○成川政府委員 経団連の会長に調整していただいております。その中に加わつておるわけですが、三十六人だけ話しかけをしておりません。三十三人以下なのか以上なのかわかりませんが、必ずしも三十六人という数に限られているというわけではないわけでございます。

○鳥居委員 そうすると、今度の法律改正で、従来のチャンネルプラン決定、そして開局に運ぶ手続、こういうことがどんなふうになるのでしょうか。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、チャンネルプランの根拠をより明確にするために、放送基本計画と電波法の方では放送用周波数使用計画ですか、という形であらわしていくわけでございます。基本的には従来のやり方とそう違いはございません。

放送基本計画の中で放送地域ごとの放送局の数目標をあらわしまして、その裏づけ措置として周波数使用計画の中に波があるかどうかということをおきまして、それで申請者を得て比較審査をするなり一本化調整をして、最終的に審査をして予備免許を与えていくことになるわけでございます。

○鳥居委員 非常にうまみのある開局、放送局の

放送事業である。そうすると群が、調整をしなければならぬ、こういうことが当然伴うわけですね。これは郵政省出身の有力者が波を一つずつ持つていくという形は絶対避けるべきだと私は思うのであります。

もう一つ、行司役が絶対この中には加わつていくべきじゃない。行司役がおりて一人で相撲をとつていくみたいな、そういう格好に現実になつていくわけですから、今後の免許のあり方についてはこれは一つの教訓だろうと思ふのですけれども、どんなものですか。

○成川政府委員 先生お話しの際は役員をどうしていくかといった問題かと思ひますが、新会社の役員を選任する方法としては、調整者が各申請者の意見等を踏まえて役員構成案というものを作成した上で決めていくというのが一般的なやり方でございます。

特に、トップ人事につきましては、放送の場合は公共的な性格をかなり強く有しておるものですから、そういう観点から、放送会社の責任者としてふさわしい人格、識見を有する者が望ましいのではないかと、いふふうにも考えております。ただ、申請者の総意で、人物本位というような観点から、調整役をやつた方あるいは公務員出身者等ではないかといふふうなことになるケースもかなりあるわけでございますが、人物本位という点から特に不自然ではないのじゃないかといふふうに考えます。

○鳥居委員 人物本位であるとかあるいは資本がしっかりとっているかどうかとか、全部条件にかなうわけですか。だから一本化といふのは、申請のほとんどがその条件の中にあつてなおかつ一本化しなければならぬといふことですから、それなりの合理性、国民が納得する、それこそ二十年に一つ出てくるか出てこないかという波の行方といふことですから、一本化といふ問題は永遠の課題だと思ひますから、御検討いただきたい、こう思ひます。

（委員長退席、虎島委員長代理着席）  
きょうは放送法改正について参考人にお見えいただいております。一方の当事者である民放連からきょうはおいでいただきました。改正点はもう既に御存じだと思ひます。

お伺ひしたいのは三点ございしますが、まず第一点はNHKとの併存体制、これを明記いたしました。NHKのあり方につきましましてはいろんな議論があるところだろうと思ひます。公共放送として赤字財政体質を改善するために副次収入の努力もしなければならぬ。ですから、NHKとしては節度と、また一定の秩序というのが要請されるだろうと思ひますが、民放としてNHKのあり方をどういふふうにお考えになつていらつしやるのか、これが第一点。

それから規制の問題です。一面においては免許の期間が延びるとかという形の規制が外れる方向のものがありますけれども、さらに強まるか懸念をされていふ点はどういふ点にあるのか。

もう一つは、衛星放送の有料化、認可制ということですが、これについての御意見をいただきたいと思ひます。

○泉参考人 それでは、先生の御質問の第一点の方から申し上げます。

NHKと民放の併存体制というのは民放にとつても望ましいことだし、私たちは、NHKと民放の併存体制といふのは、今後とも世界に誇る一つの放送体制としてよいものにしていきたいといふ基本的な姿勢を持っております。ただ、今回法改正で、従来のNHKに準拠するような民放のあり方、昭和二十五年に決まつた放送法といふのはそういうものだったわけですが、今や全国に置局されております民放の立場を考えますと、NHKに準拠しなくて、日本の放送文化といふものをNHKと民放が両方手を携えて視聴者に供給しなければならぬという立場からいいますと、NHKの性格をもう少し明確にしてほしいという期待を持っております。

今回の改正案で拝見いたしますと、NHKの

「目的」の中に、「豊かで、かつ、良い放送番組」というような表現をしてございます。これはNHKだけじゃなくて、放送全体に目的として望まれるポイントだと思えます。したがって、それだけがNHKの目的じゃなくて、いわば放送番組の中でNHKは、スポンサーに依存しております民放のどうしてもできない放送文化の面、そういうものをやはり重点に置いていた上で、視聴者に放送文化を偏らない形で均てんしていただきたいという期待を持っているわけでございます。そういうふうにはNHKの目的というものがさらに明確化されまして、受信料の制度というの、受信料の徴収義務に近い、もつと自信のある受信料の徴収制度もできるのではないかとこのように思うわけですね。

御参考までに申し上げますと、二年前にイギリスのピーコック調査委員会がBBCに対してまして、公共放送としての番組のタイプは、キープワイドといいたまいますと知識、文化、批判、実験の四つだ。具体的な例としては、一つはニュースとか時事報道、ドキュメンタリー、科学、自然に関するような番組、二つ目には高度の芸術番組、三つ目には商品テスト、政治、イデオロギー、哲学、宗教等すべての領域を対象とした批判的な意見とか賛否両論を明らかにすべきだ。そしてあわせて、受信料というものは物価にスライドするなどの一つのシステムづくりをすべきじゃないかというようなことを提案しておりますが、これなども他山の石として、大いに参考になることではないかというふうに思っております。

そのような役割、それから受信料の性格を明定いたさない形で、何となく合理化でやっていけとが、任意業務を拡大したりアルバイトみたいなところで何とか財政をやっていきなさいというように言っている方ですと、やはり苦し紛れに傍系の事業の拡大を招いたり、要らざる民放事業との摩擦が起きかねないので、そういう点での今後の行政の一つの監視を、十分厳しくやっていただきたいというふうに考えるものでございます。

（虎島委員長代理退席、委員長着席）  
それから、先生の御質問の第二点の、番組の規制というか、私たちは番組についての規制というふうにとらえておりますが、私たちは決して、自信を持って威張れるような番組をつくっておりますということは申し上げません。私たちもいろいろるじくじたる面もあります。私たちが一生懸命努力もしているわけでございます。長年にわたってこれは息長くいろいろな方策を議論し、実行してまいっております。

特に最近におきましては、新聞と違って、オンラインタイムですと、現場の人間がつくった問題がそのまま流れますので、やはり番組制作の段階で職員の基準マインドを徹底させるべきじゃないか。そのためには社長が全社の社員教育をすべきである。民放連でも、全国の民間放送の社員教育担当者を集めて、今後は社員教育の中で、別に番組制作に携わっている人、いない人にかかわらず、放送基準というものを放送人として身につけなさいという教育をぜひしてほしいということをお願いして、そういう方策も進めております。

しかし、番組をよくするということは民放にとっても永遠の課題でございます。これでいいというところはあります。息長く時間と忍耐を持ってやらなければいけませんし、また、悪いものをチェックするだけでなく、よいものを引き出してやるという努力も要るかと思えます。したがって、法による規制、それから第三者によるチェック、そういうものは本当に番組をよくするために働くだろうか。やっぱり私たちのそういう自律のやり方をバックアップしていただけるような方式こそ望ましいのではないかとこのように思っております。したがって、今回の法律ができてきまして、この省令にゆだねられたような部分は十分私たちと御相談をいたしまして、そういう自律の効果を発揮できるような方法をおとりいただきたいというふうに期待するわけでございます。それから三点目の有料放送についてでございます。

すが、二十一世紀を踏まえますと、情報化社会というの情報は有料になっていく時代だと思えます。したがって、民間放送が必ずしもいつまでもスポンサーのお金だけに頼っている時代ではなくなると思えます。したがって、有料放送を導入することに踏み切っていたのは大変結構だと思えます。

しかし、役務だとか料金について認可制を取り入れられたのは少し行き過ぎではないか。これは仏つくつて魂入れずといいますが、この民放推進の時代にちよつと逆行するのではないかと。余りにも心配が先に立ち過ぎているような気がいたします。

こういう有料制の発展というものは、市場原理に従った自由な営業活動を認めることによつて拡大していくわけですから、もし御心配があるなら、そういう心配があらわれた時点でそれを防ぐような措置を講じて遅くはないのではなかろうかというところで、有料放送につきましては賛成でございますが、その運用につきましては、ぜひもつと自由度を広めた、認可じゃなくて届け出制にするとか、そういうことをお考えいただきたいという希望がございます。

以上、三つに対してお答えいたしました。

○鳥居委員 どうもありがとうございます。

NHKと民放との併存体制ということでありまして、NHKの側にもひとつお考えを伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○林参考人 お尋ねの公共放送、民間放送の併存体制の点につきましては、NHKといたしましては、この併存体制というのは相互に啓発、発展するための放送制度の根幹をなしておるものというふうに理解をいたしております。併存体制につきましては今後とも放送制度の基本とすべきだというふうに考えております。

NHKといたしましては、併存体制のもとにおきまして今後の情報化時代に向けての公共放送としての役割を果たしていきたいというように考えておるわけでございます。そのためには、

組織原理を異にするNHKと民間放送がそれぞれにすぐれたよい番組を提供していくということ、社会全体としての放送文化の発展に寄与していかねばならないというように考えておるところでございます。

その場合に、公共放送といたしましては、報道、教養、教育、娯楽の各番組を通じて、その総合的な運用の中の調和あるサービスということが必要かというように考えております。また高度情報化の中で、ただ単に番組を放送するだけではございまして、いわゆるNHKの蓄積いたしてまいりましたノウハウあるいは技術等について積極的に社会に還元していく、そういった中において、より効果の上がる、また効率的な事業の運営ということにも資する体制というものが必要だと考えておる次第であります。

○鳥居委員 ありがとうございます。

いずれにしても放送事業というのは、中立性という意味からも、また番組編集の自由を守っていくという報道の自由を守り抜くという上から、やはり公権力の介入というのは排除されるような仕組みの上からも保障されてなければならぬのじゃないか、こういうふうにも思うものですが、併存体制を郵政省によつて保障されるという形はあるべきじゃないという意味で直接御意見を伺いました。きょうは参考人の皆さん、ありがとうございます。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○塚原委員長 伊藤忠治君。

○伊藤（忠）委員 まず初めに、同僚議員の方からも集中して質問などが出ておりました今回の法改正に対する問題でございます。

今回の法改正の理由ということについて、現状追認、長期展望に立った改正ではない、こういうふうにお聞きをしているわけですが、私、思いますに、今日時点におきまして、このニューメディア、これは大体緒についたものもござい

していくのではないかと、このように判断できるところにきていないか、こう思っているわけであり、恐らく郵政省におかれましては、専門家でございましてそのあたりはきちつと絶えず分析をなさっていると思ひますので、そういう現状認識について気持ちの合うかどうかという点をまず第一点、お伺い申し上げたいと思ひます。

○成川政府委員 先生おっしゃいましたように、ニューメディア、特にハイビジョンあるいはデーター放送、ファクシミリ放送、いろいろな面での技術開発が非常にテンポが速く、かつ広範囲にわたっているわけでございます。しかしながら、現時点におきましては、二十一世紀にどうなるのかというようなことを定かに見通せるような段階ではございませんし、また、国民の需要が那边にあるかといった点につきましても十分把握しかねる状況にあるわけでございます。

そういう観点から今回の放送法改正では、まず放送の発展してきている現状に合わせて法律改正をさせていただきまして、今後、ニューメディアの開発あるいは進展等に合わせまして必要があればその都度適時適切に法改正案を提案させていただきまして、また御審議いただきたいというふうなことで、今回の法提議をさせていただいたような次第でございます。

(委員長退席、小澤(憲)委員長代理着席)

○伊藤(忠)委員 そうすると、こう理解させていただいていいのですか。少なくともこれからは、衛星放送が今日では非常にニューメディアを代表する問題でもありますが、全体のニューメディアとしては、サービスとして定着をするというのですか、十年くらい先のこととしてお考えなのですか。今二十一世紀が出てきましたからちょっと疑問に思うのですが、そんな先の話を今議論しているつもりは私はいませんので、どうですか、その辺。

○成川政府委員 ついつい二十一世紀というお話をさせていただいたような次第でございますが、

二十一世紀を見通して法律改正を考えるべきじゃないかという御意見等もいろいろあるところからございまして、ついでにそういう言葉を使わせていただいたわけでございますが、私もそういったしましては、そういう技術開発の動向あるいはニーズ等がある程度見通せる段階におきましては、その都度適時適切に法改正あるいは制度改正等を図っていきたいというふうな考えでいるわけでございます。さしむきは、六十五年に打ち上げられますBS3を使いまして日本衛星会社が衛星放送を開始することになっておりまして、その場合には有料放送と広告放送でやるということになってくるものですから、その準備等も含めまして今回の法改正で有料放送制度を導入せざるを得ないというふうな観点から、一年後のことでございますが、今回の法改正に入れさせていただいたような次第でございます。今後とも必要があれば、先生おっしゃったように法改正、制度改正に努めていきたいというふうな考えでおります。

○伊藤(忠)委員 おっしゃいますとおり、もちろん展望するのは二十一世紀なのですけれども、抜本的な法改正に着手をする必要は遠くない時期に迫られていると私も自身も考えているわけですが、その起爆剤というのですか、非常に大きなインパクトを与えますのは、衛星放送が本実施の格好でサービスが行われていく。もちろん星そのものが安定をしていくわけですし、これは衛星放送の機能だけではないでございまして通信衛星とも融合しながら、放送というものの既成概念を乗り越えたサービスというのがそれぞれの事業者、業界からはニューメディアとして編み出されてくるのではなからうか、そういうような状況の大きな変化ということではないか、私はこう思っているわけですね。

そうしますと、衛星放送が六十五年、六十六年からスタートしていくわけですから、このあたりからいよいよニューメディアのサービスというのが社会に花を開かしていく、ほかのメディアも触発をされていくというふうな考えていいのではないかと。そのときは抜本改正というのはどうしても避けて通れないことであろう。今日の部分的な手直し、追認の格好での法改正はやるにしまして、やはりそういう行く先をにらんで、その時点では抜本改正に着手せざるを得ないであろう、避けて通れないであろうと私は考えるわけですが、この点について局長の見解を伺っておきたいと思ひます。

○成川政府委員 先ほど来繰り返してお話し申し上げておりますように、二十五年に制定されて以来、法律の枠組みとしてはほとんど変えずに部分的な手直しをして今日に至っているわけでございます。基盤づくりといひますか将来に対応し得るような形にしているわけでございます。今後は、その基盤ができましたと、ニューメディアと先ほど先生おっしゃったのは通信と放送の融合問題とか新しい問題も含んでおられるのかもしれないと思ひますが、そういうものをどう切り分けるかといった問題等も含めまして、将来は必要があればその都度改正していくことによつて需要等にも対応できるのじゃないかと考えているわけでございます。

○伊藤(忠)委員 そういうことを展覧されて、郵政省としては既にそういう有識者の協力を得ながら検討、議論は進められているわけですか。

○成川政府委員 通信と放送の境界領域的なサービスというものも開発されていくのじゃないかというところは予想されているところでございまして、この問題につきましては、先生も御承知のとおり、先般電気通信事業法の施行状況とその見直しについて電気通信審議会が検討を行つていただいたわけですが、三月十八日に提出していただきました電気通信審議会の答申の中でも、今後速やかに放送と通信の境界領域的な分野について検討に着手すべきであるということも求められております。郵政省としてはそういう有識者の方々の御意見、御答申等も参考にさせていただきながら、多角的に検討していかねばならない分野ではないかと考えております。放送、電気通信両分野に

またたが問題でございますので、私どもも真剣に取り組んでいきたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 放送法の問題についてはどういう場で議論が行われているのですか。

○成川政府委員 今回の放送法改正の関係につきましては、二年弱だったと思ひますが、放送政策懇談会の中で有識者の方々にお集まりいただいていろいろと御議論いただきました。その報告も参考にさせていただき、またいろいろな関係者の方々の御意見をお聞かせいただきながら成案を得させていただいたような次第でございます。

○伊藤(忠)委員 この放送法にかかわつて参考にしたという場合は放送法なんですか、これは今後の放送法のあり方について放送法の場を継続的に持たれていくのか、その点どうでしょうか。

○成川政府委員 先ほどの放送と通信の境界領域的な分野につきましては電気通信審議会が御議論いただくというふうな承つておりますので、私どももその方の方に私どもの考え方を反映させるといひますか、御意見を求められればお話し申し上げて、その中に盛り込んでいただくように努力していきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 どうもよくわからぬわけですが、私は今通信のことを言っているのじゃありませんで、放送法の抜本改正が必要であらう、それも郵政省の独自の判断でやるということではなくて有識者のいろいろ御協力をいただく、検討いただくという場はありなものでしょうか、あるとすればそれはどういう名称の場合なのでしょうかと、いうことを聞いていたわけでありまして、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○成川政府委員 先ほど、境界領域的な分野につきましては電気通信審議会の方でお取り上げになるというところでございまして、そちらの方に御意見等も求められれば申し上げていきたいということでも申し上げたわけでございますが、放送関係につきましては、現在放送法及び電波法の一部改正案について御審議いただいているところでございまして、その後にございましてはさしむき具体

的にすぐに放送法改正関係について着手していくというようなことは考えておりません。しばらくは、基盤づくりができたので、六十五年に有料放送が実現するわけですが、そのころまでは十分もち得るのじやないかと思っております。また、放送関係一般につきましては電波監理審議会等でもいろいろ御意見等も聞かせていただいているわけでございますが、それらも参考にしながら今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、電気通信審議会と電波監理審議会の性格というのは全く一緒ですか。

○成川政府委員 電波監理審議会につきましてはいわゆる訴願前置的な性格も持つておりまして、電気通信審議会とはその委員の任命の仕方についても違いがあることは御承知のとおりであります。電波監理審議会につきましてはたしか両院の同意を得て委員を任命するという形になっておると思えますが、電気通信審議会の方は郵政大臣が任命するというような形でございまして、かなり性格を異にしているかと思えます。

○伊藤(忠)委員 今回の法改正については放政懇の提起を参考になされたという答弁をいただきましたが、電波監理審議会からは何らかのそういう提言はあったのですか、またそれをしんじやくされて今回の法改正に当たられたわけですか、その点どうでしょう。

○成川政府委員 電波監理審議会にも原案につきまして御説明申し上げまして、御意見も聞かせていただきましたが、今回の法案提出に結びつけてさせていただいた次第でございまして。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、大臣が諮問をなさって一定の建議というかそういう答申のようなものをお受けになって今回の法改正に当たられた、こう理解してよろしうございませうか。

○成川政府委員 原案につきまして御説明を申し上げさせていただきまして、それにつきまして御意見を聞かせていただきました取り込んだというところでございまして、郵政大臣が諮問して答申

を得たという形ではございせん。

○伊藤(忠)委員 電波監理審議会の位置づけというのが私はよくわからないわけですが、電気通信審議会というのはそれなりにわかります。電波監理審議会が別に答申をしたわけではなくて、一応の要綱なりができた段階で意見があればいいかというところでやられたのじやないかという想像いたします。放政懇は、長期展望も含めて現状いろいろ問題があるからどんなものだろうというので、それこそ諮問のような格好で問われて、一定のものが提起をされて、それを踏まえて今回の法改正ということになった、私はこう理解をいたします。そうしますと、電波監理審議会はいったいどういう役割を果たすのでありましょうか。どういう位置づけなんでありましょうか。ちよつと私は不勉強なのでお聞かせいただきたいのです。

○成川政府委員 先生御案内のこととくどくど申し上げて恐縮ですけれども、電波と放送の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図るために、その事務に関する事項を調査審議して郵政大臣に必要な勧告をし、というように、電波法九十九条の二に書いてある規定のとおりでござい

ます。それと、先ほど来出ております郵政大臣あるいは地方電気通信監理局長あるいは沖繩郵政管理事務所長の処分とか、あるいは有線テレビジョン放送法とそれから有線ラジオ放送業務の運用に関する規律に基づく郵政大臣の処分に関しましては、先ほど言葉が漏れました、電波法に基づく郵政大臣の処分とかあるいは今申し上げました法律に基づく処分につきましては不服申し立てについて審査及び議決をするという任務を持つていて、御願前置といえますが不服申し立てについて一次的な審査をするという権限を有しているわけでございます。

従来から私どもは、放送局に予備免許する等の際には必要の諮問事項というようないろいろいものと法律上定められております事項に従いまして諮問し、答申をいただいで、それを尊重して私

どもの行政に生かしていただいているようなところでございませう。

(小澤潔 委員長代理退席、委員長着席)

○伊藤(忠)委員 そうしますと、おっしゃいますとおり性格的には電気通信審議会とやはり違ふわけですね。そうしますと、いろいろな行政を行っていくに当たつてどのような政策を持つべきか、あるいは法改正なんかまさにそうだと思いますが、そういうときには電気通信審議会が、言うならば大臣が諮問をなさる、その受け皿である諮問機関である。そうしますと、そこで放送法に係る問題も皆電気通信審議会で行つていくという、こういうことなんですか。

○成川政府委員 先ほど、境界領域的な問題につきましましては電気通信審議会でも御議論いただく、どちらか定かじやない分野でございまして、電気通信審議会でも御議論いただくわけですが、電気通信審議会は先生御案内のとおり、もともと放送関係につきましましては除外してございまして審議の対象にはしておりません。私どもは、もしそういう形でやるとなれば別の放送政策懇談会というような任意の懇談会として既に設けさせていただいて御議論いただいているわけですが、今後そういう状況になればいろいろの手だてを考えていかなきゃいかぬかと思ひます、有識者の方々の御意見を聞か

していただく場をつくらうとすれば、というふうな考えですが、現時点におきましては今回の放送法改正をさしていただきました、六十五年ぐらまでは、非常に短いといえは短い期間かもしれませんが、見通しを立てて放送法改正をさしていただきました、基盤づくりをしていくということでございますので、その後直ちに次のステップに取り組むべきだというふうな考え方は私ども現時点には持つておりません。

○伊藤(忠)委員 説明をお聞きしましてわかりました。電気通信審議会はそのうちのことなので、放送に関するところはやつてないわけですね。電波監理審議会というのは電波監理の、言葉は悪いですが、やはり大臣の行政をやられるその特定の分

野を言うならば担当なさつてゐる、こういうふうな、表現は正しくないかも知れませんが、そういう理解をさしていただきます。

そうすると、放送行政に関する将来はどうあるべきか、現行法制とどういう問題があるのかというところの未来を展望した意見具申をいただく、大臣の立場からすれば諮問をなさるという受け皿は特段ないんですね。ですから、そういうものはぜひとも、今日のニューメディアでこんなに議論も沸騰している現状からするならば、特に日本が放送衛星というのを世界に先駆けて花を開かそうとしてゐる、そういうことなんでもありまして、

そういうことを考えますときにどうしてもやはりそういう場というのは必要なんじやないか、私はこう思ひます。さきさま各界の議論もありまして、し、そういうものを聞きながら誤りない結論を出していくということが按本改正の過程では不可欠ではなからうか、このように私は思ひます。局長、そういうことはわかるけれども、特設法改正に向かつてそういう場を、受け皿をつくるという考え方はないというふうな意味のことを今もおっしゃつてゐるようにはお聞きしたのですが、それで

はちよつと後ろ向きではないのか。実際に審議会はなないんですね。だから放政懇をつくられた。それは今回の法改正でもつて一応任務が終わつたとするならば、これからの未来に対する課題解決のためにどういう場を想定されているのか、構想されているのかということをお聞きしたいのですが、局長どうですか。

○成川政府委員 今先生おっしゃつたような役割を電波監理審議会にやつていただくのが適当かどうか別としまして、電波法九十九条の二に書いてありますとおり、電波監理審議会の電波の規律に關して調査審議して意見を勧告するという権限は一応有しているわけでございます。私ども、ちよつと消極的に先生に聞かされたかもしれませんが、現在法改正を提案させていただいてゐるわけでございますが、私どもとしては現状に合わせるとい

う形でございますが、最上のものといえますか現時点にふさわしい改正内容を盛り込んだ法案を提出させていただいてるわけでございますので、それからすぐに法改正について着手すべきという事項があるわけでございませんで、それらにつきましては、先生の御意見等も参考にさせていただきながら今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。したがって、今直ちにそういう場をつくつてということとは考えておりません。

○伊藤(忠)委員 長期展望に立つたことはまた別な、だからそれまで先のことを手がけていくためにはかかるべき場というのとは今日は考えてない、こういうことなんです、しかし、今回の改正で出されている問題というのは、将来の言うならば橋渡しみたいな問題が多いのです。有料放送だつてそうでしょう。有料放送という制度を新たに現行制度にさらに加えていくわけでしょう。これまでなかったことですよ。これはやはり、これから衛星放送が本格化します、ニューメディアが出てきますということで有料放送という制度を新たに加えるわけでしょう。それからチャンネルプラン、これは基本計画の話でも、これまででは政省令でやってきたものを法定するわけでしょう、明定していくわけでしょう。だからこれは将来に対する重要な橋渡しなんです。そこである時点でおつちぎれて、それから先はもう全然違うんだという問題ではないんです。

午前中の審議でも、局長、答弁でおつちぎつてゐるうちに、これは基盤形成である。そうでしょう。基盤形成なんだと言われるんですから、橋渡つてゐるのです。パイプなんです。そういうふうにするれば、やはりそういう受け皿というものを想定というのかお考えいだかないと、ではそれはもう郵政省が考えて、電波監理審議会、わかりました、それは諮問じゃないですか。そういう場というものををつくつていただかないことにはいかぬのじゃないか、私はこの点を強調したいと思ひますが、どうですか。

○成川政府委員 たびたび繰り返しますが、今直ちにそういうことに着手する段階ではないということをおし上げてゐるわけでございまして、先ほど来先生からお話があったように、将来のことを考えましたときには長期展望に立つてどうあるべきかというふうなことから常に勉強していかなければならぬわけでございまして、先生の御意見等も参考にさせていただきながら、近い将来になるというふうには思ひますが、そういう場では有識者の方々等から御意見を聞かせていただきまして、那邊に改正の必要性があるか、あるいは将来のビジョンというのはいかぬものかというふうなことを考究していかねばいかぬ場面が来るかというふうなことを考えます。

○伊藤(忠)委員 次に移らせていただきます。放送普及基本計画と、実は電波監理審議会の問題にも係るわけですが、今回の改正でもって法的な根拠を与えた、こういう点について、私たちも政省令でやるとかというよりも、法的にそのことがきつと整理をされるという点では評価できるんじゃないか、こういうふうにも思ひます。

ただ問題なのは、今も議論がございましたとおり、チャンネルプラン、電波を監理する、どのようになつていくのか。これは非常に貴重な資源でございますし、しかも、国民の利便、福祉にわたるものでなければいけませんし、公正な場であるべきで、それに加へるならば、利用者のそういう声というものが十分反映できるような場になつていなければいけません。こう思ひます。が、やはり大臣の権限に属する問題でございまして、そこで結論が出されていくということについては、これは正しく処理をされていく段階では問題は起こらないと思ひます。しかし、どういう結論が出ようと、こういう直接的に大臣の権限に属していくということは、本来あるべき姿としてはやはりそうあつてはならぬ、むしろこれは開かれた場、あるいは国民の代表が集まつて、そこ

で協議をされ、合議によつて一定の結論が出されていくという場にすべきではないのか、この方がよりベターである、このように私は思ひつてゐるわけです。

現在の聴聞そのもののあり方についても、本当に気兼ねなく異議申し立てができて、そこで本当に主張そのものが尊重されて結論が出されていくかといふこと、これはやはりいろいろ議論を呼んでゐるところでございまして、ですから、そういうものにはふさわしい場としてこの電波監理審議会が機能をもつと充実強化をして、そこにゆだねられてチャンネルプランなんかは決められていくというところの方がやはりベターではないか、私はこういう考え方になつてゐるわけですが、その点についてどうにお考えでしょうか。

○成川政府委員 今回、チャンネルプランを明確化するということで、法律に放送普及基本計画を定めさせていただくことにしたわけでございしますが、この制定あるいは変更につきましては電波監理審議会の必要事項といたしまして、今回の法改正におきましても、電波監理審議会の機能強化については十分配慮してゐるというふうなことを考へております。単にこれだけじゃなくて、チャンネルプランのうちの一つの枠であります放送用周波数使用計画につきましても、その制定または変更につきましても電波監理審議会の必要事項として諮問して、電波監理審議会から答申を受けて、それを尊重して決めていくことにしたというところで提案させていただいてゐるような次第でございまして。

○伊藤(忠)委員 どうも何か、もつとフランクに御答弁をいただけたらいい、こう思ひますが、結局、今回のチャンネルプラン、基本計画の策定については、そこまで踏み込んで法改正をなさつたわけですから、これだつたら、あとは決められたことについて大臣がそのまますつとやつていけるということ、ますます権限強化につながるのではないかと、そういう受けとめ方を私たちはしてゐるのです。これは一般の電気通信

分野と比較をいたしますときに、報道、言論の關係にかかわるものですから、やはり同じレベルで議論することはできない、またしてはいけません。したがって、その点を私たちとしてはより憂慮をしてゐるわけです。

これは歴史を語るまでもなく、一時期はそういう独立委員会のような格好で出されてゐるわけですね。あのときにそれが弊害があつたかどうか、どうも機能しなかつたとかという総括がその当時歴史的になされて今日の審議会の格好に再編成されたものではございませんで、いろいろな取り巻く事情などがあつて今日を迎えてゐると思ひます。ですから、本来ならば、電波監理審議会の言うならば位置づけなり権限の問題についても、そういう電波監理審議会がむしろこの放送普及基本計画などは一応の結論を出し、大臣にそれを見直し、じゃそれでいこうかというふうな格好でやられていく方がいいんじゃないですか。実際、今回の改正ではそういうふうなやられるのですか。

○成川政府委員 先ほどからお話し申し上げておりますように、今、郵政大臣の権限を強化しようなんという考え方は頭固いと思ひます。現在チャンネルプランという形でやっておりますものの根拠をより明確にしようということでは考へてゐるわけでございます。

放送普及基本計画でございしますが、技術の進歩や需要の動向に應じて国民に適切な放送サービスが提供され、あるいはその普及促進が図られるようにするために、郵政大臣がその放送普及基本計画というものを定めまして、またそれと同時に、必要な措置を講じていくことができるようにするということでございます。

これにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、策定あるいは変更につきましては、電波監理審議会に郵政大臣が諮問しなければいかぬということにしております。電波監理審議会には、先生からお話があったように、諮問を受けたときは聴聞ということ国民の皆さん方



の御意見を聞かせていただく場合も設けられるわけ  
でございます。計画の内容につきましましては、し  
たがいて、そういう電波監理審議会の場等を  
通じまして適正を確保することができるとのじやな  
いかというふうにも私どもは考えているところでご  
ざいます。

○伊藤(忠)委員 現在の電波監理審議会というの  
はそれほど強力な権限を持っておりませんか。例え  
ば、大臣から諮問がありますね、それに答えます  
ね、そうすると大臣は尊重なさるわけですね。だ  
から、独立委員会の格好になつていないものです  
か、やはりそれは意見を言うということにすぎ  
ぬ。言うならば一つの下請機関みたいなものでし  
よう。私はそう理解しておるのですけれども、違  
いますか。

○成川政府委員 郵政大臣は電波監理審議会の答  
申を尊重してやらなければいかぬということにな  
つておりまして、御意見等をも十分踏まえて行政  
処分等をしていくわけでございます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、時間の関係が  
ありますから突つ込んだ議論ができずに残念なん  
ですが、次は、放送番組の審議機関のことにつ  
いて質問をさせていただきます。

番組審議機関を設けることに改正で決められて  
いるわけですが、本来この番組審議機関の設置と  
いうのは、番組の質的向上はあくまで放送事業者  
の自律的な努力に任せるのが基本ではないかと私  
は思っているわけでございます。審議機関という  
のはそういう意味では補助的な役割を担うもので  
ある、このように位置づけるべきであると思つて  
います、この点について伺いたいと思います。

○成川政府委員 現在の放送法におきましては、  
放送事業者による自律的な番組の質的向上を図  
るための機関として、放送事業者のみならず放送  
番組審議機関を設置すべきことを規定しておりま  
して、審議機関の位置づけというのは明確になつ  
ていないところでございます。放送番組の編集につ  
きましては、あくまでも放送事業者の自律にゆた  
ねられていくということでございます。この考え

方は、今回の法律改正、番組審議機関の活性化と  
いうようなことでお願いしているわけではございま  
すが、その考え方は何ら変更しているものでは  
ございません。番組審議機関はあくまでも放送  
事業者のみならず設置してやっていくということ  
でございます。

○伊藤(忠)委員 次に移りたいと思います。  
番組審議機関の答申だとか意見概要の公表義務  
、公表の手段、方法などの省令化を規定してい  
るわけですが、これは放送事業者の自主的運営を  
尊重すべきであつて、省令等でそのことを細かく  
きちつと決めることについては問題がある、この  
ように私は考えているわけですが、そういうおそ  
れはありませんでしょうか。

○成川政府委員 審議機関は、一般視聴者を代表  
して放送番組につきましまして意見を述べるとかある  
いは答申をするとかいうようなことで、放送番組  
の適正といひますか質的向上といひますか、そう  
いふものを図るための機関でございます。

それで、今回考えております省令の中身は、公  
表の仕方等につきましましてやるわけでございます  
と、放送事業者の自律につきましましてとやかく言  
うといふものではございません。審議機関の活動成  
果である答申とか意見といふものは広く国民とい  
いますか一般視聴者に知らせるということが肝心  
でございます。それによつて審議機関と一般視  
聴者との結びつきが深まつて、視聴者の放送番組  
に対する意向といふものも番組審議機関あるいは  
番組に反映してまいりまして、番組の充実向上を  
図れるのじゃないかといふことを期待してこのよ  
うなことにしたわけでございます。

審議機関の答申とか意見の概要の公表につきま  
しては、特段の定めがないときは各放送事業者間  
で公表の程度に格差が生じておりまして、場合に  
よつては実効性のない方法によつて公表がなされ  
ておるといふようなことで、審議機関の活性化を  
図るためにも公表義務を課す趣旨が生かされない  
おそれもあるわけでございます。したがいまし  
て、公表義務の実効性を確保する必要があること

から、郵政省令で公表の仕方、公表の方法を定め  
ることにしたものでございまして、従来とその点  
は、公表を義務づけたという点は変わつておりま  
すが、番組審議機関の性格を今回の改正によつて  
変えるものではございません。

○伊藤(忠)委員 番組審議機関に対する位置づけ  
は全然変わつてない。問題は、議論をしたりその  
意見などを公表することは義務づけて、はしの上  
げ規則にしまして、これは省令になるのですかある  
いは規則になるのですかわかりませんが、そういう  
もので細部にわたつてまきちつと規定をしていく  
といふところが僕はわからぬわけですよ。それこ  
そ基本は、やはり審議機関を設けて、そこで議論  
をなさつて、それが公表されてくたさいといふこ  
とがきちつと基本が決められれば、あなたほどこ  
にビラをまけたとか何に掲載せいでとかという細  
かいところまでここで決めるということとは、どう  
なんでしょう、そういう感覚にむしろ問題があ  
るのじゃないですか。すべてそういうことを縛る  
といふのですか規則できちつとすることと  
に、放送業界からいろいろ問題が出てくるとい  
うことにはなりません。それこそ細かいところ  
まで要らぬのじゃないかと私は思います。

○成川政府委員 番組審議機関の議論、いろいろ  
あるわけでございますけれども、そのやりとりま  
で細かく公表しろといふことを求めているわけ  
はございません。諮問がなされて答申が出た場  
合に、骨子といひますか概要といひますか、そう  
いふものを公表してほしい。あるいは審議機関と  
してまとめた意見を出す場合もあり得るわけ  
でございますが、その際にその概要を公表してもら  
いたいといふこと。公表の仕方につきましても、  
これしかないのだ、これ以外やっちゃいかぬとい  
うようなことを求める考えはございません。そ  
の内容といたしましては、当該放送事業者の放送  
とか新聞その他、なるべく多くの視聴者が公表内  
容を知り得るような方法によつてやつてほしいと  
いうようなことを考えております。省令の中身と  
いたしましてはそういうことを考えているわけ

でございます。したがいまして、番組審議機関の性  
格自体がそれによつて変わるというようなことは  
ないし、また、変える考え方はないわけではござ  
います。

○伊藤(忠)委員 そういう省令で規定をされる場  
合には、関係業者の皆さんの意見は聞かれるわけ  
ですか。それとも、もう郵政省としてはこういう  
ふうなイメージをされて、そのようにやつてい  
うといふことを相談なしに決められていくので  
か。その点はどうでしょう。

○成川政府委員 省令の中身である公表の方法で  
ございまして、これにつきましては常識の範囲内  
で、先ほど申し上げましたようにこれといった決  
め方をするわけはございませんで、幅広くやり  
ましてその中で選択をしていただきたいといふ  
うに考えております。御意見等につきましても、  
放送事業者等から御意見があればお聞かせいた  
だきまして、それも参考にしながら詰めていき  
たいといふふうに思います。

○伊藤(忠)委員 次は、NHKの業務について質  
問をいたします。  
この第九条の第三項に係ります目的達成業務と  
いふのがあるのです。しかし、目的達成業務そ  
れ以外に附帯業務といふのはあるのかないのか、  
この点はどうでしょう。私が言いたいのは、こ  
の法文です。法律を見ますと、全部目的達成業  
務なんです。ですから、目的達成業務すべて  
いけるのか、今後その範囲でやられていつて附  
帯業務といふのは一切考えられていないのか、区  
別がどうもはつきりわからぬのですからお聞き  
しているのです。

○成川政府委員 九条の第一項が本来業務とい  
います。本来必須業務といひますか、そういうも  
のを規定しているわけではございまして、第二項  
の方で「第七条の目的を達成するため、次の業務  
を行うことができる。」といふことで、その中に「前  
項の業務に附帯する業務」等も含めまして、「中継  
国際放送を行うこと」あるいは「放送番組及びそ  
の編集上必要な資料を外国放送事業者に提供する

こと。」「多重放送を行うとする者に放送設備を賃貸すること。」「等々の規定を掲げているわけでございます。

第三項がそれ以外、一項と二項以外の新しい業務を規定しているわけでございます。本来の目的の達成とは別に、従来からいろいろとNHKの予算審議のときにも御議論ございましたけれども、NHKが長い間蓄積してきたノウハウをあるいはホール等を国民の皆さん方に還元すると同時に副次収入を得られるようにしようということ、その規定を書いているわけでございます。三項の一号がホールの賃貸等を考えているわけでございます。二号の方は、NHKは番組づくりの長い間蓄積されたノウハウを持っているわけでございますが、公共的な機関等から依頼を受けたときに番組づくりをあたっている時間によってあげて、そのかわりそれに対応する適正な対価をいただくというように考えているところでございます。

○伊藤(忠)委員 ということなので、附帯業務というのは考えられてないわけですね。

○成川政府委員 第二項の第二号に「前項の業務に附帯する業務を行うこと。」というのがございます。これが一般的にといいますか、本来業務をやるために付随して生ずる業務につきましてはこの第二項の第二号で附帯業務としてやるという形になるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 ですから、今回の法改正で、いわゆる施設や設備を一般の利用に供し賃貸するとか、あるいは業務委託というのですか、これは三項の一、二号に限定列挙でございます。附帯業務というのは二項の二号にあるわけですね。これが附帯業務だ。ですから、目的達成業務の限定列挙で、この業務に限ってやっていく、こういう理解でいいのです。

○成川政府委員 今回追加した事項は先生おっしゃるとおり九条の三項の一号、二号でございます。これは放送を行うという本来の目的達成とは別に、NHKが従来から持つておりますノウハウ

の活用あるいは関連施設の有効活用ということによって同時に副次収入を得て経営財源の一部にしていこうということでございます。したがって、先生おっしゃるとおり一号、二号は限定列挙されているところでございます。

○伊藤(忠)委員 今後状況を見てこの業務の範囲を幅を持たせていくというふうなお考えはおありでしょうか。

○成川政府委員 九条三項の一号、二号につきましても、公共放送としての使命、役割を逸脱しない範囲内において、あるいは民放業界との関連等も念頭に置きながらやっていくべきことでございます。これを次々とふやしていくというふうな考え方は持つておりません。

○伊藤(忠)委員 次に、NHKに有料放送の道を閉ざしているわけですね。これは民放の場合には有料放送の道を開くということですが、NHKはそうでない、この理由はどういうことでしょうか。

○成川政府委員 今回、有料放送の導入につきましては、先生のお話にございましたように民放に限ることとしております。NHKというのは受信料という特殊な負担金でそれを経営基盤として成り立っているわけでございます。その考え方の一つは定着してきているのではないかと。広く国民から直接収納する受信料を基盤として国民に放送を最大限に普及していくことを使命とするという考え方は従来から定着してきているのじゃないかというふうに思います。

NHKが有料放送をやるといことになりますと、NHKの本来の性格といえますか、これに大きな影響を及ぼすということも考えられます。将来どうなるかというの、ずっと先はわかりませんが、慎重に検討していかなければならない問題だと思います。民放とNHKとの性格の違いがばやとしてくると思いますか、あいまになつてくる懸念もござりますので、現在受信料という特殊な負担金でやっているNHKの制度自体の根幹をも揺るがすことにもなりかねませんので、そういう考え方ににつきましては今後慎重な検

討が必要というふうに考えます。

○伊藤(忠)委員 おっしゃる理由づけはよく理解できるわけですね。しかし、公共放送と一般放送の性格なり役割なり位置づけですか、そういうものが違いますから、だから料金金だつて今は受信料の格好なんですけれども、将来はやはりニューメディアを開発し、それを国民にどう還元していくかという場合に、そうでなくとも星の場合には非常にリスクになるわけでしょう、そういう将来のことを考えますと、今局長がおっしゃったような理由だから有料放送を公共放送に適用するのは適当じゃないということだけで道をふさぐというのは、どうも状況変化に柔軟に自在に対応し得る道を閉ざしてしまうことになりはしないか。結局のところスクランブルをかけるかどうかというふうなところに技術的にはいくわけですね。一般の皆さんがもちろん戦後から始まりまして今日までは公共放送の場合には受信料負担ということではなかったけれども、これからそういう公共放送に対する視聴者のかかわり方そのものも、これまでこうきたんだから、これからはやはりそういう考え方をりというスタイルでやっていくんだというふうな硬直的に考えるのは、果たして多様化する状況にフィットしていきけるものかなという疑問が私は非常に強いのです。

ですから、今回公共放送には認めていないわけですから、そのように法律できちつと決めなくとも、こういう問題はむしろ、それこそ大臣の状況を見ながらの指導というのですか、そういうものがあつてもいいんじゃないかと私は思いますね。こういうふうなきちつと縛つてしまひますと、公共放送の場合には絶対にこの道はいいけないのだ、そうしたら受信料の負担を、今後衛星放送が始まりますそのときになったら、来年の予算審議には当然問題になりますけれども、いろいろ悩まきつとした結論が出ればよろしいけれども、出なかつたら第三の方法をどう考えるかということでもた郵政省は郵政省で頭が痛い問題が起こつて

きはしないのだろうかとは私は思うのです。

ですから、何もかもこういうふうな法律できちつと縛つてしまつてもいいものならぬ、一たん決めたら今度は法改正をしなければどうしようもないということにもなりますので、私はそういう気持ち強く持つておるものですからお聞きを申し上げたわけでございます。後で大臣にその点も含めて総括的なお考えをいただきたいと思つております。これは確かに将来私が危惧するようなことがなければいいんでしょうけれども、いかがなものかな、こういうふうな思つてござります。いづれにしても、質問させていたいただきましたが、改正点の問題を中心にして幾つか疑問点なり議論があるわけでございます。当面こういう改正で事態を乗り切つていくにしましても、近い将来根本的な法の改正を避けて通れないのではないかと、このように私は痛感をしてるわけでございますが、その点も含めて、最後に大臣の御見解を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○中山国務大臣 いろいろな御意見を拝聴いたしまして、電波審議会の問題なんかにつきまして、これは国会で両院の御承認を得るわけでございますので、放送の基本計画とか周波数の問題、これの制定から改正に至りますまで、大変私も、いろいろと貴重な御意見をこの審議会でちょうだいをしていただいております。

今後、先生の今の御指摘を踏まえまして、これからひとつ、日本の独特な放送体制というものが維持されてまいりますような努力をさせていたきたい、かように考えております。

○伊藤(忠)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○塚原委員長 木下敬之助君。

○木下委員 質問いたします。今回の改正で放送普及基本計画が新設されるということですが、これまではチャンネルプランというものでやってきたと思ひます。このチャンネルプランがこれまで法律上明記されていなかったというのはどういう理由でありますでしょうか。まず

お伺いいたします。

○成川政府委員 チャンネルプランにつきましては、電波法第七条の規定に基づく割り当て可能周波数の有無等の審査のための基準として、電波監理審議会に諮問等の手続を経まして決めてきたものでございます。

チャンネルプランの法定化につきましては、他の規定との関係など多面的な検討を要することから、これまで改正に至らなかったわけでございしますが、今回法体系の全般的な見直しをするに当たりまして、NHK、民放連、新聞協会等、関係者からの強い意見もございまして、チャンネルプランにつきましても法定化して、その根拠をより明確化するというところをございまして、

○木下委員 放送普及基本計画というところでお伺いいたしますが、これはどこまで具体的な事項を盛り込んでいくのかをお伺いしたいと思っております。

○成川政府委員 放送普及基本計画に定める指針等につきましてはいろいろな指針があるわけでございしますが、まず第一に「放送を国民に最大限に普及させるための指針」といたしましては、民放テレビの全国最低四波化、先ほど来、話が出ております全国最低四波化、それから民放FMの全国普及、それから今後導入すべきニューメディア等につきましても規定していこう、定めていこうというふうな考えています。

それから、「放送をすることができるとする機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針」というのがあるわけでございしますが、その指針といたしましては、マスメディアの集中排除原則の基本的な考え方をこの中に盛り込んでいきたいというふうな思っております。

それから、「その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」というのがあられるわけでございしますが、それといたしましては、放送における地域密着性の確保等を定めることを検討しております。

それから、「放送対象地域」及び「放送対象地域ごとの放送系の数の目標」でございしますが、これにつきましては、放送に関する技術の発達及び需要の動向あるいは周波数事情、地域の諸事情等を総合的に勘案して決定していきたいということでございます。

それから放送系の数の目標についてでございますが、これにつきましてはできる限り早期にそれが達成されるよう努力するわけでございしますが、それぞれの地域の事情等が異なり、また多数の申請の調整等の免許処理事務に要する時間も必ずしも一定しないこともありまして、目的達成のための期間を定めることまでは予定してはいないというところでございまして、

○木下委員 もうちょっと詳しく教えてください。放送対象地域というのは一体どういうものになるのですか。これは県の単位とか、どんな感じですか。

○成川政府委員 関東のような広域圏もございしますが、先生の出身地の大分県などは大分県が対象地域でございまして、今テレビ二波でございしますか、ありますから、放送系の数としては二という数になるわけでございします。

○木下委員 いや、広いところもあれば、大分の場合は県だというのですけれども、どういう考え方のもとにその対象地域というのを決めるわけですか。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますように、周波数事情あるいは地域のニーズ等を勘案して考えていくわけでございしますが、まず放送基本計画は現状を放送基本計画にまとめたいというふうな思っております。

現状で申し上げますと、テレビにつきましては関東、中京、近畿というのは広域圏という形でやっております。その他の地域につきましては県域放送を原則としてやっております。ただ島根と鳥取につきましては、相互乗り入れということが言えるのかどうかかわりませんが、二県にまたがる形で放送対象地域を定めてテレビ放送が実施されて

れているところでございます。

○木下委員 今最後に言われた島根と鳥取、相互にやっているのは、二つの放送対象地域が乗り入れておるとなるのか、双方で一つの放送対象地域ととっておるのですか。

われまじから、大分県も一つの放送対象地域です。隣の宮崎県も放送対象地域です。島根と鳥取というのは現実がもう両方一緒に相互にやっているから両方で一つの放送対象地域、こういうふうに言われたので、今後どこかのエリアが両方一緒に相互乗り入れするようなことになったとき、それは乗り入れてある両方で一つの放送対象地域というふうな考えでやっていくのか、もともと違う放送対象地域両方に放送できるような放送局の設置を認める、こういうことがあり得るのか、それをちょっと聞いてみたいのです。

○成川政府委員 失礼いたしました。

二県が一つの放送対象地域になっているわけでありまして、一つの対象地域が二県にまたがっているというわけでありまして、

○成川政府委員 一つの対象地域に一つの、一つの放送ではなくて数は違いますが、したがって、二つの対象地域に対してということでは、二つの対象地域を合わせて対象地域として放送系の数を決めていくということになると思っております。

○成川政府委員 まず、放送法改正後、施行された段階におきまして放送基本計画というものを定めなければいけません。十月一日に施行させていただきます。その時点ですくなくなければいけません。そのときは現状を放送基本計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。それで、今後の放送基本計画というものもそれによつて固定するわけではございませんで、事情の変更等によつて変えていくわけでございします。それに

○木下委員 わかりました。

ではもう一つの問題ですが、その対象地域内の一つの局に二波許可する、こういうこともあり得ますか。

つきましては、周波数事情とか地域の文化的、社会的な実情とか経済的な状況とか、いろいろな要素を考え、あるいは国民の需要動向等も見ながら放送対象地域をどうしていくか、あるいは放送系の数をどうしていくかということになるわけでございしますが、そういう形で考えてつくり上げていくわけでございします。

○成川政府委員 現時点でも大分県には放送系の数としては二つあるわけでございまして、そういう意味じゃなくて一社に対して二波というふうな考え方がございますが、これは集中排除原則とかかわりでございします。集中排除原則は御承知のとおり、一社が二局支配してはならぬ、あるいは三事業支配といいますが、新聞、テレビ、ラジオ等の三事業支配をしてはならないという原則を立てて考えてやっているとございします。で、原則としてあり得ない話だというふうな思っています。

○木下委員 そういうことで大分わかりました。

今の放送のあり方で一応するけれども、その後の放送対象地域の変更もあり得る、こういうことですね。

ただ、経済事情等々いろいろな要素を考えて、国民のニーズが強いにもかかわらずどうしても放送事業者のなり手がいないとか、あるいはそういう形であるならばやれるというふうな事情等があれば考えられないことはないですが、現時点においてはとも考えられる話ではないというふうな考えます。

○木下委員 原則は原則でございしますし、今現在

はとも考えてはいないけれども、絶対あり得ないわけではない、こういうふうな御答弁だったように思いますが、各地域の視聴者というのは、東京なんかへ来て、あれだけたくさんテレビの種類が見られるのを見ると、やっぱり本当にうらやましい思いをしております。マスコミ集中の排除と言われていると思いますが、たくさん見たいという気持ち、まさにこれにもこたえていく必要があるのではないかと思います。同じ日本の国において同じように文化を享受していくという意味からも非常にそれを進めていくことが大事だと思います。

そういうときに、どうしても地方に行きますとコマシヤルの収入等も限定されておりますので、それを何局かで分け合うというふうなことになるばなかなか難しい。そういう中で一つの社に二波許可すれば十分そういったものこたえていくというときには、やはり積極的にやっていくべきだと思います。マスコミの集中排除ということとを言われましたが、もちろん、マスコミを集中的に全部支配して意識的に左右すれば、これは大変問題があります。しかし、現実にはそういうことは余り考えられずに、中央でいろいろな社がやっているものがある程度そのまま流すという基本から考えますと、その地域においてたくさんあるものが見られれば見られるほど、やはりいろいろなものが見られるだけマスコミの集中は排除されるのだらうと思えますから、一社に権力が集中するということだけよりも、いろいろなものが見られるという見方から、マスコミが偏らない、こういう目で眺めれば、一社に二波許可したからといって決してマスコミが集中する、このようにはならないかと思えます。その点、意見として申し上げておきます。

次に、放送事業者は放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない、このようにあるようですが、これはどういうことを意味しておられるのか、まずお伺いいたします。

○成川政府委員 現行放送法の第四十四条第四項に番組調和規定というのがあるわけでございます

が、放送事業者は教養番組または教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設けて、これらの放送番組の相互間の調和を保つべきであるということとを定めているわけでございます。この場合の調和とは、これらの分野の放送番組がいずれも行われており、社会通念上相互の間の内容的な隔たりがないと認められる状態ということでございます。今回の改正におきましてもこの点は変更してありません。

○木下委員 番組の一つ一つは、三条の二なんかにありますように、公安及び善良な風俗を害しないとか政治的に公平である、こういったことは番組をつくるプロデューサーなり脚本を書く人なりが考えればできることですが、全体の調和を保つということになると、これは一体どこがどういふに責任をとってやらないかなければならないのか。それをきちっと判断するような組織に各放送局というのはなっているのか。また、それが本当にそうされておるのかどうかを一体どこがどう判断していくのか。また、その調和がとれているかどうかの基準はということになりますとこれは非常に難しい問題だと思えますが、こうやって書くだけではなくて、現実にはきちっとそんなふうに行き行かせていくようなことを考えておられるのでしょうか。

○成川政府委員 具体的な適用の仕方といったしましては、免許を申請する際に放送事業者と予定されている方々がどういう割合で放送するかというようなことで出まいます。それを判断の一つの基準にしております。再免許時におきましても、過去の実績はこういうふうなやつてきた、将来も教育、教養についてはこの程度やっていきたというふうなことで出まいますので、それをもとに判断しているわけでございます。現在テレビジョン放送につきましては、免許、再免許の際に条件としてつけておりますものは、教育番組が一〇%、教養番組二〇%確保してほしいという条件としてつけているわけでございます。

○木下委員 最初に一つか二つしかなかったよう

な時代はそれぞれが調和あるものにしなないと見ている人にとっても問題があったでしょうが、これだけたくさんいろいろ出てきて、まして有料放送をみたいものが出てきたときに、有料放送はお金を取って見せるのにそんな教育番組もせにやならぬ、教養番組もせにやならぬ、金を取るうといふたつて大変難しいでしょうし、その辺はこれだけいろいろなものが出ていく中でどう考えておられるのかなと思います。

それとも一つ確認しておきますが、NHKはNHKで幾つか持っていますね、1やら2やら。これはどうなんですか。1は1でやっぱ調和がなければならぬのですか、それとも総合的に衛星テレビまで含めてNHK全体として調和がとれておればいいのですか。

○成川政府委員 NHKテレビは東京でいますと1チャンネルと3チャンネルとありまして、3チャンネルの方は教育専門にやっておりますものですが、特に報道、娯楽をどれくらいやれというふうなことはしてありません。第1チャンネルにつきましては教育、教養または報道、娯楽ですかにつきまして調和ある放送をしてほしいということでございます。ただ毎日毎日がそういう割合にやなやないかぬとかということではございませんで、ある程度の期間でもってそういう放送が実施できていければよろしいわけでございます。一日あるいは非常に短い時間でそういう調和をやれということとはとても無理な話でございます。

に、民放全体でいろいろなものがある、そのうちの有料放送は娯楽ばかりだつて構わないんだ、こういう発想も当然あるかと思えますので、どうぞ偏らないように全体を見て判断していただきたいと思います。

きょうは質問時間がありませんので、ちょっと先に、有料放送の話も出ましたから有料放送について少し尋ねてみたいと思います。

これに当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送、このように定義しておると思いますが、これは平たく言うと、要するにスクランブルをかけるというのですか、そのままの画面では見えないようにして放送しなければならぬ。また、受ける方はそのスクランブルを解くことができるようなもので受信する、こういうことですか。

○成川政府委員 先生おっしゃるとおりでございます。スクランブルをかけた放送を解く機械をデコーダーと称しますが、それを置いていただいで、放送事業者と契約を結んだ方に限って解くかぎを教えてもらつて、解いてもとの画面に直して見ていただくという形のものを想定しているわけでございます。

○木下委員 それで、その有料放送を放送する方はスクランブルをかけて出さなければならぬというところで、かけずに出すと悪いのですか。

○成川政府委員 スクランブルをかけてやらないとその料金を取れないことになりますから、スクランブルをかけずに放送するということは、ちよつと有料放送の時間帯に限ってはあり得ないというふうな思いますが、かけ忘れたというふうなことでございませうか。

○木下委員 全然そういうことを想定してはいないようですが、一つ不思議な状態じゃないのですよ。例えば、ある程度普及するまでは、こんないい番組をやっているんだということをみんなに見てもらつて、ええ、そんないい番組をやっているのかということがかなり知れ渡つてからスクランブルをかけてとか、いろいろあるのですよ、あな

たはそんなふうに言われるけれども。これは法律ではどうなっているのですか。

○成川政府委員 どうも失礼いたしました。申しわけありません。

BS3を使って日本衛星放送会社が衛星放送を開始するわけですが、それは全部有料放送でやるわけではございませんで、広告放送と有料放送とただのお知らせ的なものもあり得るわけではございません。そのお知らせ的なものについて、スクランブルをかけずにやって、理解を深めてやるということも考えられるのじゃないかというように思います。

私も有料と広告以外は全然やってはいかぬということではございませんで、今の民放でも広告放送以外にお知らせ等をやっておりますし、今度の番組審議機関の意見の公表あるいは答申の概要の公表等につきましては必ずからの放送を使つてやつてもいいということになるわけではございませんが、それにつきましては広告料を取らんかということは常識では考えられないのじゃないかと思ひますので、それにつきましてはお知らせという形で放送事業者がやつていただければいいかというように考えられます。

○木下委員 僕は法律家ではありませんから余り細かい文章はわからないけれども、要するに、有料放送のところに括弧して書いてあるところでは、「当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を」ということになつておられるけれども、そうじゃなくともいいということですね。自分のところが料金徴収することを放棄しさえすればそうじゃなくともいいんだ、こういうことを今明確におっしゃつたわけですか。ちよつとそれを確認してください。○成川政府委員 申し上げましたように、自分自身の負担においてやるという場合は、それは有料放送ということじゃなくともお知らせというふうな形でやるのじゃないかというふうに思ひますので、有料放送であれば、スクランブルをかけた以外のやり方であるということになると有料放送に

はならないということではございまして、裏腹といひますか、そういう関係でございまして。

○木下委員 しかし、その免許は一つでしょう。この有料放送なら有料放送と同時に、そういうふうな形でじゃなくともお知らせとかそんなもの、特に自分のところが料金徴収をしないならば無理にスクランブルをかけたに放送するということも一緒に許可するわけですか。いや、ちよつとその辺が、私が今まで思つていたイメージと違うから確認しているのです。

○成川政府委員 有料放送ですべてやらなければいかぬということではございまして、先ほども申し上げましたように有料放送と広告放送、それから自分自身のお知らせのものもあり得るわけではございません。有料放送のやり方といたしまして、従量制とか定額制とかいろいろなやり方があるわけではございまして、それを放送事業者の創意工夫によつてやつていただくことになるわけではございません。

○木下委員 今ちよつと確認しておきますけれども、広告料を取つてコマースを出さすということも可能なわけですね、これは。○成川政府委員 現時点において考えております日本衛星放送会社がやる衛星放送につきましては、従来の大臣談話でも発表しておりますとおり、広告放送と有料放送でやるということではございまして、お知らせはちよつと当然のことではございまして、それは別にしまして、経営財源としては有料放送と広告放送でやるということではございまして、このことではございまして。

○木下委員 今後、一社だけでなく幾つかできるのでもしょうけれども、新しくつくろうとするところが、今のよう感覚で言ううと、広告収入を得て放送するというところで、何もスクランブルを無理にかけなくて有料じゃなくても、その広告収入と放送とでバランスがとれるんだと思へば、スクランブルとか一切関係なしに放送をどんどん進めることもこの中で可能だということなんですね。はつきりしておいてください、現実はどういう解

釈が起こるか、これからのことですから。

○成川政府委員 有料放送を行うということで免許を受けた者が有料放送を全然やらないということではできません。有料放送をやるということで免許を受けた限りは有料放送をやつてもらわなければいかぬ。その割合等につきましては、免許申請時にその中身などを見て審査させていただくわけではございません。

○木下委員 大体わかりました。

それで、一つ確認しておきます。これは逆に見る方の責任ですが、スクランブルをかけて放送したのを、スクランブルを解く仕掛けを持って、それでスクランブルを解いて見る。これを契約を結ばずにやらなければ違反であるという、これはよくわかります。しかし、スクランブルを解かなくて見る分には責任がないということですね、もちろん、スクランブルをかけてないのが出てくるのを見る分には。

その辺で一つ確認しておきたいのは、有線放送みたいな会社が自分のところで受けて、解いて、それから有線がスクランブルののないものを出していきまふ。それを個別に見る人には、直接にその有線放送を出している会社に対して何か契約を結ばなければならぬ、直接に結ばぬで見ちゃいけないというのではない、こういうことですね。

○成川政府委員 CATVを使って衛星放送を受信するケースとしてはいろいろなケースが考えられると思ひます。CATV事業者自身が衛星放送会社と直接契約するという場合もあるでしょうし、それから個別にスクランブルをかけて、さらに個別に衛星放送会社と契約するというようなケースも考えられなくはないわけではございまして、日本衛星放送会社がどういう考え方で今後そういう問題について取り組むかというふうな意

向も定かではございせんが、いろいろな方式が考えられるのじゃないかというふうに思ひます。○木下委員 ではまた具体的に、いろんなところで出てきたら、そのときにお話ししたいと思ひます。

時間がありませんので、NHKの方にちよつとおいでいただいておりますので、一、二点お伺いさせていただきますと思ひます。

今回から、NHKの副次収入、こういうものが新設されるように思ひますが、これも営利禁止事項がかかっていることになっていると思ひます。副次収入を生むけれども、これは営利ではない、この辺の考え方が余りはつきりしないのですが、どういうふうな解釈をなさつて今後やろうとなさつておるか、NHKの御意見をお伺いたします。

○林参考人 現在、六十三年度予算におきますNHKの計画いたしております副次収入は二十八億でございまして、事業収入の〇・八%という構成割合になつておるところでございまして。

今回の法改正によりまして、設備の賃貸あるいは番組の制作等につきまして、新たにその運営が認められることになつたわけではございまして、も、あくまでもそれは本来の業務の円滑な運営に支障のない範囲において、また郵政大臣の認可を得てというような形で規制の中で運営するわけではございまして、私どもといたしましては、経営財源の多様化を図るという意味から、新たに設けられました規定の運用につきまして積極的に取り組む必要があるというふうに考えておりますけれども、しかし、一方におきまして、公共放送としての節度は十分守つていかなければならないというように考えております。

ただいまの御質問の、営利を目的としてはならないという点についてでございまして、これらの業務につきまして、適正な対価を得ることについては、必ずしもそれが直ちに営利であるというふうには考えられなくはないかというふうな点に考えております。営利の目的というのは、やはりNHK全体の、何といひますか、組織の性格といひますか、機関の性格と申しますか、そういったものの中で定められておるというふうな点でございまして。

○木下委員 もうちよつと聞きたいのですが、営

利じやなくて適正なというのはどういうことになるのか。料金の立て方ですね。例えばスタジオとか何かあいてるときは貸すとか、そういうことだったと思うのですが、それをどういう料金の計算方法をするか適正であるのか。

○林参考人 直ちに、これこれこういうふうな形で積算すれば、それが適正であるというふうにお答えできるまで至っておりませんで、個々のケースに従ってそこあたりの、何といひますか、基準を定めていかなければならないというふうな考えをわけてございしますが、やはり設備の減価償却費あるいは運用につきましての運用経費、さらには一般社会的な水準というふうなことを考慮しながら、社会的な納得を得られる料金ということであれば、それは適正な対価を得て行なう事業というふうなことでお認めいただけるのではないかとこのように考えております。

○木下委員 普通の民間の営利企業もみんな、大抵今と同じようなことを考えて料金を決めております。だから、別にNHKがそうやって決めるのが特別なわけじゃなくて、営利事業だって世間のちゃんと納得のいく適正な料金で営利を行ってやるわけですから、別にもうこゝまで来たら関係ないと思ひます。余り批判を持たない範囲で、どんどんやられてもいいんじゃないかなうかと思ひます。

もう一つNHKにお伺ひしたいのは、今の副次収入なんかでいろいろ事業の幅も広がると思ひます。これまでも番組の中でほかの番組の宣伝をしたりとかいうことはあるのですが、この宣伝をNHKですることの限界みたいなものがやばい程度あるだろうと思ひます。そういう意味で、いづれかなり厳密なことをしていかなければならぬのでしようが、とりあえずきょうお伺ひしたいのは、衛星放送、今一生懸命宣伝なさっております。これが将来、衛星料金というものがどういう体系になるにしても、別にもう形になるとしたら、そういう別の料金を取つておる部分の宣伝を、NHKのこれまでの通常の宣伝を続け

ていくのはいかかかなという声も聞くのですが、これはどんなふうな考えでおられるのか。そして、今の副次収入の進みたいものですね、これについての宣伝、この辺の時間があいていますよみたいなことを言つてみたりというふうなことが行われ得るのかどうか、この点のNHKの考えと郵政省の考えをお伺ひしたいと思ひます。

○林参考人 現在の多様化、高度化したしております視聴者のニーズにこたへましてNHKは、地上のテレビ、ラジオ、FM、またさらには現在試験放送いたしております衛星放送につきまして、それぞれの波の特徴を生かしまして相互に連携させながら放送サービスを実施いたしておるところでございます。

また、特に衛星放送につきましては、放送の普及それから受信の普及ということにつきましてもNHKの責務の一端であるというふうな考えをとおるところでございまして、これは将来国会の承認をいたして定められることでございすけれども、衛星料金が設定された段階におきましても、各メディアのすぐれた番組なりあるいはその紹介ということについてはお許しをいただけるものというふうな思つておりました。衛星放送につきましても、例えば総合テレビでお知らせあるいは番組の紹介などをしていくというところは引き続き実施してまいりたいというふうな考えをとおるところでございます。

それから、今回新たに規定されております九条三項の業務についてどういふような周知をするのかということにつきましては、こゝ言つてはなんでもございすけれども、公共放送としての節度を守る基本の中で必要なお知らせというものはあり得ようかと思ひますが、いたすに、何といひますか、営利に走るような、そういう誤解を受けるようなお知らせないし周知というものはいかかなものかというふうな考えをしております。

○成川政府委員 NHKから答弁がございましたように、公共放送としての役割を逸脱するようなやり方は避けてもらいたいというふうな考えをとお

ります。民放とかかわり等も念頭に置いて適切な業務運営をしてほしいということでございます。

○木下委員 終わります。

○塚原委員長 松前仰君。

○松前委員 大分時間も長引いてまいりましたが、あともう一踏ん張りですから、よろしくお願ひします。たくさん質問がございすので、答弁の方は簡単に簡潔に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、今回の法改正でありますけれども、放送政策懇談会の答申の中身、これはすべて反映されているとは考えられないのですけれども、当面、新しい時代に向かつての必要なものをここに反映させたと考えられる、そう思ひますが、いかがでしようか。

○成川政府委員 放送政策懇談会の報告を受けまして、かなりの部分はそれを内容として盛り込んだ放送法改正案を提出させていただいたところでございす。

先ほど来お話がございましたように、放送の現状に合わせて法律構成を改めるのと同時に、若干の番組規律緩和あるいは有料放送制度の導入を今回図つて、将来に備へての基盤づくりをさせていたかくということをお願いしたような次第でございす。

○松前委員 これからいろいろお聞きしますけれども、その中でかなり生かされ損なつていふような部分もあるというふうに思ひます。

この放送法につきまして、各方面の意見を聞いたと思ふのでございすけれども、こちらから申し上げますと十四の団体に聞かれたように聞いております。この意見が必ずしも放送法に対してもう手を挙げて賛成という形ではないというぐあいに見られますけれども、いかがでございしようか。

○成川政府委員 先生お話がございましたように、今回の法案の作成に当たりましては関係各界の御意見も聞かしていただいたところでございま

す。先生お話のように十四団体から意見を伺つて、それらの意見を踏まえまして作成させていただいた次第でございす。先ほど民放連の方からも同僚の先生に対しての答弁がございしましたけれども、若干私どもと考え方を異にする点もありますが、大筋としては御賛同いただいているというふうな私どもも理解しているところでございす。

○松前委員 十四団体、声は聞かれたようでございますけれども、そのほかに、公聴会を開いてやつていないという点が、私どもはこの法案について将来どうなるだろうかなという危惧を大變抱いているところでございす。

これから放送普及基本計画といひますか、第二条の二の二項の関係についてちよつと質問をさせていただきます。

第二条の二の放送普及基本計画の内容といひますは、先ほどの質問の中で答弁があつたと思ひますけれども、今回、大臣の方から放送普及基本計画が出されるということになりましたら、永久にそれで決まつていくという形ではなくて、しよつちゆう見直しがある、そのように考えてよろしいわけですね。

○成川政府委員 放送基本計画につきましては、一度決まつたら永久不変ということではなくて、周波数事情とか放送に関する技術の進展あるいは需要の動向、地域の諸事情等を勘案いたしまして策定、変更することとしていられるわけでございまして、諸事情の変動によりましては必要と思われ都度見直していかなければいかぬというふうな考えをいふところでございす。

○松前委員 今おつしやいましたように必要の都度、「地域の自然的経済的社会的文化的諸事情」といふような言葉が使われておりますけれども、こゝういふような状況によりましてこの普及基本計画を見直していくというふうなことになるわけでありますが、そのときに、その地域の問題とかいふことがわざわざ書いてあるということになりますと、当然国民の声、地域の声というものを聞く必要があると思ひますが、その辺はいかがで



ごいまいしょう。

○成川政府委員 放送基本計画の策定、変更に関するものは、先ほど来申し上げておりますように郵政大臣は電波監理審議会に諮問しなければならぬということになっております。この場合、電波監理審議会が必要と認めるときは聴聞を行うことができるとなっております。また、この聴聞というのは公開されておりますので、そういう国民の声はその場において聞けるわけです。またその前提として、私も放送基本計画を定める際には、需要動向といいますがそういうことも把握して、あるいはいろいろな文化的、社会的諸事情等も勘案の上放送基本計画を定めるところとてございまして、前段においても国民の需要の動向等は勘案の上策定していくことになるわけでございます。

○松前委員 今の御答弁をちょっと言いかえてみますと、この放送普及基本計画そのものを電波監理審議会に諮問するときに郵政大臣の方から発案するわけですが、その発案の中身も国民の声といえますか、それを反映したものにするというように聞かされたわけですが、それがよろしいのですか。

○成川政府委員 ちょっと適切な答弁でなくて誤解を与えたかもしれませんが、放送基本計画を定める際にはいろいろな要素を勘案の上決めていくということですが、一般的に国民の需要動向もその中に反映していかなければいかぬという趣旨で申し上げたわけでございます。放送基本計画につきましても国民の御意見を聞くということではございませんで、それにつきましては電波監理審議会に諮問いたしまして、聴聞も必要と認める場合には電波監理審議会が開くわけでございますし、また聴聞の場というのは公開でございまして、それによって国民の声も吸い上げられるのじゃないかというふうな考えで答弁したわけでございます。

○松前委員 いろいろなあれがあると思うのでありますが、やはり国民の方から基本計画についてこうしてほしいという声が上がってくる場合も当然あるわけですね。それをやはり大事にしてほしいということなのでありまして、すべてがすべて郵政大臣、郵政省が一方的に発案するというものであつてはならないということなのでございまして。この問題についてはこのくらいにいたしまして、次に進ませていただきます。

この第二条の二の二項の第一号、これは非常にいいものだと思つております。これは集中排除の意味をここに含めていこうというふうに思つてございまして、この放送普及基本計画の中身にマスメディア集中排除原則というものは記載されると考えてよろしいでしょうか。

○成川政府委員 放送基本計画の中にはマスメディア集中排除原則の基本的な考え方を書き込んでいきたいというふうに現在考えているところでございます。

○松前委員 放送政策懇談会の報告書を読みますとこのように読めるのです。支店方式、一社二波方式とか中継局方式とか相互乗り入れ方式というふうなものも許してもいいような感じに受け取れるのでございませうけれども、これはできるだけ多くの者に放送させる機会を与えるということとか、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするというようなものに反するように思ふのでありますが、その点はどうか考えてよろしいでしょうか。

○成川政府委員 放送政策懇談会の中では、先生のお話にもございましたように、民放テレビの全国最低四波化等を実施していく上で、経営上の問題等従来の考え方と臨むことが困難と認められる場合の対策についていろいろな方策を提示しているところでございます。

これらの方策は、放送普及基本計画に定める指針の内容の一つである民放テレビの全国最低四波化等の達成のものでございまして、その採用につきましては、同じく指針の内容の一つでございまして、今先生のお話もございましたマスメディアの集中排除原則の基本的な考え方のおつかり合いがあるわけでございますので、その間の調和を図り

ながら段階的に慎重に検討していかなければならぬと思つております。

集中排除原則というのは、できるだけ多くの方々というか言論の多元性を維持する観点からも非常に重要な要素でございまして、それとテレビをできるだけ多く見たいという国民の皆さんの需要との兼ね合いの問題でございまして、その間の調和を保つように今後慎重に検討していかなければならない課題ではないかと考えます。

○松前委員 第二条の二の第二項にありますが集中排除と見られる規定、これは非常にいいものでありますので、これが空文化されるというふうなことになる、せっかく一生懸命いいものを入れたにもかかわらず全く意味がないものになつてしまふ。非常に残念なことになるわけでありまして、今おっしゃつたいろいろ調和とかいうことを考えなければいけないと思ふのでありますけれども、民放テレビ四局をやらなければいけないという考え方、F M一局、それで地域の不公平を是正しようという考え方はわかるのでありますけれども、それを余り急いでやろうということでは集中排除の精神が死んでしまふということでは大変残念なことになるわけでありまして、そういう意味で地域不公平を是正を急いで強行するということはしない、そのように約束していただければよろしいか。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますようにテレビ全国最低四波化と民放F M全国普及の方針が片方の指針としてありまして、一方におきましては集中排除の基本的な考え方を放送基本計画の中に盛り込みたいということがあつたわけでございます。言論、報道の多元的な確保という観点からいたしまして集中排除原則を守つていかなければいかぬわけですが、一方において先ほど申し上げましたようにできるだけ多くのテレビを見たいという強い意向もあるわけでありまして、それらの間の調和を保ちながらということではございますが、段階的にやつていくということでは慎重に検討すべきことだと思つております。今直

ちにそれを取り入れてどうのこうのということはお考えおりません。

○松前委員 たくさんテレビを見たいという要望はあるけれども、やはり言論の自由という表現の自由を守るといふことは一番重要な問題だと思つてございまして、たくさんテレビを見たいという要求もわからないわけではないのでありますけれども、やはり言論の自由を守ることが第一原則として考えてやつていただきたい、そのように思つてございまして。

今テレビのことばかりお話があつたわけですが、マスメディアがたぐきん出てくるわけですね。いろいろなメディアが今出てきている。このメディアそれぞれについて特徴を持っておりますので、そのメディアの特性というものをしっかりと考えて、そのメディアごとにこの集中排除というものをどう考えるかということをやつていかなければならぬ。これは放送政策懇談会の報告にもちゃんと書いてある。それが余りここに見られないのでありますけれども、その辺の検討についてはこれからどうなさるおつもりか、お聞きしたい。

○成川政府委員 既に文字多重放送につきまして集中排除原則の緩和措置を講じているところではございますが、将来の個々のメディアの特性に応じた集中排除原則のあり方につきましては、基本的な考え方は先ほど申し上げましたように放送基本計画に定めるわけでございますが、必要に応じて郵政省令であります放送局の開設の根本的基準等で定められないか検討していきたいと考えております。

○松前委員 メディアそれぞれについてこれからしっかりと検討する必要があるわけなんです。これはもうお認めになつていらっしゃると思ひます。

それで、集中排除原則等はメディアそれぞれについて検討がなされて、それが省令になるのか知りませんが、法律が何かになつて出てくるというふうな形になる。いずれにせよ、郵政省の

方からこうしたいということが出てくることになる。これはやはり一方的であつてはいけないのでありまして、これについても国民が納得するような形にしていかなければならない。こういうものをつくる、検討してそれを成文化する段階においても国民の声を反映していく、声を聞くというようにすることが必要なんじゃないか、そう思います。いかがでございますか。

○成川政府委員 今申し上げました省令である放送局の開設の根本的基準につきましても、電波監理審議会に諮問して答申を得て、それを尊重して決めるということで考えているところでございます。先ほど来申し上げておりますように、電波監理審議会におきましては聴聞等を行ひまして、聴聞は公開でございますので、それらにおきまして国民の声も吸い上げると言つては失礼ですが、聞かせていただくことができるのではないかと思います。

○松前委員 電波監理審議会の方で聴聞するということなんでございますけれども、これは聴聞するからしないかは電波監理審議会が決めることでございますから、そこにみんな話を持つていつて局長さんは逃げてしまふような感じがするのであります。どれとどれは聴聞、公聴会を開くというやうなことをこの中に書くべきじゃなかったかなと思つてございます。

なぜかというのと、この集中排除、それに伴う一本化調整というのがFMの場合にございまして。今、一本化調整問題については各地でまだ問題がそのままで残つていて、それがたくさんある。問題がこれまでも多発を受けてもらえなかつたを申請したけれどもそれを受けてもらえなかつたというやうな問題も今起こつて、訴訟の形になつていくというのがあるわけでございます。とにかくこの問題についてはいろいろ多くの問題が発生していることなんであります。問題が発生するのはなぜかという、国民の声を十分聞いていないということになつて、国民の合意の上でこうするんだというやうな形になれば、こんな問

題はなくなつていくのじゃないかと思つてでございます。

そういう意味で、何と何については公聴会をやるんだというふうなことをメディアごと、それからその使い方とかいふものについて特性を整理して決めていく必要があるのじゃないか、そう思います。いかがでございますか。

○成川政府委員 先ほど申しましたように、メディア特性に応じた集中排除原則のあり方につきましては放送局の開設の根本的基準等によつて定めなければと思つておりました。それにつきましては電波監理審議会に諮問いたしてやつていくわけでございますが、先生御承知のとおり電波監理審議会の委員は両院の同意を得て任命されております。良識あるかつ学識経験の深い方々でございますので、その方々がまたさらに聴聞の場を設けて皆さん方の意見を聞くというのを多くの場合やつていただいているわけでございますので、おつむね先生の御主張の趣旨には沿うのじゃないかと思ひます。

ただ、電波監理審議会に聴聞の実施をゆだねておりますのは、個々の利害関係者の主張を聞くよりも、客観的なデータに基づいて判断しなければならぬというケースも場合によつてはあるんじゃないかというところでゆだねられていくわけでございます。重要な問題につきましては聴聞等の場を開いて御意見を聞くということになるのではないかと、このやうに思ひます。

○松前委員 そのところでどれとどれは公聴会を開くというやうな規定がでないとするならば、なぜかというやうなことを言うかという、今の電波監理審議会が完全に公開されたものではないやうに私は思ふのです。この審議経過、内容等につきまして、内容を提出しないやうなことに對して、これまで郵政省側といたしましては提出しなかつたというやうに私は聞いておるのですが、電波監理審議会、この内容について公開をするやうになつておりますでしょうか。

発言を確保するというやうな観点から、その電波監理審議会自身の議によりまして現在非公開とされているところがございます。しかしながら、できるだけ公開といひますか、できる限り開かれたものとするために、審議終了後に会長が記者会見というところで審議の概要、答申の内容につきまして、新聞発表といひますか記者会見で内容などについて公表をしていただくことをやつていくところでございます。公開するかどうかということにつきましては審議機関の決定されることでございますので、それに任せざるを得ないんじゃないかというやうに思ひます。

○松前委員 詳しいことも私わかりませんけれども、これは裁判でいひますと一番に相当するやうなものでありますから、これはもう完全に国民の前に明らかにされていかなきゃならぬものであると思つて、非公開ということはやはりちよつと問題があるし、またこの中身、郵政省側の方々が裁判官的な立場でもつてやつておられるというやうなやり方であるということになれば、これは本當に民主的な形になつていない、私はそういうやうに思つております。この電波監理審議会につきましても、やはり見直しをしていかなきゃならぬ、そのやうに感じております。

これ以上議論しても行き違ひばかりですので、そういう意見を申し上げまして次に移らしてもらいたいと思ひます。

放送普及基本計画、これはチャンネルプランは当然盛り込むということなんでございますけれども、使用可能な無線周波数をすべて公開してそれぞれの使用計画を明示した放送周波数使用計画を策定するべきであると思ひますけれども、いかがでございますか。

○成川政府委員 我が国で放送用を使用することのできる周波数は電波法二十六条の規定によりまして公開されているところでございます。これは幅が広い、個々の周波数というやうなことではなくて公開しているところでございます。個々の各地域ごとの利用可能なすべての周波数について公

開するかということにつきましては、電波の伝搬の仕方というのは地形により大きく異なりますし、それから特定の地域に周波数が使えるかどうかという点は、出力との関係だとかいろいろ必要と決まることになりますので、各地域ごとに利用可能な周波数すべてを具体的に明示するということは困難でございます。

したがひまして、放送周波数使用計画では、放送用を使用することが出来る周波数の中から、使用する地区の状況とか出力等の条件を考慮しながら、放送普及基本計画で定めます放送対象地域ごとの放送系の数の目標の達成に資するやうに周波数を選定して、それから掲げるといふことになつて、おつしやるとおりのすべての周波数を具体的に明示することは難しい状況でございます。

○松前委員 難しいと言つても、これは検討すればできないことはないはずなんであります。今までどうやつて放送があつたか、各地に免許を与えてきたのかその辺がよくわからないのでありますけれども、周波数がないとかないとか言つて免許を拒否する場合もあつたやうでございます。そういうことは、放送周波数がないやうなことをはつきり言つていくわけですね。そういう意味では郵政省としましては、放送可能な周波数を全部公開することはできると思つております。放送普及の方もこれをちゃんと明らかにしたいと言つておられるわけですね。ですから、放送普及の方を取り入れて放送普及基本計画の中にこういうものをきちつと入れていくということが必要だと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○成川政府委員 放送普及基本計画の中で放送系の数の目標を掲げた場合には、もちろん放送周波数使用計画というもので裏づけをしなければならぬわけでございます。その際にはあらかじめ定めて審査をしていただくということになるわけでございますけれども、ただ、あらかじめすべての地域に可能な周波数を明示するということになりまして、先ほど申し上げましたやうに出力の関

係だとか地域、山岳地帯があつたりどうかしたりということもございまして、いろいろな要素で、使えるかどうかということはあらかじめ見定めるわけにはいかないものですから、あらかじめすべてをやるといふわけにはいかないということをお願いいたします。

○松前委員 それでは一体何のための放送普及基本計画なのか私には全然わからなくなつてしまつたのであります。放送普及基本計画、普及したいということなんです。この周波数というのは最も基本的なものであります。ですから、これはきちん計算をいろいろやつて策定して、このチャンネルプランは、盛り込むというならばきちんとした中身を公開してもらいたい、このように思うわけでございます。そういうものをきちん公開すれば要らない紛争といひますか問題は起つてこないと思ふのであります。疑惑も起つてこないと思ふ。本日に公明正大にやつていられるんだということを示してもらいたい、このように思うわけです。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますように、民放テレビ最低全国四波化あるいはF.M.の全国普及等の指針は放送基本計画の中に盛り込んでいきたいと思つております。

それから、放送対象地域ごとの放送系の数の目標というのは具体的にいつたものでございまして、具体的に何県には何波というふうな状態になつたときには放送周波数使用計画で所要の周波数を定めて当面の償局に向けてやつていくということでございます。先生の言つておられる趣旨はそういうことで足りていゝのではないかと、このように思ひます。

ただ、個々のすべての地域につきましてあらかじめ周波数を定めるといふことは、先ほど申し上げましたように出力だとかいろいろな要素からして、先に固定してしまふといふことは難しいといふことで申し上げておるわけでございます。

○松前委員 放送電波といふのはニューメディア

時代になつてもやはり少ないのですよ、数が。ニューメディア時代になつたから放送電波までわつと広がつたといふのではないのです。少ないのです。ですから、これはどこどこが使えるかといふことをはっきり示して、民主的に運営をされていかなければ問題がこれからいづれ出てきますよ。F.M.なんか見てごらん下さい、一本化調整の問題、一本化調整なんかできやせんぬですね、こういう調子で、長野県なんて千幾つもの申請者が出て、一波取ろうつたつてこれはどうやつてやるのですかね。私はもつと、一本化調整がこの法律によつて本当にできるのかどうかといふことを聞きたくつたのだけれども、聞いてもむだだと思ふのです。できつこないですよ。この法律で読んだつて見えやしない。この一本化調整のやり方について全然書いてないといふことですから、この辺はやはり根本的に将来きちんと思ひ直していかねばならぬと思ひます。

この辺は余りやつていゝと時間がなくなりますので、次の問題に移らせてもらひます。

放送基本計画は事情の変動により郵政大臣が変更することができ、このように書いてございまして、郵政大臣が変更することができるといふのですから、一方的に郵政大臣が変更したくつたらこれは変更できつてしまふ。もちろん電波監理審議会にかけるというふうなことにやつておられますけれども、この変更するといふことについては、これは大変な問題なんです。今まできちんやつてきたものを変えるといふのですから、これはやはり、変えるといふことになれば、なぜ変えなければいゝかぬかといふのは国民の声を十分聞いてやらねばならぬ必要があつて思ふのですけれども、そういうふうな手続をやるお考えはありますでしょうか。

○成川政府委員 放送基本計画の中身でございまして、放送系の数の目標等につきましては、放送用に割り当てること可能な周波数だとか放送に對する需要の動向とか、地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情等の変動によりまして、必

要がある場合には修正していこうといふことでございまして。放送に對する需要の動向といふような要素として、その地域における視聴者の皆さん方といひますか、その要望といふのは反映していくことになるわけでございますが、手続的に国民の意見を聞くといふような場合は、先ほど申し上げましたように、電波監理審議会に諮問するなりした場合には聴聞という形でやつていくという形で考えているところでございまして。

○松前委員 この問題につきましても、ですから私が申し上げたいのは、この放送電波といふのは非常に数が限られておるから、これは民主的にすべて運営していかなければならぬといふ意味において、電波監理審議会にかけて、それが聴聞していくといふような形をきちん保障をしていただかなければ困る。そのためには、電波監理審議会のその審議している内容といふものが国民に開かれたものになつていかなければならぬ、そのように考へておるわけでございます。この辺については郵政省さん何もういふことはできない、それはいかぬといふことは言えないと思ひます。

ところが、この電波監理審議会がこのような格好で、先ほどおつしやいましたように、なかなか全貌を公開されないといふような中において、審議審議機関の公開といふものは義務づけられておるのです。これは、例えば放送局の免許なんといふ内容、これは、例えば放送局の免許なんといふことになりまして、半永久的に放送局がその利権といひますか、権利を持つことになりまして、根本的な問題なんです。ですから、そこを間違えてしまつたら大変なことになるわけなんです。審議会が内容が国民に開かれておらない、そのかわりに審議の方は公開をしないといふことで、何か非常に審議担当者をはじめのような形になつておるといふようなことは、大変おかしな感じがするわけでございます。

この辺について、その審議審議機関の公開といふもの、これは一応義務づけただけですが、その考

えるところは一体何なんでしょう、その目的とするところをちよつとおつしやつてくだされ。

○成川政府委員 審議審議機関でございまして、審議審議機関の自身は、先生既に御案内のとおり、一般視聴者を代表して放送番組について意見を述べ等、放送番組の適正、向上を図るための機関でございまして、放送事業者みずからが設置してやつていただく、自律的な内部的な機関でございまして。現在は公表といふような制度はとつておりませんで、意見の概要、答申につきましても、公表を部分的にはされておるわけでございますけれども、全般的にはそういう制度になつていないわけでございますが、今回改正しようといふ趣旨は、一般視聴者と審議審議機関との結びつきを意見の概要の公表あるいは答申の概要の公表をしていただくことによつて強めて、一般視聴者の声が反映されるようにすることによつて審議審議機関の向上を図るんじやないかといふような期待感を持ちまして、今回そのようなことを考へていゝわけでございます。

審議審議機関は先ほど来申し上げておりますように自律的な内部的な機関でございまして、放送事業者みずから設置するものでございまして、必要最小限のものを除きまして、放送事業者の自主性に審議審議機関の運営につきましましてはゆだねられていゝところでございまして。郵政省といたしましては、放送事業者が審議審議機関に期待される役割とかあるいは制度の趣旨等を踏まえまして、良識のつとめて、審議審議機関が公正かつ民主的に運営されることを希望してゐるわけでございます。公表されることによつてより質的な向上を図るんじやないかといふような観点から、今回の改正案を提出させていただいたような次第でございまして。

○松前委員 先ほど答弁の中にありましたが、電波監理審議会の公開については、なるべく内部で自由闊達な討論が保障されるべきであるといふこととで公開は余りしない、それから、NHKの経営委員会の場合にもそのような御答弁が先ほどあつ

たわけですね。

そういうことになる、番組審議機関の審議内容の公開ということになると、やはり番組制作について、自由闊達な番組づくりというものができなくなるんじゃないかというところが考えられるわけなんです。しかも、何か省令に定めてしまおうというようなこと、先ほど議論がございましたけれども、これはちよつと行き過ぎじゃないか、そういうふうに思うのです。

それで、私は番組の向上については、やはり放送事業者が自律的努力でやるべきである、そういうふうな考えのわけなんです。ですから、この今回の規定は、これが絶対的なものではなくて、これによって規制するというのではなくて、あくまでも放送局側の自主的なものに任せていく、そして補助的なものとして考えていくというように位置づけたのであります。いかがでございますでしょうか。

○成川政府委員 番組審議機関の中でいろいろと議論された議事録等を公表していただきたいというところで求めているわけではございませんで、答申とか意見としてまとめたものの概要につきまして公表していただきたいということで提案させていただいたわけでございます。

電波監理審議会につきまして、会議が終わった後、議事の概要あるいは答申につきましては記者会見等でお示ししているわけでございまして、電波監理審議会が丸々全然外に公開してないというわけではございませんで、ただ、自由な議論を確保するためにその中身につきましては発表を差し控えていただいているという、電波監理審議会自身が決めた議によりましてそういうことになっております。

番組審議機関につきましても、やりとり等につきましては、自由な発言を確保するというような面からも、その自由なやりとりですべてを出してほしいということを求めているわけではございません。私も求めておりますのは、公表の仕方につきましても、ある程度幅を持って選択を放送

事業者に任せているわけではございまして、あくまでも番組審議機関は放送事業者が設置する内部的な機関でございまして、放送事業者の自律を促すような、先生がおっしゃる言葉でいいますと補助的なということになるのではないけれども、促す内部的な機関として活用してほしいという観点から今回の措置をとらせていただいたような次第でございまして、あくまでも放送番組の編集につきましては放送事業者の自律に任せられてございまして、自律と同時に責任も感じていただきたいと思います。ということでございまして。

○松前委員 メディアを自由に規制する機関となつてしまつては困るわけでありまして、そういうことではないというぐあいには私は今答弁を解釈することができたわけではございません。

同じような問題で、放送番組編集基準というのがあります。これも公開は従来義務づけられておつたのでございまして、その公表の手段、方法等は指定しておらなかったのですが、今度は「省令で定めるところにより」ということで、またこれ、きつと一歩進んだ形になっていくというふうなことになるのでございまして、これもやはり同じ考え方です。

○成川政府委員 先生おっしゃるとおり、従来番組基準の公表の方法は放送事業者の自主的な判断にゆだねてきたところでございまして、今回、公表の度合いが放送事業者によって区々にわたつていくものですから、ある程度の選択幅の中で選んでやっていただくということで、放送番組審議機関の意見の概要の公表あるいは答申の概要の公表と同じ形で公表していただくようお願いしたいというふうに思つております。

○松前委員 そういうことになりましたと、この省令で定めるところのようなことが書いてございまして、公表の仕方。これがどうもよくわからなくなつてしまつたのですけれども、私は必要ないと思うのです。これは一体内容、どんなことを書くこととしていくのですか。

○成川政府委員 省令で定める中身でござい

が、なるべく多くの視聴者が公表内容を知り得ることができるよう方法ということで、幅広いものとすることを考えております。例示として、その放送事業者の放送とか新聞とかいうような例示を書くことになるかもしれないけれども、できるだけ多くの視聴者の方々が公表内容を知り得ることができるよう方法という幅を持ったものとするを考へておりまして、特定の方法に限定する考へ方はございません。

○松前委員 そうしますと、放送局側の考へ方で十分に概要がわかるという方法であれば、放送局側の選択によつてそれができる、選択できるというように考へてよろしいわけですね。

それではもう一つ、NHKの経営委員会、これが先ほど公開、非公開の話がありましたのですけれども、これも議論しているところでしょうがないのでありますが、私は、番組審議機関が公開という形になるならば、NHKの経営委員会それから電波監理審議会、こういう根本的なところはやはり民主的に運営されるべきである、そのように思うわけでありまして、これを非公開というように形にされるというふうな理由は、自由闊達な意見が出ないということ、先ほど伺いましたけれども、そのこととところで公開してしまうと、本当にそれがだめなものでありましようか。自由闊達な意見がでなくなつて、NHKの経営が成り立たなくなるぐらいのところまでいくのかどうか。

○成川政府委員 最終的な判断は経営委員会自身が判断すべきものだと思ひます。経営委員会の活動状況について国民にお知らせといひますか、国民が知り得ることに思ひます。ただ、制度的にはないかというように思ひます。ただ、制度的に議事録とか会議の公開とかいふものを規定するということにつきましては、経営委員会がNHKの内部の意思決定機関でございまして、その意思決定過程などを制度的に公開させるということは必ずしも適当ではないのじやないか。しか

しながら、先ほど申し上げましたように、できるだけ国民が知り得るようにするということは、私も有意義なことではないかというふうな考へております。

○松前委員 このところですね、やはりNHK経営委員会それから電波監理審議会、この辺についてはどうも今回の法改正で変わったところが見受けられないのでありますけれども、それにかわつて番組審議機関ですか、この設置と公開という形のものが出てきているということなんです。当然番組をよくしたいという願ひはあるわけでありまして、何かそこばかりに目がいつてしまつて、放送局の放送の根本的な問題についてはどうも今回の法改正は行き届いていないように私は思うわけではございません。ですから、この辺の問題についてやはりこれから十分に討論をして、本当に民主的な放送というふうな形にしていかなければならない、そういうふうには私は考へておるわけではございません。

そこで、大臣にちよつとお聞きしたいのでございまして。最後になります。今回の放送法の改正でございまして、放送の持つ影響力というのは非常に大きいわけですね。依然としてテレビとかラジオ、これは電波の数は少ないというふうなメディアなんです。ニューメディア時代とはいひながら、放送については、放送といひましても電波を使つた放送については、まだそんなに大きな変化がなされてないというふうに思ひます。ですから、ほかのニューメディアと一緒に考へるべきものではないかと思ひます。そこで、放送政策懇談会の中でもそれがきちつと出てくるわけですね。ニューメディア時代に即していろいろメディア特性を考へながらそれぞれ位置づけを明らかにしてというふうなことが書いてある。それから、参議院の附帯決議においても、そういうふうなことがきちつと附帯決議の中に示されておるわけなんです。ですから、それぞれのメディア特性をきちつと考へて、そしてそれに基づいてさまざまな規定をつ

くつていくようなことが必要であるということ、もう専門家の皆さんそれから学識経験者の皆さんも言っているわけでございます。国会でもそういうふうに行っているわけなんです。国会では、それでその辺がどうも今回の法改正については抜けているんじゃないだろうか、そんな気がするわけなんです。ですから、そういう点についてこれから十分な検討をして、来るべき新しい時代に即応できるような放送制度の確立が必要だと私は考えております。

ですから、今回の、こう言っちゃ申しわけないのですけれども、とにかくニューメディア時代になって古い法律のままでとうまういかない点がたくさんあるものだから、それを何とか当面解決する方法はないかということでこの法律改正をつくったというように私は思うわけでありまして、各方面の意見も大体全部そういうことなんです。ですから、抜本改正しなさいというような言葉があらわに各団体の方から出てくる文書の中には出てくるわけなんです。ですから、こういうような状況の中でありまして、二、三年後、何年後になりますか、とにかく見直しをして、そして抜本改正の必要がある、そのように思うわけです。また、今の状況のままで将来ずっと行ってしまうと、そしてまた、法改正されたこのままでずっと行くと、またさらに競争状態が出てきた段階において大きな混乱が出てくるのじゃないか、そんな気がいたしております、中途半端ですから、ですから、先ほどから申し上げました、同僚議員も言っておりますように、抜本改正というのはやはり考えるべきであると私は思うわけでございます。その辺について最後に大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○中山国務大臣 限られた貴重な資源でございます。電波というものを使った新しい展開が始まっております。全く転換期にあると思っておりますので、私は、このまさにマスコミ法と申しますか、いろいろな新しいFMとか新しい局の問題でも、その背後にはいろいろな新聞社とかマスコミ関係者が多く参加されているような感じがありますので、この全く日本型の放送を見ておきますと大変危なっかしい感じもいたしますけれども、国民の良識の中で育ってきた、何と申しますか、自主的な規制がそれぞれいろいろな問題を指摘されている中にだんだん目覚めてきている事態が見えるような気が私はするわけでございまして、その点で将来多くの問題を残していると思っておりますけれども、国会で与野党の皆様方から御監視をいただきながら番組の内容をよくし、そしてまた、いろいろと放送メディアを改良していくための電波審議会とかそれから経営委員会の問題でこれからまたいろいろと御示唆をいただく、常に大抜本改正と言われるものに向かって、理想の放送法をどうつくっていくかということに我々も研さんをしております。そういう、そんな気持ちでお話を伺っております。

○松前委員 終わります。

○塚原委員長 次回は、明十四日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することに、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二十二分散會

郵便法の一部を改正する法律案  
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

第十九条の二の見出しを「郵便業務の無償交付等」に改め、同条第一項中「ときは」の下に「省令の定めるところにより」を加え、「省令の定めるところにより」を削り、「ついた」を「付いた」に、「交付する」を「交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む）を免除する」に改め、同条第二項中「省令」の下に「（郵便業務及び郵便書簡の無償交付に係る部分に限る。）」を加える。

第十九条の三の見出し中「小包郵便物」を「救助用の郵便物」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「又は日本赤十字社に於てた救助用物資」を「日本赤十字社その他省令で定める法人又は団体に於てた救助用の物」に、「小包郵便物の料金」を「郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む）」に改める。

第二十七条中「定形郵便物にあつては重量二十五グラムまでのもの五十円、重量二十五グラムを超え五十グラムまでのもの六十円とし、定形外郵便物にあつては重量五十グラムまでのもの百円、重量五十グラムを超え五十グラムまでのもの百四十円とする」を「郵政大臣が審議会に諮問した上、省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の定形郵便物又は定形外郵便物についてこれらの規定に定める額より低いものでなければならぬ」に改め、第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十七条の三の次に次の四号を加える。

第二十七条の四（第一種郵便物の料金の決定の特例） 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき又は欠損が生ずることが確実であると認められるときとして政令で定めるときで、かつ、当該会計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき又は当該累積欠損金が生ずることが確実であると認められるときとして政令で定めるときに限り、第一種郵便物（市内特別郵便物を除く。）及び第二種郵便物の全部又は一部について、当該会計年度又はその翌年度において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金（次項において「特例引上げ料金」という。）を定めることができる。

前項の規定は、特例引上げ料金の額を超える額を定める場合について準用する。

額を定める場合について準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む。） 以下この項において同じ。）の郵便事業の損益計算は、郵便事業（郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同条第二号に掲げる業務（日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務に限る。）及び同条第四号に掲げる業務をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る同法第四條第二十三号の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、第一項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金（当該会計年度において累積欠損金が生じない場合は、累積利益金）について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第二十七条の五 郵政大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種郵便物（市内特別郵便物を除く。）次条及び第二十七條の七において同じ。）及び第二種郵便物の全部又は一部について料金を定めるときは、定形郵便物及び郵便書簡、定形外郵便物又は第二種郵便物（以下この条において「定形郵便物等」という。）の料金の改定率がそれぞれ物価等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する改定率とは、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度（以下この項及び次項において「実施年度」という。）の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される定形郵便物等の料金の割合をいう。

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年

度の末日において実施されている定形郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第二十七条の六 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物及び第二種郵便物の全部又は一部について、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、審議会に諮問した上、省令でこれらの規定に定める額を下回る額の料金(次項において「特例引下げ料金」という。)を定めることができる。

前項の規定は、特例引下げ料金の額を下回る額の料金を定める場合について準用する。

前条第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合について準用する。

郵政大臣は、第一項第二項において準用する場合を含む。)の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十七条の七 第二十七条の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三條第四項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)第二十六條から第二十七條の二まで及び第二十七條の六において同じ。」又は第二十七條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)第二十六條から第二十七條の四までにおいて同じ。)の規定により定められた

第一種郵便物(郵便書簡を除く。)の料金の額」と、第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた第一種郵便物(郵便書簡を除く。)の料金の額」と、第二十七條中「第二十一条第二項及び第三項」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、これらの規定に定める額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の二中「第二十一条第二項又は第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の三第一項中「第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)第三項において同じ。」又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」と、第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の四第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」とする。

第三十三條の見出し中「販売」を「販売等」に改め、同条中「証券」の下に「(以下この条において「切手類」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

郵政省は、郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他切手類に關し周知し、又は啓発を図るための物(次項において「郵便切手帳等」という。)を、実費により販売することができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードであつて、切手類、郵便切手帳等及び郵政省が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物のうちその販売額がその給付を受けようとする時において当該カードに記録されている金額を超えないものの給付を受けることができるものを発行し、郵政省及び第一項に規定する販売者において、これを販売することができる。

第五十一条中「特殊取扱」を「特殊取扱」に改め、「(省令で定める額の手数料を加算した額の料金)」を削る。

第五十三條第一号中「(省令で定める額の手数料を加算した額)」を削る。

第九十三條から第九十五條までを削る。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第二十七條の三の次に四條を加える改正規定及び第九十三條から第九十五條までを削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 昭和六十三年年度及び昭和六十三年年度における郵便事業の損益計算についての改正後の第二十七條の四第三項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社及び日本放送協会」とあるのは、「日本放送協会」とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正(郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十

め、同条中「証券」の下に「(以下この条において「切手類」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

郵政省は、郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他切手類に關し周知し、又は啓発を図るための物(次項において「郵便切手帳等」という。)を、実費により販売することができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードであつて、切手類、郵便切手帳等及び郵政省が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物のうちその販売額がその給付を受けようとする時において当該カードに記録されている金額を超えないものの給付を受けることができるものを発行し、郵政省及び第一項に規定する販売者において、これを販売することができる。

第五十一条中「特殊取扱」を「特殊取扱」に改め、「(省令で定める額の手数料を加算した額の料金)」を削る。

第五十三條第一号中「(省令で定める額の手数料を加算した額)」を削る。

第九十三條から第九十五條までを削る。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第二十七條の三の次に四條を加える改正規定及び第九十三條から第九十五條までを削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 昭和六十三年年度及び昭和六十三年年度における郵便事業の損益計算についての改正後の第二十七條の四第三項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社及び日本放送協会」とあるのは、「日本放送協会」とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正(郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十

四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「証券」の下に「(郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第三十三條第二項に規定する郵便切手帳等、同条第三項に規定するカード)」を加える。

(郵政省設置法の一部改正) 5 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第五條第十七号中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

理由 郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員會議録第二号中正誤

ペジ 段行 誤 正 未二 きよは きようは 末二 コンピューター コンピューター 元二 摘んしまう 摘んでしまう

同 第三号中正誤

ペジ 段行 誤 正 三三 申し上げ 申し上げ 三三 御外忙 御多忙 四四 先ほど 先ほど 七七 選挙 選挙

印刷者 大蔵省印刷局